国立印刷局の令和3年度の業務実績に関する評価書

令和4年8月24日 財務省理財局

様式3-1-1 行政執行法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関す	. 評価対象に関する事項							
法人名	独立行政法人国立印刷局							
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度						
	主務省令期間	令和2年度~令和6年度						

	2. 評価の実施者に関する事項									
Ξ	主務大臣	財務大臣								
	法人所管部局	理財局	担当課、責任者	国庫課 課長 坂口和家男						
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 原田佳典						

2	評価の	士(た)ァ	田十	フま活
ο.	音半1回 リノ・	夫旭に		ひ 尹 垻

評価の実施に当たっては、6月10日に国立印刷局理事長及び監事に対してヒアリングを行い、7月15日に有識者からの意見聴取を行った。

4.	その他評価に関する重要事項	i
— •		

様式3-1-2 行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定	B:全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参	\$考) 主務省令期	間における過年月	度の総合評定の特	犬況
(S, A, B, C, D)		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		В	В			
評定に至った理由	項目別評定は、困難度が高い4項目を含め6項目がA評定、17項目がB評定であり、1項目が	C評定であるもの	の、全体として事	事業計画における	所期の目標を達	成していること
	を総合的に勘案して、Bと評価する。					

2. 法人全体に対する評価 法人全体の評価 ・令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な対策を講じることにより、主要事業である日本銀行券の製造や研究開発、旅券の製造、官報の編集・印刷について確実に実施しており、国立印刷局に課せられた使命を果たしている。 ・令和6年度上期に予定している改刷の円滑な実施に向けて、現金取扱機器の製造事業者等との情報交換や新規設備投資の実施など各種取組を着実に推進していることに加え、新しい日本銀行券に関する認知度向上に向けた積極的な広報活動に努めていることは、評価できる。 ・官報掲載情報とGビズインフォとの情報連携や、法案誤りの再発防止に向けた取組のほか、ベース・レジストリの早期構築への協力を始めとした、事業計画に基づく各種取組を実施している点は評価できる。 ・他方で、労働基準監督署から是正勧告を受ける事案が発生しており、改善措置を直ちに講じるなど迅速な対応が実施されているものの、今後同様の問題が発生することがないよう再発防止の徹底に努められたい。 以上を踏まえ、全体としては事業計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。 特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における	5主要な課題、改善事項など
項目別評定で指摘した	・製品の一部における印刷不良について、同種・類似の事象が発生しないよう、再発防止の徹底を図る必要がある。
課題、改善事項	・労働災害の発生状況及び労働災害に起因し労働基準監督署から是正勧告を受けたことに対し、労働災害の再発防止に取り組むとともに、危険予知に関する教育をはじめとした安全
	衛生教育の更なる徹底を図る必要がある。
	・廃棄物排出量が目標値を上回った点について、有価物である損紙屑を廃棄物として処理する状況が継続する中においても、排出量の削減に向けて取り組む必要がある。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による監督命	該当なし
令を検討すべき事項	

令を検討すべき事項	
in the form	
4. その他事項	
監事等からの意見	○監事ヒアリング(令和4年6月10日)における監事からの主な意見
	・日本銀行券や官報等の各種製品について、誇りと責任感を持って、確実に製造の上納入している点は高く評価している。
	・社会環境の変化に対応し、次世代旅券の開発に向けた準備や官報掲載情報とGビズインフォとの情報連携等、情報サービスに関する事業への取組を推進している。今後は、よりス
	ピード感を持って対応する必要がある。
	・労働災害について、令和2年度と比較すると件数が減少したが、休業4日以上の労働災害が1件発生し、労働基準監督署から是正勧告を受けている。想定外の労働災害に対応する
	ため、先回りの予防策を考える等、一層の職員の意識改革が必要である。
その他特記事項	○独立行政法人国立印刷局の業務実績評価に関する有識者会合(令和4年7月15日)において、各委員から出された主な意見は以下のとおり。

- ・「環境保全」について、国内外のリサイクル情勢の変化を要因として、有価物である損紙屑を廃棄物として処理せざるを得なかったとのことだが、地球全体の環境を保全する観点 からすれば、損紙屑をリサイクルできるよう模索するべきではないか。
- ・「労働安全の保持」について、労働基準監督署から是正勧告を受けたことから厳しい評価を下しているが、休業4日以上の災害発生件数は前年度より減少しており、発生した災害 についても速やかに物的対策を講じている。ただし、令和3年度労働災害発生状況によれば、全国の休業4日以上の労働災害は前年度より増加しているため、国立印刷局において も、労働災害ゼロに向けた各種取組について、引き続き努めていただきたい。
- ・「人事管理」について、男性の育児休業取得率が86.5%であり、令和2年度雇用均等基本調査の結果の12.65%と比較して高いこと、また新規採用者に占める女性の割合が41%と高水準であることは評価できる。一方で、管理的地位にある女性職員の比率は、「国立印刷局一般事業主行動計画(女性の活躍の推進)」において設定された令和7年度末目標6.6%に対して令和3年度実績は3.8%と低水準で変化がないため、将来の目標を確実に達成する必要がある。
- ・「官報等事業」について、法制執務業務支援システム(e-LAWS)との情報連携や会社決算情報等のGビズインフォとの連携といった、デジタル化の進展を踏まえた情報サービスの拡充は高く評価できる。今後は、インターネット版官報や官報情報検索サービスにおいて、従来のPDF形式からCSV形式によるダウンロードができるようにするなど、国民の利便性をより高めるような取組を推進されたい。

様式3-1-3 行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表

	年度目標(事業計画)		左	下度評	画		項目別 調書No.	備考		年度目標(事業計画)		年	三度評 信		
		2	3	4	5	6					2	3	4	5	6
		年度	年度		年度						年度	年度	年度	年度	年度
Ι.	国民に対して提供するサービスその他の	業務の	質の向	上に関	する事	項			II	Ⅱ. 財務内容の改善に関する事項					, ,
	銀行券等事業	<u>A</u>	<u>A</u>	-						1. 予算、収支計画及び資金計画の策	В	В	/	/	1 /
	1. 銀行券等事業									定、採算性の確保					/ <u> </u>
	(1)財務大臣の定める製造計画の確	<u>AO</u>	$\underline{A \bigcirc}$				I - 1 - (1)			2. 短期借入金の限度額	_	_			
	実な達成														
	(2) 通貨当局との密接な連携による	A	A				I - 1 - (2)			3. 不要財産又は不要財産となること	В	_			/
	銀行券に対する信頼の維持・向上の									が見込まれる財産がある場合には、					/
	取組等									当該財産の処分に関する計画					
	(3) 国民に対する情報発信	А	A				I -1-(3)			4. 上記に規定する財産以外の重要な	В	_			l /
	(4)偽造抵抗力の強化等に向けた研	<u>A</u> O	<u>AO</u>				I -1-(4)			財産を譲渡し、又は担保に供しよう				/	/
	究開発									とするときは、その計画				/	/
	2. 銀行券等事業(銀行券以外)								17	V. その他業務運営に関する重要事項					
	(1) 旅券の製造	<u>AO</u>	<u>AO</u>	1 /			I -2-(1)			1. ガバナンスの強化に向けた取組					
	(2) その他の製品	В	В	1 /			I - 2 - (2)			(1) 内部統制に係る取組	В	В			
	官報等事業	A	A							(2) コンプライアンスの確保	С	В			
	3. 官報等事業			1 /											
	(1) 官報の編集・印刷	<u>AO</u>	<u>AO</u>	1 /			I -3-(1)			(3) リスクマネジメントの強化	В	В			
	(2) その他の製品	В	В	1/			I -3-(2)			(4)個人情報の確実な保護等への取	В	В			
										組					
										(5)情報セキュリティの確保	В	В			
Π.	業務運営の効率化に関する事項			1						(6) 警備体制の維持・強化	В	В			
	1. 組織体制、業務等の見直し				1 /					2. 人事管理	В	В			
	(1) 組織の見直し	В	В				$\Pi - 1 - (1)$			3. 施設及び設備に関する計画	В	В			
	(2)業務の効率化	В	В				$\Pi - 1 - (2)$			4. 保有資産の見直し	В	В			
			1	V	V	<u>/</u>	<u> </u>			5. 職場環境の整備					
										(1)労働安全の保持	CO	CO			
										(2)健康管理の充実	В	В			
														1 /	1/

※ 1	重要度を	「高」	と設定し	ている項目に	ついては各評詞	吾の構に	$[\cap]$	を付し	ている。
/•\ <u>I</u>	+ ×/× -	. 1001			~ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	U */ 1901 C	. 🔾 1	- 11	

^{※2} 困難度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引いている。

(3) 職務意識の向上・組織の活性化

6. 環境保全

7. 積立金の使途

В

В

В

В

項目別

調書No.

III-1

VI

VII - 1 - (1) VII - 1 - (2)

VII - 1 - (3)VII - 1 - (4)

VII - 1 - (5)

VII - 1 - (6)
VII - 2
VII - 3
VII - 4

VII - 5 - (1) VII - 5 - (2)

VII - 5 - (3)

VII - 6

VII-7

備考

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報		
I-1, $I-2$	銀行券等事業		
業務に関連する政策・施	(財務省)	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第1号、第2号、第5号、第6号、
策	総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に	(個別法条文など)	第7号、第2項及び第3項
	取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する		
	信頼の維持に貢献する。		
	政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止		
	施策4-1-1 通貨の円滑な供給		
	施策4-1-2 偽造通貨対策の推進		
	施策4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動		
	(外務省)		
	基本目標IV 領事政策		
	施策IV-1 領事業務の充実		
	施策 $\mathbb{N}-1-1$ 領事サービスの充実		
	施策IV-1-1(3) 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管 □		
	理及び申請手続の利便性の向上		
当該項目の重要度、困難	【重要度:高】 I-1-(1)、I-1-(4)、I-2-(1)	関連する政策評価・行政	(財務省)
度	【困難度:高】 I-1-(1)、I-1-(4)、I-2-(1)	事業レビュー	令和3年度事前分析表〔総合目標4〕
			令和3年度事前分析表〔政策目標4-1〕
			(外務省)
			令和3年度事前分析表〔外務省3-IV-1〕
			令和3年度行政事業レビューシート 事業番号0129

①主要なアウトプット (アウト	カム)情報							②主要なインプット情報	報(財務情	報及び人員	員に関するか	青報)	
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I-1-(1) 財務大臣の定める製	造計画の確実な達成	· 戈						売上高 (百万円)	57, 443	54, 979	/	/	
(参考指標) 設備投資計画において年度内受入 れとした1億円以上の設備の年度 内受入率(ただし、受注者側の事情 によるものを除く)		100%	100%	100%				売上原価(百万円)	43, 411	42, 131			
製造計画達成度	100%	100%	100%	100%				販売費及び一般管理費 (百万円)	5, 508	4, 717			
納期達成率	100%	100%	100%	100%				営業費用(百万円)	48, 919	46, 849			
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%				営業利益(百万円)	8, 524	8, 131			

(参考指標) 製紙機械 99.2% 99.4% 99.1% 生産設備の可動率 印刷機械 98.5% 98.7% 98.3% 情報漏えい、紛失・盗難発生の有無 無 無 無 無 無 I - 1 - (2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等 (参考指標) 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無(年1回12月末) 有 有 有 情報交換の実施回数 2回 4回 4回 (参考指標) (対応回数) (対応回数) (対応回数)	
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無 無 無 無 無 無 無 無	
I-1-(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等 (参考指標) 有 有 有 近貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無(年1回 12 月末) 有 4回 4回 情報交換の実施回数 2回 4回 4回 (参考指標) (対応回数) (対応回数) (対応回数)	
(参考指標) 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無(年1回12月末) 情報交換の実施回数 2回 4回 (参考指標) (対応回数) (対応回数)	,
通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無(年1回12月末) 有 有 情報交換の実施回数 2回 4回 (参考指標) (対応回数) (対応回数)	,
(参考指標) (対応回数) (対応回数)	
対応の内容と回数 2回 0回 0回 /	
I-1-(3) 国民に対する情報発信	
(参考指標) 来場者数 24,031 人 6,673 人 11,192 人	/
博物館来場者数、特別 展示等の開催·他の展	
示会への出展回数 出展回数 14 回 3 回 10 回 /	
博物館におけるアンケート結果 5 段階評価で平均 評価 3.5 超 4.56 4.51	
(参考指標) 出張講演等の実績回数 4回 0回 2回	
(参考指標) ビュー数 1,939,651 1,632,126 1,930,157 ページビュー数、更新 件 件 件	
回数 更新回数 675 回 709 回 715 回 /	
(参考指標) ホームページに寄せられた問合せ 100% 100% 100% に対する回答率	
工場見学者アンケート結果 5 段階評価で平均 評価 3.5 超 4.56 - 4.75	
I-1-(4)偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発	
研究開発計画の策定の有無 有 有 有 有 有 人	
終了案件に費や した費用に達成 度に応じた係数 を乗じて算定し た値の合計が当 該費用の合計を 上回る	
I-2-(1) 旅券の製造	
受注数量製造率 100% 100% 100% 100%	
納期達成率 100% 100% 100% 100%	

従事人員数 (人)				
(各年度4月1日現在)	4, 205	4, 179		

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、 印紙、郵便切手、旅券冊子等)の金額を記載。

ISO9001認証の維持・更新の 有無	有	有	有	有		
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%		
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無		
I-2-(2) その他の製品						
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%		
納期達成率	100%	100%	100%	100%		
保証品質達成率	100%	100%	100%	99.3%		
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無	無	無	無		

注)「I-1-(3) 国民に対する情報発信」については、国立印刷局及び銀行券に関する情報を国民に向けて発信しているが、銀行券等事業に関する情報発信が大宗を占めるため、銀行券等事業の項目としている。

3.	各事業年度の業務に係る目	標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評価	西及び主務大臣による評価		
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務等	実績・自己評価	主務大臣による評価
	十段日保	尹未司 四	计侧组条	業務実績	自己評価	
					<評定と根拠> 評定:A	評定 A
						「銀行券等事業」については全6項目中5
					「銀行券等事業」については、	項目が「A」評価となっているほか、一部未
					その他の製品において保証品質	達の定量的指標があったものの、他の定量的
					達成率が目標を下回ったもの	1日宗及いた圧吐がな状態のパッカルも、事業可囲
					の、適切な対応を行っている。そ	「におけるが粉の自信を建成している。
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		10244 Zh 1545 - 1 - 1 - 1		の他の定量的な数値目標を達成	
	銀行券等事業に関	する年度日標、事業計画及(が業務美績について	は、以下の各項目において詳細を記載。	するとともに、定性的な取組に	官垤寺にがかるドレしAリイクルを週別に
					ついては、事業計画における所	一一版形でせてわり、文任数重を削捌まてに惟大
					期の目標を達成していると認め	に納入したことが高く評価できる。
					られる。	また、令和6年度上期に予定している改刷
					また、銀行券等事業の6項目中	一の自信な美地に同じて、児童取扱機器の製垣
					3項目は困難度が「高」と設定さ	事未有 守 こ 少 情 報 文 撰 \ 初 然 政 備 汉 真 少 关
					れていること、1項目は定量的な	旭なく竹埋状組を有天に座りているはか、利
					数値目標を 120%以上達成して	しい
					いることを踏まえ、4項目を「A」	ザイン・偽造防止技術のホームページ配信な
					と評価している。 以上のことから、「銀行券等事	ど、情報発信にも積極的に取り組んでいる。
					業」については、6項目中5項目	以上のことから、「銀行券等事業」につい
					を「A」、他の1項目を「B」と	
					評価しており、全体として事業	
					計画における所期の目標を上回	
					る成果が得られていると認めら	

		れることから「A」と評価する。	
		<課題と対応>	
		<課題と対応> 特になし。	

|--|

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報								
I - 1 - (1)	財務大臣の定める製造計画の確実な達成								
業務に関連する政策・施	(財務省)	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第1号及び第6号						
策	総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に	(個別法条文など)							
	取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する								
	信頼の維持に貢献する。								
	政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止								
	施策4-1-1 通貨の円滑な供給								
当該項目の重要度、困難	【重要度: 高】通貨制度の根幹をなす銀行券について、財務大臣が指示す	関連する政策評価・行政	(財務省)						
度	る製造計画を確実に達成し銀行券を円滑に供給すると同時に、改刷の円	事業レビュー	令和3年度事前分析表〔総合目標4〕						
	滑な実施に向けた取組を確実に推進することは、財務省の重要な任務の		令和3年度事前分析表〔政策目標4-1〕						
	一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。								
	【困難度:高】高度な偽造防止技術を搭載した銀行券を、高い品質が均一								
	に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を確実に達								
	成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行するには、高度な技術								
	力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。								

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)														
指標等		達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期 間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 設備投資計画におり 入れとした1億円り 年度内受入率(ただ の事情によるものを	以上の設備の し、受注者側		100%	100%	100%				売上高(百万円)	57, 443	54, 979			
製造計画達成度		100%	100%	100%	100%] /			売上原価 (百万円)	43, 411	42, 131			
納期達成率		100%	100%	100%	100%				販売費及び一般管理費 (百万円)	5, 508	4, 717			
保証品質達成率		100%	100%	100%	100%] /			営業費用(百万円)	48, 919	46, 849			
(参考指標)	製紙機械		99. 2%	99.4%	99.1%				営業利益(百万円)	8, 524	8, 131			
生産設備の可動率	印刷機械		98.5%	98.7%	98.3%] /			呂未州盆(日月门)	8, 524	8, 131			
情報漏えい、紛失・盗無	盗難発生の有	無	無	無	無				従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4, 205	4, 179			

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等)の金額を記載。従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

左库口標	▄ ,Ψ,⇒Ӏ ▗ ;;	37.14.14.14.14.1		法人の業務実績	・自己評価		主務大臣による評価
年度目標	事業計画	評価指標 -		業務実績		自己評価	
国民に対して提供するサ	I 国民に対して提供するサ		(1) 財務大臣の定める製造計画	画の確実な達成		<評定と根拠> 評定:A	評定 A
ービスその他の業務の質の	ービスその他の業務の質の	評価指標の凡	① 銀行券の製造等				<評価の視点>
向上に関する事項	向上に関する目標を達成す	例:	イ 設備投資の的確な実施	色		中期設備投資計画に基	柔軟で機動的な製造体制のもと、
	るためとるべき措置	●定量的指標 	主要な設備の高機能化	Lやインフラ設備の更新	新に重点を置いた	中期 づき令和3年度の設備投資	品質で均質な銀行券を確実に製造し
1. 銀行券等事業(銀行券)	1. 銀行券等事業(銀行券)	○定性的指標	設備投資計画に沿って知	策定した令和 3 年度の	の設備投資計画に	基づ 計画を策定し、同計画を着	財務大臣の定める製造計画を達成し
(1) 財務大臣の定める製	(1)財務大臣の定める製		き、本局で各機関の進捗	歩を管理することにより	り、改刷の円滑な	実施 実に実施している。	か。
造計画の確実な達成	造計画の確実な達成		に向けた設備投資を含め	め、銀行券製造に係る記	設備投資を的確に	実施また、新型コロナウイル	
銀行券の製造につい	財務大臣の定める銀		した。また、1億円以上	の設備投資に当たって	は、その実施に先	立ち ス感染症の感染拡大の状	<評価に至った理由>
て、以下の取組を行う	行券製造計画の数量を		一件ごと、投資の必要性	生、仕様や調達方法の道	適切性を含めた費	用対 況下においても、改刷に向	主目標である日本銀行券の製造に
と同時に、改刷の円滑	確実に製造するため、		効果等を検証するととも	ちに、必要に応じて見直	直しを行った。さら	に、 けた各種取組を確実に実	いては、新型コロナウイルス感染質
な実施に向けた取組を	以下のとおり取り組む		設備の更新に当たってに	は、高機能化により生産	性の向上を図る な	さど、 施するとともに、製品品質	感染拡大の状況下においても防止質
確実に推進する。	と同時に、改刷の円滑		引き続き製造体制の効率	を化に取り組んだ。		の安定化や製造工程管理	講じつつ、以下の取組を的確に実施
	な実施に向けた取組を		なお、令和3年度に記	計画した1億円以上の針	銀行券製造設備の	導入 に係る継続的な取組を実	たことにより、財務大臣が定めた数
	確実に推進します。		は下表のとおりであり、	受注業者の事情(半年	尊体不足による部	品調 施して財務大臣が定める	のすべてを納期までに日本銀行へ
			達の遅れ)により受入	寺期が遅れることとなっ	った東京工場のイ	ンキ 製造計画を確実に達成し、	に納品している。
① 費用対効果を勘案	① 業務の質の向上並	○設備投資の的確	製造設備(令和4年3月	目が令和4年4月に変更	更)を除き、計画	どお 日本銀行との契約の履行	具体的な取組としては、中期設備
した設備投資等を行	びに製造体制の合理	な実施(参考指	り受入れ(注 1)を完了	し、受入率は100%と	なった(参考指標	令 を完遂している。	資計画に基づいた進捗状況の管理
うことにより、製造	化及び効率化を図る	標:設備投資計	和2年度:100%)。				元的に実施しているとともに、計画
体制の合理化、効率	ため、費用対効果を	画において年度		1		製造体制に関しては、交	1億円以上の重要案件の実行に際
化を図るとともに、	勘案しつつ、中長期	内受入れとした	件名	機関	台数	替勤務等による機械稼働	は設備投資委員会において投資の
保守点検を的確に行	的視点を踏まえた設	1億円以上の設		東京工場	1 台	体制を継続し、製造数量の	性や費用対効果等の再検証を行い、
うことにより、設備	備投資計画を策定	備の年度内受入	□ F			変更等に備え、柔軟で機動	時計画の見直しを行った上で投資
を安定的に稼働させ	し、事業の継続性の	率(ただし、受注	貼付機	小田原工場	1 台	的な体制を維持している。	行しているなど効果的な取組が行
る。また、品質管理及	確保に必要な設備投	者側の事情によ		彦根工場	1 台		ている。
び製造工程管理を徹	資等を的確に実施し	るものを除く))		東京工場	2 台	秘密管理に関する研修	また、設備の運用にあたっては、
底し、高品質で均質	ます。				1台	や点検を継続的に実施し、	期点検に加えて自主的な保全点検
な製品を確実に製造	設備の保守点検を		銀行券検査仕上機		·	職員の意識向上及び秘密	まえた修繕を計画的に実施してお
する。	計画的かつ的確に実			静岡工場	1 台	情報の漏えい防止に向け	生産設備の可動率がほぼ100%。
これらの取組によ	施することにより、			彦根工場	2 台	た取組を着実に実施して	るなど銀行券製造設備の安定稼働や
り、財務大臣の定め	製造設備の安定的な		インキ製造設備	小田原工場	2 台	いる。また、倉庫出入管理	能維持が保たれている。
る製造計画を確実に	稼働及び機能維持に				·	装置の適切な運用により、	さらに、長期連続操業や二交替
達成するとともに日	取り組みます。		裁刻機	小田原工場	1 台	銀行券製造工程における	などの実施により柔軟で機動的な
本銀行との契約を確	また、品質及び工					製品の紛失・盗難防止に対	体制を引き続き維持し、標準点検
実に履行する。	程管理の履行状況の		11 an	L. I.A	or A reserve		施しているほか、現行券製造と改
	点検、作業考査の実	○設備の保守点検		点検については、関係? 		1000000000000000000000000000000000000	備を両立させるなど、品質管理及
	施等を通じて、品質	の的確な実施	定期点検を的確に実施されています。				造工程管理の徹底も図られている
	管理及び製造工程管	(参考指標:生	を併せて実施した。その			め上のことから、「肉務	秘密管理担当者を対象とした研
	理を徹底し、高品質	産設備の可動	を計画的に実施するな	ど、その安定稼働及び	機能維持を図った	、 大臣の定める製造計画の	規則等の遵守状況にかかる自主点権

で均質な製品を確実	率)	なお、生産設備の可動率(注 3)については、抄紙機において	確実な達成」については、	作業考査等を実施したほか、セキュリ
に製造します。		99.1%、銀行券印刷機において 98.3%であった。	定量的な数値目標を達成	ティ強化の観点から導入した倉庫出入
これらの取組によ		(参考指標 令和 2 年度:抄紙機 99.4%、銀行券印刷機 98.7%)	しており、定性的な取組に	管理装置を適切に運用するなど情報及
り、財務大臣の定め			ついては事業計画におけ	び製品等の管理徹底に取り組んだ結
る製造計画を確実に		(注1) 受入れ	る所期の目標を達成して	果、秘密情報の漏えいや製品の紛失・
達成するとともに、		検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること	いると認められ、当該項目	盗難は発生していない。
日本銀行との契約に		(注2) 自主保全	の困難度が「高」であるこ	なお、新しい一万円券の製造準備が
基づき、納期までに		製造設備等を維持するために製造担当部門において点検、清	とに加え、新型コロナウイ	整ったことから、令和3年9月1日、
規格内製品を確実に		掃、給油等を行うこと	ルス感染症の感染拡大の	東京工場において「新日本銀行券印刷
納入します。		(注3) 生産設備の可動率	状況下においても目標を	開始式」を開催した。
		機械設備を故障なく正常に稼働させることができた割合であ	達成するとともに、改刷の	
		り、機械設備の生産保全度・作業効率を示す指標	円滑な実施に向けた各種	以上を踏まえ、本項目については、
		生産設備の可動率=(生産計画上の稼働日数-故障による停	取組を確実に実施してい	困難度が高い目標設定をしている中で
		止日数) /生産計画上の稼働日数	ることを踏まえ、「A」と	事業計画における所期の目標を達成し
			評価する。	ており、「A」評価とする。
	○品質管理の徹底	ロ 品質管理及び製造工程管理の徹底		
	に向けた取組	品質管理及び製造工程管理については、現行券の製造と改刷に向	<課題と対応>	
		けた各種確認実験が輻輳する中、計画どおり確実に遂行した。特に、	特になし。	
		発生した課題に対しては、本局と各工場間でリモート会議により、		
		速やかに情報共有を行いつつ、改善に向け取り組んだ。		
		また、作業現場においては、標準(注4)に定める手順により確実		
		に作業を実施するとともに、定期的な標準点検(注5)において作業		
		の手順を確認・検証し、作業が適正に実施されていることを確認し		
		た。		
		(注 4) 標準		
		作業現場において、高品質かつ均質な製品を効率的に製造す		
		るための基準		
		(注 5) 標準点検		
		作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づい		
		て適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上		
		点検するもの		
		ハ 改刷の円滑な実施に向けた取組		
		改刷の円滑な実施に向けて、検査装置類を含め製造設備を導入し、		
		各種確認実験を通して製造条件を確立し、品質管理方法や標準の整		
		備を進めた。		
		なお、新一万円券の製造準備が整ったことから、令和3年9月1		
		日に東京工場において「新日本銀行券印刷開始式」を開催した。		
	●製造計画達成度	政府による緊急事態宣言発令の対象期間中は、職員同士の接触機		

		(100%)	会を低減するため出勤人員を抑制し、感染拡大防止を図りながら、	
		●納期達成率(1	現行券の安定製造に努め、財務大臣の定める製造計画数量 (30 億枚)	
		0 0 %)	の規格内製品の製造を完遂するとともに、日本銀行へ納期までに納	
		●保証品質達成率	入した。また、改刷の円滑な実施に向けた取組も確実に進めた。	
		(100%)		
② 製造計画の変更や	② 財務大臣による緊	○緊急命令への対	② 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持	
災害等不測の事態が	急命令がいつ発せら	応に備えた体制	財務大臣による緊急命令にも対応し得る柔軟で機動的な製造体制を	
生じた際に最善の結	れても対応できるよ	の維持	維持するため、製紙抄造部門における長期連続操業(注 6)及び印刷・	
果が得られるよう、	う、柔軟で機動的な	○具体的事案発生	貼付部門の二交替勤務による機械稼働並びに製紙断裁部門、印刷検査	
柔軟な製造体制を確	製造体制を構築・維	時の的確な対応	仕上部門における昼連続稼働を継続した。	
保し、具体的事案の	持し、災害等の緊急		なお、財務大臣による緊急命令が発せられる事案はなかった。	
発生時には機動的に	の場合を含め、当初			
対応する。	予見し難い製造計画		(注 6) 長期連続操業	
	の変更等による製造		土曜日、日曜日及び祝日を含め 24 時間連続で操業すること	
	数量の増減に対して			
	も的確に対応しま			
	す。			
③ 情報漏えいや紛	③ 偽造防止技術等に	●情報漏えい、紛	③ 秘密情報及び製品の管理	
失、盗難を発生させ	関する秘密管理の徹	失・盗難発生の	イ 偽造防止技術等に関する秘密情報の管理	
ないことにより、国	底により情報漏えい	有無	偽造防止技術等に関する秘密情報の取扱いに当たっては、秘密管	
民や社会の信頼を維	を防止するととも		理に関する規則等を確実に運用することにより、その取扱いを徹底	
持する。	に、製品監視体制の		した。	
	維持・強化、製品の散		具体的な取組については、次のとおりである。	
	逸防止、保管管理、工		・ 本局及び各機関において、秘密管理者から各職員に対して、秘	
	程ごとの数量管理を		密管理に対する意識向上を図るための研修を実施(10月~11月)。	
	徹底することによ		・ 各機関において、秘密管理に関する規則等の遵守状況の自主点	
	り、紛失・盗難の発生		検の実施(11月)。	
	を防止します。		なお、偽造防止技術等に関する秘密情報の漏えいはなかった。	
			ロー紛失・盗難の発生防止	
			製品の数量管理及び保管管理については、各工場において、内部	
			規程に基づき確実に作業を実施しており、作業考査(注 7)におい	
			て、製品の取扱い、セキュリティ確保等に係る作業が適切に行われ	
			ていることを検証、確認した。	
			なお、紛失・盗難等の発生はなかった。	
			(注7)作業考査	
			作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて	
			適切に行われているかどうかを、生産管理担当者等が客観的な立	

場から年4回点検するもの	

4.	その他参考情報	卫
4.	てりが他参与用筆	TX.

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I - 1 - (2)	 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向_	貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等								
業務に関連する政策・施	(財務省)	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第6号、第7号、第2項及び第3							
策	総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に	(個別法条文など)	項							
	取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する									
	信頼の維持に貢献する。									
	政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止									
	施策4-1-2 偽造通貨対策の推進									
	施策4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動									
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政	(財務省)							
度		事業レビュー	令和3年度事前分析表〔総合目標4〕							
			令和3年度事前分析表〔政策目標4-1〕							

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプッ	主要なアウトプット (アウトカム) 情報 三等								②主要なインプット情	青報 (財務情報	服及び人員に関	する情報)		
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期 間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度			令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無 (年1回12月末)		有	有	有				7	売上高(百万円)	57, 443	54, 979			
(参考指標) 情報交換の実施回数		2 回	4 回	4 回					売上原価(百万円)	43, 411	42, 131			
(参考指標) 対応の内容と回数		(対応回数) 2 回	0 回	0 回					販売費及び一般管理費 (百万円)	5, 508	4, 717			
									営業費用(百万円)	48, 919	46, 849			
									営業利益(百万円)	8, 524	8, 131			

4, 179

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

4, 205

従事人員数 (人)

(各年度4月1日現在)

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅 券冊子等)の金額を記載。

3	. 各事業年度の業務に係る目	標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評価	西及び主務大臣による評価		
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	十及口际	学 未可凹	叶侧1日际	業務実績	自己評価	
	(2) 通貨当局との密接な連	(2) 通貨当局との密接な連		(2)通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組	<評定と根拠>評定:A	評定 A
	携による銀行券に対する	携による銀行券に対する		等		<評価の視点>
	信頼の維持・向上の取組等	信頼の維持・向上の取組			改刷の円滑な実施に向	偽造抵抗力の強化や銀行券の利便性
		等			けて、新型コロナウイル	の向上を図るための方策について検討
	① 偽造抵抗力の強化や	① 通貨当局と一体とな	○現在及び将来に	① 銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献	ス感染症の感染拡大の状	を進めるとともに、デザイン力の強化
	目の不自由な人が識別	って、偽造防止技術の	向けた偽造抵抗	イ 偽造防止技術に関する検討	況下においても、通貨当	等に努めたか。
	を容易に行うための工	高度化による偽造抑止	力の強化、利便	国内外の偽造防止技術、偽造動向等に関する調査・分析結果を踏ま	局と密接に連携し、新様	国内外の銀行券の流通状況や偽造動
	夫など銀行券の利便性	力、利便性及び券種識	性向上、識別容	え、将来の銀行券を見据えた新たな偽造防止技術の研究開発に取り組	式券の偽造防止技術の精	向について、通貨行政当局へ的確に情
	の向上を図るための方	別容易性の向上、国内	易性向上	んだ。	査、設備投資を着実に進	報提供を行ったか。
	策について検討を進め	外において通用する卓	●現金取扱機器の	また、改刷の円滑な実施に向けて、通貨当局と密接に連携し、これ	めるとともに、現金取扱	外国の銀行券関連機関からの研修・
	るとともに、デザイン	越したデザイン等につ	製造事業者への	まで開発してきた偽造防止技術を精査して新日本銀行券(以下「新様	機器の製造事業者等と情	視察を積極的に受け入れ、国際協力に
	力の強化等に努めるこ	いて検討を行い、銀行	情報提供(参考	式券」という。)の仕様に反映させた。加えて設備投資を着実に進める	報交換を行うなど、その	貢献したか。
	とにより、通貨当局と	券に対する国民の信頼	指標:情報交換	とともに、機密保持に配慮した上で、現金取扱機器の製造事業者等に	取組を確実に推進してい	
	一体となって銀行券に	の維持・向上に貢献し	の実施回数)	対して情報交換(4回:4月、6月、7月、令和4年1月)を行った。	ることは高く評価でき	<評価に至った理由>
	対する国民の信頼の維	ます。また、改刷の円滑			る。	国内外の銀行券の流通状況や偽造防
	持・向上に貢献する。ま	な実施に向けて、AT		ローデザイン力の強化		止技術の動向については、新型コロナ
	た、改刷の円滑な実施	Mなどの現金取扱機器		デザイン力、彫刻技術の向上のため、将来の銀行券を視野に入れた	国内外から得られた銀	ウイルス感染症の感染が拡大する中で
	に向けて、ATMなど	の製造事業者等に対		肖像、主模様、ラフ下図等をはじめ、図案、彫刻等の各種習作に取り	行券の偽造や改刷状況、	あっても可能な範囲で国際会議に参加
	の現金取扱機器の製造	し、機密保持に配慮し		組んだ。	偽造防止技術の動向等の	し、積極的に情報を収集している。収
	事業者等に対し、機密	た上で的確な情報提供			情報について、通貨当局	集された情報はセキュリティレポート
	保持に配慮した上で的	を行います。			と情報交換するととも	等として通貨当局に提出されているほ
	確な情報提供を行う。				に、セキュリティレポー	か、今後の研究開発の方向性等にかか
					トの提出などにより情報	る意見交換を行い認識の共有化を図っ
	② 国際的な広がりを見	② 国際会議等におい	○偽造動向や銀行	② 銀行券の動向に関する情報提供等	提供を行っている。	ているなど、通貨当局と一体となった
	せる通貨の偽造に対抗	て、国内外における銀	券全般に係る的	イ 国際会議等への参画・外国銀行券関連機関への訪問		取組を進めている。
	するため、銀行券の流	行券の偽造や改刷状	確な情報収集・	欧州の中央銀行及び銀行券製造機関により構成される欧州銀行券		また、本年度においても、令和6年
	通状況及び銀行券の偽	況、偽造防止技術の動	通貨当局への情	会議の銀行券材料委員会及び銀行券セキュリティ委員会(10月開催)	以上のことから、「通貨	度上期に予定している改刷の実施に向
	造動向の調査、外国の	向等について情報交換	報提供(参考指	へのオンラインによる参加等を通じ、諸外国における銀行券の偽造や	当局との密接な連携によ	けて、通貨当局と連携しつつ偽造抵抗
	銀行券関連機関や国際	を行うとともに、外国	標:通貨当局の	改刷状況、偽造防止技術の動向等に関する情報を収集した。	る銀行券に対する信頼の	力強化にかかる取組を確実に進めてい
	会議への訪問、出席等	の銀行券関連機関への	要望に沿ったセ	なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、参画を	維持・向上の取組等」に	るほか、現金取扱機器の製造事業者等
	を通じて、広く通貨全	訪問等を実施すること	キュリティレポ	予定していたその他の国際会議については、延期や中止となった。ま	ついては、通貨当局と密	との情報交換や新規設備投資も着実に
	般に関する情報を収集	により、広く情報収集	ートの提出の有	た、予定していた外国銀行券関係機関への訪問を中止した。	接に連携し、新様式券に	実施していることは評価できる。
	し、通貨当局へ的確に	を行います。また、それ	無(年1回12		採用する偽造防止技術を	
	情報提供等を行う。	らの結果得られた情報	月末))	ロ 通貨当局への情報提供等	精査し仕様に反映したこ	以上を踏まえ、本項目については事
		を必要に応じて通貨当		改刷関連の情報及び国内外の銀行券に関する偽造動向等について、	と、設備投資を着実に進	業計画における所期の目標を達成して
		局に報告するととも		関係省庁等連絡会議において通貨当局へ情報提供した(10月)。	めるとともに、現金取扱	いることに加え、令和6年度上期に予
		に、通貨当局からの要			機器の製造事業者等との	定している改刷の円滑な実施に向け
		望に沿ったセキュリテ		ハ セキュリティレポートの提出	情報交換や、通貨当局に	て、通貨当局との連携を着実に実施し

	ィレポートを作成し、		通貨当局と協議の上、通貨当局の要望事項等について確認(4月)	対する偽造動向等収集し	ていると認められることから「A」評
	12月末までに通貨当		し、国内外から情報収集した内容等を踏まえてセキュリティレポート	た情報の提供を行ったこ	価とする。
	局に提出します。		を作成し、通貨当局へ提出(12月)するとともに、内容について通貨	となど、改刷の円滑な実	
			当局へ説明(令和4年2月)を行った(参考指標 令和2年度:令和	施に向けた取組を確実に	
			2年12月提出、令和3年2月説明)。	推進していることを踏ま	
				え、「A」と評価する。	
③ 外国政府、外国の銀	③ 外国政府、外国の銀	○国際協力への対	③ 国際協力に関する取組等		
行券関連機関等から要	行券関連機関等(以下	応 (参考指標:対	外国の銀行券関連機関からの研修及び視察に関しては、新型コロナウ	<課題と対応>	
請があった場合には、	「外国政府等」とい	応の内容と回	イルス感染症の感染拡大の影響により、要請がなかった(参考指標)令	特になし。	
国内銀行券の製造等の	う。)による当該国・地	数)	和2年度:研修0回、視察0回)。		
業務に支障のない範囲	域における外国銀行券				
内で、製造や技術に関	等の円滑な製造等に貢				
する協力、研修・視察の	献するとの観点から、				
受入れや専門技術を有	外国政府等から要請が				
する職員の派遣を積極	あった場合には、国内				
的に行うことにより、	銀行券の製造等の業務				
国際的な貢献を行う。	の遂行に支障のない範				
	囲内で、関係機関との				
	緊密な連携の下、製造				
	技術等に関する協力、				
	研修・視察の受入れを				
	積極的に行うことによ				
	り、国際協力に貢献し				
	ます。				

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関す	- る基本情報							
I - 1 - (3)	国民に対する情報発信							
業務に関連する政策・施	(財務省)	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第2号及び第7号					
策	総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に	(個別法条文など)						
	取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する							
	信頼の維持に貢献する。							
	政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止							
	施策4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動							
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政	(財務省)					
度		事業レビュー	令和3年度事前分析表〔総合目標4〕					
			令和3年度事前分析表〔政策目標4-1〕					

主要な経年デー			T. Im							(a) (b) (b) (c)		HH) [[
①主要なアウトス	プット(ア								②主要なインプット情	「報(財務情	報及び人員に	こ関する情報)	
指標等		達成目標(指数)	基準値 (前中期目 標期間最終 年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 博物館来場者数、	来場者数		24,031 人	6,673 人	11, 192 人				売上高(百万円)	68, 217	65, 604			
特別展示等の開	開催		5 回	4 回	4 回									
催・他の展示会へ の出展回数	出展回数		14 回	3 回	10 回				* E/F / Z = III)	50.700	40, 100			
博物館におけるアン 果	ンケート結	5 段階評価で平均評価3.5 超	4. 56	4. 36	4. 51				売上原価(百万円)	50, 783	49, 136			
(参考指標) 出張講演等の実績[回数	0.074	4 回	0 回	2 回				販売費及び一般管理費 (百万円)	12, 803	11, 715			
(参考指標)	ビュー数		1, 939, 651	1, 632, 126	1, 930, 157									
ページビュー数、	しュー毅		件	件	件									
更新回数	更新回数		675 回	709 回	715 回				営業費用(百万円)	63, 586	60, 850			
(参考指標) ホームページに書 問合せに対する回 ²			100%	100%	100%				営業利益(百万円)	4, 631	4, 754			
工場見学者アンケー	一卜結果	5 段階評価で平均評価3.5 超	4. 56	_	4. 75				従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4, 205	4, 179			

注)②は、印刷局全体での金額及び従事人員数を記載。従事人員数は、全常勤職員数を記載。

3	. 各事業年度の業務に係る目	標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評値			
	F 広 D JA	中业 1 元	=== /== /== /== /== /== /== /= /= /= /=	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価	
	(3) 国民に対する情報発信	(3) 国民に対する情報発信		(3) 国民に対する情報発信	<評定と根拠>評定:A	評定 A
	博物館の展示やホーム	国立印刷局に対する理	○博物館の展示や	イ 博物館における活動及びイベント出展・協力		<評価の視点>
	ページの充実、工場見学	解や銀行券に対する信頼	特別展示等の充	(イ) 博物館の展示内容の充実・特別展示等の開催	来館者アンケートの結	国立印刷局に対する理解や銀行券に対
	の積極的な受入れ等を通	を深めるため、国立印刷	実(参考指標:	・ 博物館については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影	果(5段階評価による平	する信頼を深めるために、適切な情報提
	じて、国民に分かりやす	局や銀行券に関する情報	博物館来場者	響に伴い、4月15日から7月27日まで臨時休館を行ったが、公	均評価 4.51) について	供を行っているか。
	く各種情報を提供しつ	を国民に向けて分かりや	数、特別展示等	益財団法人日本博物館協会が策定する「博物館における新型コ	は、年度目標である平均	
	つ、国民の声を聞くこと	すく発信します。	の開催・他の展	ロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた物的対策	評価 3.5 を大きく上回っ	<評価に至った理由>
	で、国立印刷局に対する	具体的には、博物館に	示会への出展回	等の感染症対策を講じた上で7月28日から再開した。	ている。これは、新型コ	新型コロナウイルス感染症の感染拡大
	理解や銀行券に対する信	おいて、展示内容の充実	数)	・ 再開後は、来館者の理解が深められるような趣向を凝らした特	ロナウイルス感染症の感	防止のため、博物館については臨時休館
	頼を深める。また、銀行券	や来館者の理解を深める		別展示等について、4回開催した(参考指標 令和2年度:4回)。	染拡大防止対策を確実に	していたが、感染症対策や拡大防止策を
	に対する関心を深めるた	ような趣向を凝らした特		・ 国民への情報提供の機会として、「第 44 回お金と切手の展覧	講じつつ、趣向を凝らし	講じたうえで、再開した。再開後、特別展
	め、次世代を担う子供た	別展示等を実施すること		会(三重県四日市市)」(8月)等のイベント出展等を予定してい	た特別展示等の開催、近	示等の開催、近隣の自治体や教育機関等
	ちを対象とした広報の充	により、来館者の満足度		たが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、主催	隣の自治体や教育機関に	に対して積極的にPR活動を実施するな
	実に努める。	を高めることに取り組む		者側の判断により中止となった。	対してPR活動等の各種	どの取組により、博物館の来場者からの
		とともに、講演等を通じ		なお、外部機関からの依頼に基づき、展示パネルの貸出し等を	取組が、来館者の高い満	アンケート結果は、所期の定量目標を上
		て広く国民への情報発信		10 回行った(参考指標 令和 2 年度:3 回)。	足度につながっているも	回る成果を挙げている(129%)。
		に努めます。			のと評価できる。	また、工場見学については、一定の再開
		また、ホームページに		(ロ) 来館者確保のための取組	さらに、博物館の再開	期間における工場の見学者からのアンケ
		おいて、必要な情報の提		・ 博物館の再開に際して、これまで実施してきた職員へのフェイ	に際しては、新型コロナ	ート結果が所期の定量目標を上回る成果
		供を確実に実施するとと		スシールドの着用、フロアマーカーやアクリル板の設置等の新	ウイルス感染症の感染防	を挙げている(136%)。
		もに、適切な情報発信に		型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を確実に講じるとと	止対策を講じている。	ホームページに寄せられた各種問合せ
		取り組みます。ホームペ		もに、検温、マスク着用、手指消毒等の徹底についてホームペー		に対して、連絡先が不明などの理由によ
		ージに寄せられる外部か		ジに掲載し、また、館内への掲示に加え、入口付近にサーマルカ	ホームページについて	り回答が困難なものを除き、全てに回答
		らの問合せに対しては、		メラ、二酸化炭素濃度測定器、サーキュレータを設置するととも	は、必要な情報の提供と	していることに加え、ソーシャルネット
		正確かつ確実に回答を行		に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象期間中の開	ウェブアクセシビリティ	ワーキングサービスを通じた情報発信は
		います。		館に限り、来館者に氏名及び連絡先の記入を求める等、更なる感	の向上を図り、利用者視	評価できる。
		銀行券印刷工場におい		染拡大の防止に取り組んだ。	点に立った情報発信を行	さらに、新しい銀行券に関する認知度
		ては、感染症対策を徹底		・ 特別展示等の開催情報について、博物館紹介関連サイトに掲載	った。	向上に向けて、デザインや偽造防止技術、
		した上で見学を受け入れ		するとともに、近隣の自治体や教育機関等に対して開催案内等		新日本銀行券印刷開始式の模様をホーム
		るとともに、分かりやす		を配布しPR活動を行った。	令和2年3月から休止	ページ配信する等、積極的な広報活動に
		い解説、展示を行うこと		・ 来館者の関心を高めるとともに、銀行券等に関する情報を発信	していた工場見学につい	努めている。
		で、来場者の満足度を高		するため、博物館ニュースを発行し(7月、12月)、来館者をは	ては、令和4年1月に見	なお、創立150年を記念して「国立印
		めることに取り組みま		じめ近隣の自治体や教育機関等に配布した。	学受入れを再開したが、	刷局創立150年記念式典」を東京工場
		す。			その後の新型コロナウイ	において挙行し、その模様をホームペー
		また、銀行券に対する		以上の取組により、博物館来場者数は、11,192 人となった(参考	ルス感染症の感染拡大を	ジで配信している。
		関心を深めるため、次世		指標 令和 2 年度: 6,673 人)。	踏まえ、同月中に休止す	20
		代を担う子供たちを対象			るなど、感染拡大の状況	以上を踏まえ、本項目については事業
		とした広報の充実に努め	●博物館における	(ハ)来館者の満足度		計画における所期の目標を大きく上回る
		2 - 1 - 1 - 1 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7	214 27 200 45 17 32	. / / ///// - " //	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	THE THE STATE OF T

ます。	アンケート結果	各種取組の成果を検証するとともに、来館者の要望を把握し、	る。	成果を得ていることに加え、新しい銀行
	(5段階評価で	展示の改善等につなげるため、来館者の満足度についてアンケ		券に関する情報のホームページ配信等の
	平均評価3.5	ートを実施した結果、5段階評価による平均評価は4.51であっ	子供向けの広報につい	取組が評価できることから「A」評価とす
	超)	た。(参考指標 令和2年度:4.36)	ては、令和2年度末に配	る。
		なお、休止していた体験装置については、押しボタン式から足	信を開始した「オンライ	
		踏み式に改良し使用を再開した(8月)。	ン工場見学」に加え、「令	
			和3年度こども霞が関見	
	○国民に対する情	(二) 出張講演の実施	学デー」にオンライン方	
	報発信の充実	国民に対する情報発信の一環である出張講演については、お札	式で参画するなど情報発	
	(参考指標:出	の製造工程、偽造防止技術及びお札の成り立ちに関する出張講演	信に努めている。	
	張講演等の実績	を2回開催した(参考指標 令和2年度:0回)。		
	回数)		機会を捉えて、新様式	
			券に関する認知度向上に	
		ロ ホームページ等による情報提供	向けた広報活動に努めて	
		(イ) ホームページの充実	いる。	
		国民に向けてより分かりやすい情報発信を目的として、ホーム		
		ページに掲載するコンテンツの充実等に取り組んだ。	令和3年度は、創立150	
		具体的な取組は、次のとおりである。	年という国立印刷局の節	
		ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を通じた情報	目の年であることを契機	
		発信については、国立印刷局フェイスブック及びツイッターに	として、記念式典の挙行	
		より、イベント情報、製品及び製造工程の紹介等の情報を中心と	や創立 150 年記念サイト	
		して記事掲載を行い、情報の拡散及びホームページへの誘導手	の開設など、国立印刷局	
		段に活用した(フェイスブック計 61 件・ツイッター計 63 件記	に対する国民の理解を一	
		事掲載)。	層深める取組を行ってい	
		・ 総務省が策定したガイドライン(みんなの公共サイト運用ガイ	る。	
		ドライン)において推奨される規格に基づくウェブアクセシビ		
		リティ(注)の向上を図るため、工場見学及び博物館のページに		
		ついて、色覚多様性に配慮した画像濃淡 (コントラスト) の明確	以上のことから、「国	
		化等の対応を図った(令和4年3月)。	民に対する情報発信」に	
		創立 150 年を迎えたことから、創立 150 年記念サイトを開設	ついては、定量的な数値	
		し(7月)、国立印刷局の創設から現在までの歩み、記念行事等	目標を 120%以上達成し	
		に関する特集ページを掲載し、コンテンツの充実を図った。	ているとともに、定性的	
			な取組については事業計	
	○ホームページの	ホームページのページビュー数は、1,930,157件、更新回数は715	画における所期の目標を	
	充実(参考指標:	回となった(参考指標 令和2年度:ページビュー数1,632,126	達成していると認められ	
	ページビュー	件、更新回数 709 回)。	ることを踏まえ、「A」と	
	数、更新回数)	(注) ウェブアクセシビリティ	評価する。	
		高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・		
		身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセ	<課題と対応>	
		スし利用できること	特になし。	

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	(ロ) ホームページに寄せられた問合せに対する回答状況	
世に対する回答		
実績(参考指標:		
ホームページに		
寄せられた問合		
せに対する回答		
率)	100/02 3/20	
●工場見学者アン	ハ 工場における広報活動	
ケート結果 (5	東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場において実施している	
段階評価で平均	工場見学については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観	
評価3.5超)	点からその受入を休止していたが、令和4年1月、感染拡大防止対策	
	を徹底した上で工場見学の受入を再開した。	
	しかしながら、その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏	
	まえ、同月中に見学受入れを休止した。	
	再開した工場見学で実施した工場見学者アンケートの結果について	
	は、5 段階評価による平均評価が 4.75 であった(令和元年度:4.56)。	
	ニー子供向け広報の充実	
	令和6年度上期を目途として新様式券が発行されることを契機とし	
	て、次世代を担う子供たちの銀行券に対する関心を深めるため、子供に	
	向けた広報の充実に努めた。	
	「令和 3 年度こども霞が関見学デー」については、新型コロナウイ	
	ルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン方式で参画し、「はっけ	
	んお札の秘密〜国立印刷局オンライン工場見学〜」と題するコンテンツ	
	をホームページ上で公開した(8月)。	
	なお、行政機関が主催した取組への参画、地域イベント開催時におけ	
	る出展など、子供向けの広報活動を実施する予定としていたが、新型コ	
	ロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、実施を取り止めた。	
	中止となった主なイベントは、次のとおりである。	
	・ 第 44 回お金と切手の展覧会(三重県四日市市)	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	本 新日本銀行券印刷開始式	
	新日本銀行券印刷開始式 新一万円券の製造準備が整ったことから、令和3年9月1日に東京	
	工場において「新日本銀行券印刷開始式」を開催した。	
	また、新様式券に関する認知度向上に向けて、新様式券のデザインや	
	偽造防止技術、印刷開始式の模様をホームページで配信した(9月)。	
	へ 創立 150 年記念行事	
	創立 150 年を記念して「国立印刷局創立 150 年記念式典」を東京工	

	場において挙行した。記念式典では、秋篠宮皇嗣殿下から国立印刷局役	
	職員に対してビデオによるおことばを賜るとともに、式典終了後、秋篠	
	宮皇嗣同妃両殿下にオンラインで東京工場を御視察いただいた。	
	また、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を一層深める	
	ため、記念式典の模様をホームページで配信した(11月)。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報							
I - 1 - (4)	造抵抗力の強化等に向けた研究開発							
業務に関連する政策・施	(財務省)	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第6号及び第7号					
策	総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に	(個別法条文など)						
	取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する							
	信頼の維持に貢献する。							
	政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止							
	施策4-1-2 偽造通貨対策の推進							
当該項目の重要度、困難	【重要度: 高】銀行券の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進する	関連する政策評価・行政	(財務省)					
度	ことは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持する	事業レビュー	令和3年度事前分析表〔総合目標4〕					
	うえで重要な要素であるため。		令和3年度事前分析表〔政策目標4-1〕					
	【困難度:高】銀行券への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の							
	開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能							
	力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求め							
	られるため。							

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット	(アウトカム)	情報					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期 間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
研究開発計画の策定の 有無	有	有	有	有			
研究開発活動の成果	終了条件に費 とした を成度を を成数 を 係 定 に の 合 計 の 合 計 の 合 計 の 合 計 の 合 計 の る と り と り り り り り り り り り り り り り り り り	上回った	上回った	上回った			

②主要なインプット情	_{青報} (財務情報	及び人員に関す	つる情報)		
	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
売上高(百万円)	57, 443	54, 979			
売上原価(百万円)	43, 411	42, 131			
販売費及び一般管理費 (百万円)	5, 508	4, 717			
営業費用 (百万円)	48, 919	46, 849			
営業利益(百万円)	8, 524	8, 131			
従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4, 205	4, 179			

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅 券冊子等)の金額を記載。

左声只無	+ ₩⇒1 :	三十八十二	法人の	業務実績・自己評価		主務大臣による評価
年度目標	事業計画	評価指標	業務実績		自己評価	
4) 偽造抵抗力の強化等に	(4) 偽造抵抗力の強化等に		(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発		<評定と根拠>評定:A	評定 A
向けた研究開発	向けた研究開発	●研究開発計画の	イ 研究開発の実施			<評価の視点>
偽造抵抗力の強化等に	独自の偽造防止技術の	策定の有無	研究開発の実施に当たっては、令和る	3年3月に策定した研究開発計画	研究開発については、	研究開発にかかる計画を策定し
向けた研究開発に係る計	維持・向上や製造工程の		に沿って 5 分野 13 件の研究課題に取り	組んだ(令和2年度:5分野10	将来の銀行券を視野に入	造防止技術の開発等につながる研
画を策定し、独自の偽造	効率化、製紙・印刷技術の		件)。		れ、中長期的視点に立っ	着実に進めたか。
防止技術の開発、製紙・印	高度化に向けた研究開発				て中期及び単年度の研究	
刷技術の高度化、製造工	を着実に実施するため、		分野	件数	開発計画を策定し、当該	<評定に至った理由>
程の効率化等につながる	研究開発計画を策定し、		偽造防止技術の開発	1件(1件)	計画に沿って確実に進め	研究開発については、策定した
研究を着実に進め、銀行	当該計画に沿って研究開		設備開発	3件(3件)	たこと、行政のデジタル	開発計画に沿って5分野13件の
券の偽造抵抗力の強化に	発を進めます。		製紙・印刷技術の高度化	1件(1件)	化等の社会環境の変化を	について的確に進めており、特許
貢献する。また、計画の実	また、研究開発評価シ		製品開発	2件(3件)	踏まえ、デジタル技術を	や学会報告を行うなどの成果を挙
行に際しては、事前、中	ステムの運用を通じて、		基礎的研究	6件(2件)	活用した偽造防止技術の	いる。
間、事後の評価を徹底し、	事前・中間・事後評価を適		計	13件(10件)	開発を進めたことは評価	特に、新規機能性材料に関する
その成果を適切かつ効果	切に実施し、評価結果に		※ () 内は、令和2年度実績		できる。	が、「2020年紙パルプ技術協会
的に活用するとともに、	応じて是正等の対応を図					を紙パルプ技術協会から受賞され
機密保持に配慮した上で	るとともに、研究開発計		各分野における具体的な取組につい	ては、次のとおりである。	研究開発評価について	とは高く評価できる。
必要に応じて特許の出願	画へ適切に反映します。		(イ)偽造防止技術の開発		は、研究開発評価システ	研究開発の実施に際しては、研
や学会での報告を行う。	効果的な研究開発の推進		近年の技術動向等を踏まえ、新たな偽造防止技術の創出及び製造適		ムを運用することによ	発評価委員会において各研究課題
	や質の向上に努めること		性の検証に取り組んだ。		り、研究課題等の事前・	して事前及び中間、事後の各評価
	により、研究開発活動に				中間・事後評価を行い、	われているほか、評価結果は各研
	よる成果が得られるよう		(口) 設備開発		その結果を研究開発計画	発実施機関にフィードバックされ
	取り組みます。		高品質で均質な製品の製造を維持	するために必要となる各工程の	へ適切に反映し、PDC	ともに翌年度の研究開発計画等に
	なお、研究成果につい		生産設備、生産プロセス全体の効率化	上・合理化に向けた製造設備等の	Aサイクルを確実に機能	されるなど、PDCAサイクルか
	ては、適切かつ効果的に		開発に取り組んだ。		させている。	に機能していると認められる。
	活用するとともに、機密				これらの取組の結果、	
	保持に配慮した上で必要		(ハ)製紙・印刷技術の高度化		評価指標である研究開発	以上を踏まえ、本項目について
	に応じて特許の出願や国		印刷技術について、製造工程におり	ける電力量削減など、環境負荷低	活動の成果については、	難度が高い目標設定をしている中
	内外の会議、学会等で報		減に向けた新たなインキ開発に取り	組んだ。	年度目標を達成してい	事業計画における所期の目標を達
	告を行います。				る。	ていると認められることから「A
			(二) 製品開発			価とする。
			旅券の高機能化、仕様変更等に反映	央するため、偽変造防止技術及び	創出した成果について	
			製品仕様の整理並びに製造技術及び	品質管理方法の確立に向けて取	は、特許出願したほか、	
			り組むとともに、デジタル技術を活用	用した偽造防止技術の開発に取り	紙パルプ技術協会から 1	
			組んだ。		件の表彰を受けたこと	
					は、国立印刷局における	
			(ホ) 基礎的研究		研究開発の成果が高く評	
			各種技術及び製品の調査・分析を対	進めるとともに、新たな材料の検	価されたものと認められ	
			討などの基礎的研究に取り組んだ。		る。	

- ○事前・中間・事後 評価の適切な実
- ○事前・中間・事後 評価結果に対す る適切な対応及 び研究開発計画 への適切な反映
- ●研究開発活動の 成果(終了案件 に費やした費用 に達成度に応じ た係数を乗じて 算定した値の合 計が当該費用の 合計を上回る)
- ○研究開発成果の 適切かつ効果的 な活用(特許出 願、学会での報 告)

口 研究開発評価

(イ) 評価の実施及び評価結果の反映

令和3年度に終了する課題の事後評価、令和4年度に継続を予定す | 抵抗力の強化等に向けた る課題の中間評価及び令和 4 年度に新規設定する候補課題の事前評 価については、研究開発評価システムの運用を通じて、研究開発評価│定量的な数値目標を達成 委員会において、成果の創出状況、計画に対する進捗状況、最終目標│しており、定性的な取組 達成の可能性の視点等から評価を行い、評価結果を研究開発実施機関 │ については事業計画にお にフィードバックした(12月)。

また、開発の方向性の見直しが生じた研究課題に対して、取組内容│ていると認められ、当該 及び計画を再検討し、令和4年度の研究開発計画等へ適切に反映した | 項目の困難度が「高」で (令和4年3月)。

(ロ)研究開発活動の成果

令和3年度終了予定の課題7件に係る事後評価の結果、研究開発活 │ <課題と対応> 動の成果(終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算 定した値の合計値)が終了案件の費用の合計を約2%上回った。

ハ 研究開発成果の活用

創出した研究成果については、特許出願を行ったほか、学会等におい て報告した。

(イ) 特許出願状況

次の各分野における特許について、合計 50 件の出願を行った(令 和2年度:42件)。

分野	件数
偽造防止技術の開発	4件 (10件)
設備開発	16件(7件)
製紙・印刷技術の高度化	1件(3件)
製品開発	28件(14件)
基礎的研究	1件(8件)
計	50件 (42件)

※() 内は、令和2年度の年間実績

(ロ)会議、学会での報告

有用な研究開発成果4件について、偽造防止技術の開発等への影響 に配慮しつつ、下表のとおり学会等において報告した。

学会等	報告内容	実施月
紙パルプ技術協会	用紙材料の処理方法と用紙特性の関	с Н
(注 1)	係に関する発表	6月
日本印刷学会	凹版インキの環境負荷低減に関する	7月

以上のことから、「偽造 研究開発」については、 ける所期の目標を達成し あることを踏まえ、「A」 と評価する。

(注2)	発表		
	新規スクリーン版面の製造技術に関	7月	
	する発表	7 月	
	紙メディアの付加価値に関する発表	11月	
(注1) 紙パルプ	技術協会		
紙パルプに	関する産業技術及び学問の交流を促進し、これ	ら産業の発	
展を図ること	を目的として活動を行っている国内団体		
(注2) 日本印刷:	学会		
印刷に関す	る学理及びその応用の進歩普及を図り、学術等の	の発展に寄	
与することを	目的として活動を行っている国内学会		
また、令和	2年6月に紙パ技協誌(紙パルプ技術協会発刊)	に寄稿し	
た新規機能性	材料に関する研究(「セルロースナノファイバ・	ーと機能性	
材料の複合体	の開発」) について、特に優秀な報文と認められ	、「2020年	
紙パルプ技術	協会賞」を受賞した(7月)。		

4	その他参考情報
4	イの性変色情報

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報						
I - 2 - (1)	学の製造						
業務に関連する政策・施	(外務省)	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号				
策	基本目標IV 領事政策	(個別法条文など)					
	施策IV-1 領事業務の充実						
	施策 $\mathbb{N}-1-1$ 領事サービスの充実						
	施策IV-1-1(3) 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管						
	理及び申請手続の利便性の向上						
当該項目の重要度・困難	【重要度: 高】外務省との契約を確実に履行し、旅券に対する信頼性や国	関連する政策評価・行政	(外務省)				
度	民の円滑な海外渡航を確保することは、国民生活の安定に寄与するため	事業レビュー	令和3年度事前分析表〔外務省3-IV-1〕				
	の重要な要素であるため。		令和3年度行政事業レビューシート 事業番号0129				
	【困難度:高】高度な偽造防止技術を搭載した旅券を、高い品質を均一に						
	保った状態で大量生産し、外務省との契約を確実に履行するには、高度						
	な技術力や徹底した品質管理及び製造工程の管理が求められるため。						

2. 主要な経年データ ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 指標等 達成目標 基準値 令和 2 3 令和2 4 5 6 3 4 5 6 (指数) (前中期目標期間 年度 最終年度値等) 100% 100% 100%100% 売上高(百万円) 57, 443 54, 979 受注数量製造率 納期達成率 100% 100% 100% 100% 売上原価(百万円) 43, 411 42, 131 ISO9001認証の 販売費及び一般管理費 有 有 有 有 5, 508 4,717 維持・更新の有無 (百万円) 100% 100% 100% 100% 保証品質達成率 営業費用(百万円) 48, 919 46, 849 情報漏えい、紛失・盗難 無 無 無 無 営業利益(百万円) 8, 524 8, 131 発生の有無 従事人員数(人) 4, 205 4, 179 (各年度4月1日現在)

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、 旅券冊子等)の金額を記載。

	-1- VIV1		法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価	
2. 銀行券等事業(銀行券以	2. 銀行券等事業(銀行券以		(1) 旅券の製造	<評定と根拠>評定:A	評定 A
外)	外)	●受注数量製造率	イ 柔軟で機動的な製造体制		<評価の視点>
(1) 旅券の製造	(1) 旅券の製造	(100%)	旅券の製造については、政府により発令された緊急事態宣言及びま	新型コロナウイルス感	徹底した品質・製造工程管理の下で
旅券については、徹底	旅券の製造に当たって	●納期達成率(1	ん延防止等重点措置の対象期間中は接触機会を低減するため出勤人員	染症の感染拡大の状況下	発注者との契約に基づき確実な製造
した品質管理及び製造工	は、柔軟で機動的な製造	0 0 %)	を抑制し、感染拡大防止を図りながら外務省との契約に基づく数量を	においても、受注した数量	納品がなされたか。
程管理の下で確実に製造	体制を構築することによ		納期までに納入した。	を納期までに確実に納入	旅券の仕様変更に備えた取組を行
することにより、外務省	り、受注した数量を確実		また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により旅券の受	したことは評価できる。	たか。
との契約を確実に履行す	に製造し、納期までに納		注量が激減したこと及び令和6年度に発給開始予定の次世代旅券(注		
る。また、I S O 9 O O 1	入を確実に行います。		1) の開発・準備を進める必要があることから、製造工場における二交	I S O 9001 認証の継続、	<評価に至った理由>
認証の維持・更新を行う	ISO9001の運用		替勤務体制を解除した上で、次世代旅券の開発等に向けて人員をシフ	PDCAサイクルによる	主目標である旅券の製造につい
とともに、情報漏えいや	及び認証の継続、作業考		トするなどの対応を行った。	継続的な業務の改善、定期	は、新型コロナウイルス感染症の感
紛失・盗難を発生させな	査や点検等の実施を通じ			的な情報共有や作業考査	拡大の状況下においても防止策を請
いことにより、国民や社	て品質管理及び製造工程		(参考)受注数量 230 千冊	等を実施し、品質管理及び	つつ、納期までに規格内製品を確身
会の信頼を維持する。	管理の徹底を図り、納期			製造工程管理の徹底に取	納品している。
さらに、次世代旅券の	までに規格内製品を確実		(注1) 次世代旅券	り組んでいる。	また、品質管理等の徹底について
開発等に向け、外務省と	に納入します。		新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキ		ISO9001の認証を継続したこ
調整を図りつつ、必要な	さらに、偽造防止技術		ュリティを一層強化した旅券	次世代旅券については、	に加え、情報の共有化や継続的な第
取組を行う。	等に関する秘密管理の徹			冊子仕様案を作成の上、試	 改善に取り組んでいるほか、情報源
	底により情報漏えいの発	● I S O 9 O O 1	ロ 品質管理等の徹底	作冊子の作製につなげる	いや製品の紛失・盗難も発生してお
	生を防止します。あわせ	認証の維持・更	ISO9001 (注 2) の運用、認証の継続を行うこと等により品質管理	など、着実に冊子開発に取	ず、国民や社会の信頼を維持したも
	て、製品の取扱規程を遵	新の有無	等の徹底を図った。	り組んでいる。また、デー	と認められる。
	守し、製品の散逸防止、保		具体的な取組については、次のとおりである。	タページの作製、集中作成	次世代旅券については、試作冊子
	管管理、工程ごとの数量	●保証品質達成率	・ ISO9001 認証については、維持審査を受審し、認証を継続し	に必要なシステム・設備及	作製したほか、冊子製造や集中作成
	管理を厳格に行い、紛失・	(100%)	た。	び冊子製造に必要な設備	必要な設備等の調達手続を計画的に
	盗難の発生を防止しま		・ 本局及び工場間における品質管理に関する打合せ会(4 月、令	の調達手続等を計画的に	い、外務省とも連携しながら旅券作
	す。	●情報漏えい、紛	和4年3月)を実施し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共	進めている。	管理システムの受入れを完了する
	次世代旅券(注1)につ	失・盗難発生の	有化を図るとともに、PDCAサイクルによる継続的な業務の改		 ど、開発に向けた取組を着実に進ぬ
	いては、集中作成(注2)	有無	善に取り組んだ。		いる。
	を含め外務省と協議を進		・ 工場において四半期ごとに作業考査を実施し、製造品等の数量	以上のことから、「旅券	
	めつつ、外務省のシステ		確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況など	の製造」については、定量	以上を踏まえ、本項目については
	ムとの情報連携に向けた		を計画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管管理、	的な数値目標を達成して	難度が高い目標設定をしている中で
	接続試験を行うなど、設		工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。	おり、定性的な取組につい	 事業計画における所期の目標を達成
	備開発及び技術確立並び		これらの取組により、規格内製品を確実に製造・納入した。		「 ていると認められることから「A」
	に設備の稼働に向けた体		なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。	期の目標を達成している	価とする。
	制の整備に向けて取り組			と認められ、当該項目の困	
	みます。		(注 2) ISO9001	難度が「高」であることを	
			製品やサービスの品質保証を行うことにより、顧客満足向上と	踏まえ、「A」と評価する。	
	(注1)次世代旅券		 品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する国際規格		

新たな偽造防止技	次世代旅券の開	ハ 次世代旅券の開発等に向けた取組	<課題と対応>
	発等に向けた取	次世代旅券については、外務省と協議を進めるとともに、冊子開発、	特になし。
の変更などにより、	組	装置開発等に取り組んだ。具体的な取組事項については、次のとおり	
セキュリティを一層		である。	
強化した旅券		・ 次世代旅券の冊子の基本仕様を外務省に説明したところ(4月)、	
(注2)集中作成		同省から公文書で特段の意見はない旨の回答を得たことから(6	
現行、全国の旅券		月)、当該仕様を基本とした試作冊子を設計・作製した(令和4年3	
事務所で行っている		月)。	
個人情報書込作業を		・ データページの諸材料調達における技術審査の実施に向け、審査	
集中的に行うもの		方法やスケジュール等の検討を進めた(令和4年3月)。	
		・ 冊子製造設備(3台)のうち、冊子番号仕上機については契約を締	
		結し(4月)、丁合表紙貼機については中間検査を実施(10月)する	
		など調達手続を進め、すべての冊子製造設備(3 台)について、令和	
		4 年度第 2 四半期までに受入れが完了できるよう、各製造業者と調	
		整を進めた(令和4年3月)。	
		・ 集中作成(注3)に使用する大型作成機については、7月の受入れ	
		以降、旅券作成管理システムとの連携テスト、外務省旅券発給管理	
		システムとの総合テスト(12月)及び国立印刷局内における運用テ	
		ストを実施し、旅券作成管理システムの受入れを完了した(令和 4	
		年3月)。	
		・ 国際標準化や諸外国の動向等を調査するため、国内外の会議に参	
		画した。具体的には、オンラインにより、国内ではIC旅券調査委	
		員会(注4)等に参画(27回)したほか、海外ではICAO等の会	
		議に参画(4件)した。	
		次世代旅券製造や集中作成に係る製造体制、各種研修方法(操作	
		技術、品質・数量管理)等について関係機関間で協議を進めた。	
		・ 現行の旅券製造に従事する職員を次世代旅券の製造設備の立ち上	
		げ、旅券作成管理システムとの連携テスト及び運用テストに参画さ	
		せ、各種ノウハウを習得させた上で実製造を想定した視点での工程	
		設計を進めるとともに、システム設計・開発に関する人材を育成し	
		た。	
		(注3)集中作成	
		現行、全国の旅券事務所で行っている個人情報書込作業を集中	
		的に行うもの	
		(注 4) I C旅券調査委員会	
		国際標準に準拠した、将来の旅券用ICの仕様案等を検討する	
		ため、外務省が外部に委託して行う調査委員会	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I - 2 - (2)	その他の製品							
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号、第3項					
策		(個別法条文など)						
当該項目の重要度・困難	_	関連する政策評価・行政	_					
度		事業レビュー						

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット	、(アウトカ	ム)情報					
指標等	達成目標(指数)	基準値 (前中期目標期 間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%			
納期達成率	100%	100%	100%	100%			
保証品質達成率	100%	100%	100%	99.3%			
情報漏えい、紛失・盗難 発生の有無	無	無	無	無			

②主要なインプット情	青報(財務情報及	び人員に関す	る情報)		
	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
売上高(百万円)	57, 443	54, 979			
売上原価(百万円)	43, 411	42, 131			
販売費及び一般管理費 (百万円)	5, 508	4, 717			
営業費用(百万円)	48, 919	46, 849			
営業利益 (百万円)	8, 524	8, 131			
従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4, 205	4, 179			

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、 旅券冊子等)の金額を記載。

3	. 各事業年度の業務に係る目	標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評価	近及び主務大臣による評価		
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
	十及日保			業務実績	自己評価	
	(2) その他の製品	(2) その他の製品		(2) その他の製品	<評定と根拠> 評定:B	評定 B
	切手等については、徹	切手等の製品について	●受注数量製造率	イ 発注者との契約に基づく確実な製造・納入		<評価の視点>
	底した品質管理及び製造	は、品質管理及び製造工	(100%)	切手等の製品については、政府による緊急事態宣言発令の対象期間	切手等の製品について	徹底した品質・製造管理の下で、発
	工程管理の下で確実に製	程管理の徹底を図り確実		中は接触機会を低減するため出勤人員を抑制し、感染拡大防止を図り	は、新型コロナウイルス感	注者との契約に基づき確実な製造、納
	造することにより、発注	な製造を行うことによ	●納期達成率(1	ながら、製造工場における部門間での人員交流や工場間での製品交流	染症の感染拡大の状況下	品がなされたか。
	者との契約を確実に履行	り、発注者との契約に基	0 0 %)	を実施することにより、発注者との契約に基づき、定められた期日ま	においても、人員交流や製	
	する。また、情報漏えいや	づく数量の規格内製品を		でに確実に製造・納入した。	品交流など柔軟な対応を	<評価に至った理由>
	紛失・盗難を発生させな	納期までに確実に納入し	●保証品質達成率		図ることにより、発注者と	切手等の製品については、新型コロ
	いことにより、国民や社	ます。さらに、発注者の要	(100%)	ロ 発注者の要望を踏まえた提案	の契約に基づき、納期まで	ナウイルス感染症の感染拡大の状況下
	会の信頼を維持する。	望を踏まえた提案を行い		• 各種証明書類等	に確実に製造・納入してい	においても防止策を講じつつ、柔軟な
		ます。		地方行政のデジタル化促進を背景に、地方自治体から、各種証明	る。	製造体制の下で契約に基づく確実な製
		また、製品の製造に当		書の発行方法に関する問合せを受けたことから、電子納税証明書モ	なお、令和3年度に製造	造及び納品が行われている。本局・工
		たっては、作業考査や点		デル(注)を活用した技術及び製品の提案を行った(10月)。	した製品の一部に印刷不	場間を含め、各種打合せを通じて製造
		検等の実施を通じて、継		偽造品の発生を背景に、公益法人から、通知書の偽造防止対策に		
		続的な業務プロセスの改		関する問合せを受けたことから、可変セキュリティ型の偽造防止技	に不良製品を特定し、再度	質管理及び情報管理の徹底が図られた
		善に取り組みます。		術を採用した製品を提案したところ、採用されることとなった(令		
		偽造防止技術等に関す		和4年2月)。	への流出はなく、その影響	難も発生していない。
		る秘密管理の徹底により			を最小限にとどめている。	なお、作業工程上のミスにより、令
		情報漏えいの発生を防止		(注) 電子納税証明書モデル		和3年度に製造した製品の一部に印刷
		します。あわせて、製品の		令和2年度に国税庁から受注した電子納税証明書について、令和		
		取扱規程を遵守し、製品		3年7月からe-taxで提供開始するための対応として、国立印刷		
		の散逸防止、保管管理、工		局が市販プリンタ等で出力可能な偽造防止技術を付与した証明書デ	対応を図っている。	市中への流出はなかった。また、迅速
		程ごとの数量管理を厳格		ザインデータを作成及び提供するモデル		に発生原因を調査の上、作業手順を見
		に行い、紛失・盗難の発生				直した再発防止策を策定し、迅速な対
		を防止します。		ハ 品質管理等の徹底		応を行っていると認められる。
				・ 本局及び工場間における品質管理打合せ会(4月、令和4年3月)		
				を実施し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとと	提案を行っている。 	以上を踏まえ、本項目については、
				もに、PDCAサイクルによる継続的業務の改善に取り組んだ。		保証品質達成率が下回ったものの、他
				・ 工場において四半期ごとに作業考査を実施し、製造品等の数量確		の指標はすべて達成しているほか、全
				認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況などを計		
				画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管管理、工程		
				ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。	報共有や作業考査等を実	評価とする。
				・製造・納入した製品の一部に印刷不良が見つかったため、直ちに		
				不良製品を特定し、再度製造・納入した結果、市中への流出はなか		
				った。また、速やかに発生原因の調査、再発防止策を取りまとめ、	でいる。	善方策>
				発注者に報告するとともに、本局及び工場に同様の事象を発生させ		法人が自ら課題としているとおり、
				ないよう周知徹底を図った。		同種・類似の印刷不良が発生しないよ
			●情報漏えい、紛	なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。		う、再発防止の徹底に取り組むことが

失・盗難発生の	以上のことから、「その「求められる。
有無	他の製品」については、定
11.75	量的な数値目標が一部未
	達成であったものの、その
	後の対応を適切に行って
	おり、また、定性的な取組
	については事業計画にお
	ける所期の目標を達成し
	ていると認められること
	を踏まえ、「B」と評価す
	る。
	<課題と対応>
	製品の印刷不良を発生
	させたことについて、同様
	の事象が生じないよう再
	発防止の徹底を図る必要
	がある。

4.	その他参考情報
T •	

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I - 3	官報等事業							
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第4号、第6号及び第7					
策		(個別法条文など)	号					
			官報及び法令全書に関する内閣府令(昭和24年総理府・大蔵省令第1号)					
当該項目の重要度・困難	【重要度:高】 I-3-(1)	関連する政策評価・行政	_					
度	【困難度: 高】 I-3-(1)	事業レビュー						

主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度			令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I-3-(1) 官報の編集	· 印刷		L											
掲示すべき時間での官報 掲示達成度	100%	100%	100%	100%	00% 00% 58] 5 件 9] . 15			売上高(百万円)	10, 774	10, 625				
官報情報検索サービスの サービス稼働率	99.5%	100%	100%	100%				売上原価(百万円)	7, 372	7, 004			
インターネット版官報の サービス稼働率	99.0%	100%	100%	100%				販売費及び (百万円)	一般管理費	745	758			
インターネット版官報及 び官報情報検索サービス の広報活動件数	過去5年 平均以上	〔各年度目標値〕 59 件	〔58〕 53 件	〔58〕 55 件				営業費用(百万円)	8, 117	7, 762			
100ページ当たり訂正記事箇所数の削減	過去5年 平均以下 (100以下)	〔各年度目標値〕 0.23 (96)	[0. 22] 0. 14 (64)	(0. 19) 0. 15 (79)				営業利益(百万円) 従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	百万円)	2, 657	2, 863			
I SMS認証の維持・更新 の有無	有	有	有	有						4, 205	4, 205 4, 179			
情報漏えい・紛失発生の有 無	無	無	無	無										
I-3-(2) その他の製品		<u>'</u>												
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%										
納期達成率	100%	100%	100%	100%										
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%										

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業(官報、法令全書、法律案等国会用製品等)の金額を記載。従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目	標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び	主務大臣による評価			
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実	主務大臣による評価		
十段日际	尹未可四	計៕相保	業務実績	自己評価		
				<評定と根拠> 評定:A	評定 A	
官報等事業に関す	一る年度目標、事業計画及び	※業務実績については、以	以下の各項目において詳細を記載。	「官報等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標を達成するとともに、定性的な取組については、事業認められる。 「官報の編集・印刷」については、困難度が「高」であることに加え、の利便性にに対しているとで、業務プロセスの改善すとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日間議決定)を踏まえ、官報掲載情報とGビズインフォとの情報については、発注を明め出して、「その他の製品」については、発注を明めば、発注を明がでは、発注を明がでは、発注を明がある。 「その他の製品」については、発注を明がある。 「その他の製品」については、発注を明がある。 「その他の製品」については、発注を明がある。 「その他の製品」については、発注を明がより、主をいるとともに、「を確して、が出れるのです。をでは、デジタルのの協力では、デジタルののは、デジタルののでは、では、全体として事業計画に対応していると認められることから「A」と評価する。 〈課題と対応〉特になし。	「官報等事業」については全2項目中1項目が「A」評価となっているほか、全ての項目において定量的指標及び定性的な取組のいずれも事業計画における所期の目標を達成している。 官報等各種製品の製造に際しては、品質管理等にかかるPDCAサイクルを適切に機能させていると認められる。 また、官報掲載情報とGビズインフォとの情報連携や、法案誤りの再発防止に向けた取組のほか、ベース・レジストリの早期構築への協力を始めとした、事業計画に基づく各種取組を実施している点は評価できる。 以上のことから、「官報等事業」については全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とする。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I - 3 - (1)	官報の編集・印刷							
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第6号及び第7号					
策		(個別法条文など)	官報及び法令全書に関する内閣府令(昭和24年総理府・大蔵省令第1号)					
当該項目の重要度・困難	【重要度: 高】内閣府との契約を確実に履行し、国政上の重要事項などを	関連する政策評価・行政						
度	国民に正確かつ確実に提供することは、国民生活の安定に寄与するため	事業レビュー						
	の重要な要素であるため。							
	【困難度:高】一切の誤謬が許されない法律の公布等について、確実に製							
	造し指定された時間内に掲示するには、厳格な進捗管理と徹底したチェ							
	ック体制が求められるため。							

2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標等 基準値 達成目標 令和2 3 5 令和2 3 5 6 4 6 4 (指数) (前中期目標期間 年度 最終年度値等) 掲示すべき時間での官報 100% 100%100%100% 売上高(百万円) 10,774 10,625 掲示達成度 官報情報検索サービスの 99.5% 100% 100% 100% 売上原価 (百万円) 7,372 7,004 サービス稼働率 インターネット版官報の 販売費及び一般管理費 99.0% 100%100% 100% 745758 サービス稼働率 (百万円) インターネット版官報及 過去5年 〔各年度目標値〕 [58] [58]び官報情報検索サービス 営業費用(百万円) 7, 762 8, 117 平均以上 59 件 53 件 55 件 の広報活動件数 過去5年 〔各年度目標値〕 [0.22][0.19]100ページ当たり訂正 平均以下 0.23 0.14 0.15 営業利益(百万円) 2,657 2,863 記事箇所数の削減 (100以下) (96)(64)(79)従事人員数(人) ISMS認証の維持・更 有 有 有 有 4, 179 4, 205 (各年度4月1日現在) 新の有無 情報漏えい・紛失発生の 無 無 無 無 有無

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業(官報、法令全書、法律案等国会用製品等) の金額を記載。

左	事₩⇒1.₩	⇒亚 / Ⅲ + ▷ + Ⅲ — — — — — — — — — — — — — — — — — —	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
年度目標	事業計画	評価指標 计	業務実績	自己評価	
. 官報等事業	3. 官報等事業		(1) 官報の編集・印刷	<評定と根拠>評定:A	評定 A
(1) 官報の編集・印刷	(1) 官報の編集・印刷	●掲示すべき時間	イ 官報の確実な掲示		<評価の視点>
平常時はもとより、災	官報については、掲示	での官報掲示達	掲載記事の集中時期においても官報の確実な製造を行うため、内閣	新型コロナウイルス感	情報管理を徹底しつつ、迅速かつ
害などの緊急時において	すべき時間での確実な官	成度(100%)	府、本局・工場間で情報共有を図りつつ、多能化の推進による部門間	染症の感染拡大の状況下	実な製造を行ったか。
も、法律や条約等の公布	報掲示を行います。		の人員交流を実施するなど柔軟な体制の維持に取り組んだことによ	においても、関係部門間	非常時においても確実に対応でき
や国民に対する情報提供	国内外の緊急時や大地		り、全ての官報を掲示すべき時間に掲示した。また、新型コロナウイ	の連携や情報共有を図り	製造体制を維持したか。
が確実に行われるよう官	震の発生時等における緊		ルス感染症対策や自然災害等の緊急を要する法令等の公布に関する	つつ、柔軟な体制の維持	作業の迅速化や業務の効率化を図
報の製造体制を維持する	急官報の製造・発行につ		特別号外については、内閣府の要請に基づき、入稿当日に製造・掲示	に取り組んだ。また、新型	たか。
とともに、内閣総理大臣	いては、迅速かつ確実に		した。	コロナウイルス感染症の	
の緊急要請にも的確に対	行うことができるよう、		さらに、平常時はもとより、政府による緊急事態宣言発令の対象期	拡大に伴う緊急事態宣言	<評価に至った理由>
応することにより、課せ	連絡体制の強化や製造訓		間中を含め、職員の接触機会を可能な限り抑制するため、物理的な対	や、まん延防止等重点措	内閣府との連携を図りつつ、人員
られた役割を果たす。	練の実施等緊急対応体制		策を講じるなど職場環境を整備し、感染拡大防止策を徹底した上で、	置等、国民生活に大きな	部門間交流を通じて多能化を推進す
また、電子媒体による	の構築・維持に取り組み、		官報の迅速かつ確実な掲示を行った。	影響を与える事項や、自	など、新型コロナウイルス感染症の
官報の需要の高まりを踏	災害等の緊急の場合を含		なお、発行された官報は886件であり、このうち特別号外(通常発行	然災害等の緊急を要する	染拡大の状況下においても柔軟な
まえ、情報セキュリティ	め、緊急官報の発行要請		以外の官報号外)は115件(うち41件は入稿当日に発行)であった。	法令等の公布に関する特	体制を維持したことにより、新型コ
を確保するとともに、イ	に対して、的確に対応し			別号外についても確実に	ナウイルス感染症対策関連等の特別
ンターネット版官報や官	ます。		【内訳】	対応するなど、官報の迅	外を含め886件全ての官報を掲え
報情報検索サービスの確	また、行政のデジタル		種 別 件 数	速かつ確実な掲示に取り	べき時間に掲示している。また、関
実な提供及び周知に努め	化の進展に対応しつつ、		本 紙 242件	組んでいることは評価で	部門間による連絡会において訂正記
る。	インターネット版官報や		号 外 287件	きる。	発生原因の分析や再発防止策の検討
さらに、利用者ニーズ	官報情報検索サービスの		特別号外 115件(うち41件は入稿当日に発行)		進めた結果、100ページ当たりの
を把握し、入稿の方法及	運用により、官報の電子		政府調達公告版 242件	緊急官報製造訓練を実	正記事箇所数は0.15箇所と過去
び手続を必要に応じ改善	的手段による提供を行			施したほか、公共交通機関	年間の実績平均値0.19箇所を7
することなどを通じて、	い、システム稼働状況を			が運行しない場合を想定	っている。ISMS認証を継続した
作業の迅速化や業務の効	適切に管理することでサ	○緊急官報の製造	ロ 緊急官報発行のための体制の構築・維持	した参集訓練を実施し参	か、各種研修や秘密管理点検などの
率化を図る。	ービスの稼働率の維持に	に向けた体制の	緊急官報の製造・発行が迅速かつ確実に行えるよう、製造訓練等を	集経路の確認を行うなど、	組を確実に行った結果、公開前情報
	努め、インターネット版	維持	行った。	緊急官報の発行要請に対	漏えいや紛失は発生していない。
	官報については99.		具体的な取組については、次のとおりである。	して、的確に対応できるよ	また、官報原稿の電子入稿を促進
	0%以上、官報情報検索		・政府主催の「防災の日」総合防災訓練の一環として、内閣府と連携	うに取り組んでいる。	る観点から、省庁用官報原稿オンラ
	サービスについては 9		し本局及び東京工場において緊急官報製造訓練を行った(9月)。		 ン受付システムの機能の拡充や、和
	9. 5%以上の稼働率と		・緊急官報の発行要請に確実に対応するため、公共交通機関が運行し	インターネット版官報	者からの問い合わせ対応等利便性の
	なるよう取り組みます。		ない場合を想定した参集訓練を実施し、参集経路の確認を行った(10	及び官報情報検索サービ	 上に努めるなど、取組を着実に実施
	さらに、各種イベント		月)。	スについては、定期的に配	
	での実演や展示等を通じ		・緊急時における官報製造手順の定着化を図るため、政府の総合防災	信拠点の切替えを実施し、	加えて、「経済財政運営と改革の基
	てインターネット版官報		訓練に加え、国立印刷局の自主的取組として、内閣府と連携し、緊急	バックアップ体制の確実	方針2021」(令和3年6月18
	や官報情報検索サービス		官報製造訓練を実施した(令和4年2月)。	な運用に努めている。ま	議決定)を踏まえ、官報掲載情報な
	の周知に努めます。			た、日常管理を徹底するこ	·
	 作業考査や点検等を通	●インターネット	ハー官報電子配信の安定稼働	とにより、官報電子配信の	

じて品質管理及び製造工 程管理に取り組むととも に、訂正記事箇所数の削 減に向けて関係部門間に よる訂正記事発生原因の ●官報情報検索サ 分析、再発防止策の検討 を進め、訂正記事箇所数 が過去5年間の実績平均 値(100ページ当たり) を100とした相対比率 について、100以下と なるよう取り組みます。

情報セキュリティを確 保するため、情報セキュ リティ・マネジメント・シ ステム(ISMS)の運 用・認証の継続を行いつ つ、改ざん防止等の更な ■インターネット る措置を講じます。また、 情報管理を徹底しつつ、 インサイダー取引に関す る研修等を実施し、官報 の公開前情報の漏えいや 紛失等の発生を防止しま す。

電子入稿については、 利用者ニーズを把握しつ つ、入稿期限の短縮等を 目的とした完全原稿によ る入稿への協力要請を引 き続き行うとともに、法 制執務業務支援システム (注) との連携や令和2 年度に導入した原稿受付 システムを円滑に運用し つつ、必要に応じて入稿 の方法や手続に係る改善 を行い、その促進に努め ます。

なお、平成30年度か ら取り組んでいる業務プ

版官報のサービ ス稼働率(99. 0%

ービスのサービ ス稼働率(99. 5%)

版官報及び官報 情報検索サービ スの広報活動件 数(過去5年平 均以上)

官報配信システムについては、定期的に配信拠点(注1)の切替えを | 安定稼働に取り組んでい | 実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めた。また、インターネーる。 ット版官報や官報情報検索サービスなどの官報の電子的手段による提 供について、日常におけるシステム稼働状況の管理を確実に実施した。 また、官報配信システムへの負荷軽減や掲載情報の不正利用防止へ | 及び官報情報検索サービ | のうち5件が感染症拡大の影響により の対応として、ウェブクローラ(注2)等の利用状況に関するモニタリ ングを行った(4月~令和4年3月)。

以上の結果、官報情報検索サービス及びインターネット版官報のサ | ービス稼働率は、100%となった。

(注1) 配信拠点

官報電子配信のバックアップ体制の強化として平成29年度に官報 | 件は年度中に追加された | 価とする。 配信システムを複数の拠点に設置

(注2) ウェブクローラ

ウェブ上の文書や画像などを周期的に検索・取得し、自動的にデー|参加したほか、官報販売所 タベース化するプログラム

ニ インターネット版官報等の周知

官報情報検索サービスの操作講習会の開催や、各地方法務局に官報して、積極的に取り組んでい 普及用パンフレットの設置を行うなど、インターネット版官報及び官│る。 報情報検索サービスの広報活動を行った(55件)。

具体的な取組については、次のとおりである。

- ・図書館を介した官報の広報活動の実施に当たり、図書館職員に理解 | ては、部門間で連携し、発 と協力を求めることを目的に、オンラインで開催される「第23回図 | 生原因の分析や再発防止 書館総合展 2021 ONLINE plus に参加した (1 件、11 月)。
- ・ 出展を予定していた「お金と切手の展覧会」(三重県)は、新型コーにより、削減に向けて取り ロナウイルス感染症の感染拡大の影響により開催中止となった。
- ・ 法務省等が主催する「法の日フェスタ in 赤れんが」(注3) は、 昨年度に続き体験型のイベントは中止となったが、代替手段として オンラインイベント「法の日・特設ページ」(法務省 HP内) に参加 した(1件、10月~)。
- ・ 公立図書館が実施する講習会に職員を講師として派遣する官報情 場内教育等を実施した。ま 報検索サービスの操作方法等の講習については、初めてオンライン た、官報原稿の取次業務を で実施した(1件、11月)。

なお、対面型での講習を希望していた4件は、いずれも中止とな | 新型コロナウイルス感染 った。

- ・ 各地方法務局と調整し、官報への法定公告掲載事例と官報情報検 り、書面やオンラインによ 索サービスを紹介したパンフレットを継続設置した(50箇所、4月・ り教育、指導を行うなど、 7月・10月・令和4年1月)。
- ・ 官報販売所が地元書店と企画した「官報普及フェア」において、 とにより、情報漏えいや紛 リーフレットの提供やパネル貸与などの協力を行った(2件、9~10 大を発生させていない。

新型コロナウイルス感染 症の感染拡大の影響によ もの。)、中止 5 件)、オン ラインによるイベントに が主催するイベントの実 施に協力するなど当該サ ービスの利用促進に向け

訂正記事箇所数につい 策を確実に実施すること 組んでいる。

公開前情報については、 ISMSの認証維持を達 成するとともに、研修や職 行う委託業者に対しては、 症の感染拡大の影響によ 情報管理の徹底を図るこ

なお、インターネット版官報及び官 報情報検索サービスの広報活動件数に ついては、所期の定量目標を3件下回 インターネット版官報 oているが、予定していたイベント等 スの広報活動については、中止となったことによるものである。

以上を踏まえ、本項目については困 り、予定していたイベント|難度が高い目標設定をしている中で、 や講習会が中止となった│事業計画における所期の目標を達成し ものの(実施55件(うち2 ていると認められることから「A」評

ロセスの改革を継続的に		月・令和4年1~3月)。	
推進し、作業の迅速化や			省庁用官報原稿オンラ
業務の効率化に取り組み		(注3) 法の日フェスタ in 赤れんが	イン受付システムの利用
ます。		法の役割や重要性を考えるきっかけとなるよう、毎年、法の日	促進のための各種取組の
		週間(10月)に合わせ、法務省及び最高検察庁が開催するイベ	実施により、利用者の利便
(注) 法制執務業務支援シ		ント	性の向上及び業務の効率
ステム (e-LAWS)			化が図られた。また、利用
法令やその改正情報	●100ページ当	ホ 訂正記事箇所数削減に向けた取組	者からの問合せ対応や利
から「新旧対照表」を作	たり訂正記事箇	作業考査や点検等を実施することにより、品質管理・製造工程管理	用していない各府省に対
成すると、自動的に「改	所数の削減(過	に取り組んだ。また、訂正記事箇所数の削減に向け関係部門間による	して利用を促すなど、オン
める文」を生成するも	去 5 年平均以	連絡会(官報正誤連絡会)を毎月開催し、訂正記事発生原因の分析、	ラインによる電子入稿の
\mathcal{O}	下)	再発防止策の検討を進めた。これらの取組により、100 ページ当たり	推進に向けて取り組んだ
		の訂正記事箇所数は 0.15 箇所となり、過去 5 年間の実績平均値 (0.19	結果、利用件数が増加し
		箇所)を下回った。	た。
	● I SMS認証の	へ 公開前情報等の管理	官報業務プロセス改善
	維持・更新の有	東京工場において、ISMS(情報セキュリティ・マネジメント・	については、次期業務支援
	無	システム)の運用及び情報管理意識の啓発並びに各種規程類に基づく	業者の選定を行ったほか、
		情報管理の徹底を図った。	官報システムの更新に伴
		具体的な取組については、次のとおりである。	う業務のデジタル化策の
		ISMSについては、外部審査機関の維持審査を受審し、認証を	検討を行うなど、業務の効
		継続した (12月)。	率化・省力化に向けて取り
		・ ISMSに係る教育・訓練を実施した(新規職員等研修:4月、実	組んでいる。
		務研修:6月、リスク分析研修:6月、内部監査員研修:6月)。	
		・ 官報製造従事者等を対象にインサイダー取引等に対する意識の啓	
		発と不正行為の未然防止を目的とした研修を行った(5月~6月)。	以上のことから、「官報
		・ 官報原稿の取次業務を行う委託業者(官報販売所等)に対するイ	の編集・印刷」について
		ンサイダー情報を含む掲載前情報と個人情報の適切な取扱いに係る	は、新型コロナウイルス
		研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によ	感染症の感染拡大のため
		り、書面及びオンラインで実施した(5月、11月)。また、一部の代	実施できなかったものを
		表的な委託業者を視察し、情報類の保管・管理状況及び作業状況の	除き、定量的な数値目標
		調査を行い、情報管理等について指導を行った(令和4年1月)。さ	を達成しており、定性的
		らに、全委託業者に対して書面による調査を行い、適切な情報管理	な取組については事業計
		について指導を行った(6月)。	画における所期の目標を
		・ 官報の公開前情報の漏えいや紛失等の防止を目的に作業考査や秘	達成していると認めら
		密管理点検(注4)を実施し、内部規程類に基づき、作業が適正に実	れ、当該項目の困難度が
		施されていることを確認した(作業考査:4月~令和4年3月、秘	「高」であることを踏ま
		密管理点検:令和4年2月)。	え、「A」と評価する。
	●情報漏えい・紛	なお、情報漏えい・紛失の発生はなかった。	
	失発生の有無		<課題と対応>
		(注 4) 秘密管理点検	特になし。

	リスク事案の対策や各種規定類の遵守状況を確認するために、
	官報部職員が実施する点検
○電	・
者	でが大では、一体業の迅速化や業務の効率化等を図るため、各府省庁に協力要請を
	行うなど、電子入稿の推進を図った。
	具体的な取組については、次のとおりである。
	・ 省庁用官報原稿オンライン受付システム (注 5) の利用者からの
	問合せ対応や新規利用者申請のオンライン化等に係る追加機能を開
	発し導入する(令和4年3月)など、利便性の向上に努めた。
	・ また、省庁用官報原稿オンライン受付システムの利用実績がない
	府省庁に対して、積極的に利用を促した(6月、8月、11月、令和4
	年1月)。
	以上の取組により、令和3年度の電子入稿は、17,537件(令和2年
	度 13,500 件)に増加した。
	(注 5) 省庁用官報原稿オンライン受付システム
	政府共通ネットワーク上で、各府省等からの官報の原稿を電子
	的に受け付けることができるシステム
011	
	「業務の効率化」 「官報業務プロセス改善を円滑に進めるため、課題管理やスケジュー」 「「ではなった」 「ではなった」 「
を	図るための積 ル管理などに留意して、以下の取組を行った。
植	的な取組 ・ 昨年度の技術検証の結果を踏まえ、今後の取組の方向性及び次期
	支援業者の選定要件について整理(4月~7月)し、公募により次期
	支援業者を決定した(8月~令和4年3月)。
	・ ペーパーレス環境の導入に係る機能も含めて、次期官報システム
	の更新要件を取りまとめ、調達手続を進めた(4月~令和4年3月)。
	リ Gビズインフォ (注 6) との情報連携
	「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和 3 年 6 月 18 日閣議決
	定)を踏まえ、官報掲載情報とGビズインフォとの情報連携を開始した
	(12月)。
	(注 6) Gビズインフォ
	法人に関し各府省庁に分散して所在する公開情報を集約
	し、インターネットでオープンデータとして一元的に提供する
	サービス

様式3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報		
I - 3 - (2)	その他の製品		
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第4号、第6号及び第7号
策		(個別法条文など)	
当該項目の重要度・困難		関連する政策評価・行政	
度		事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								
指標等	達成目標	基準値	令和 2	3	1	5	6	
	(指数)	(前中期目標期 間最終年度値等)	年度	年度	4 年度	5 年度	年度	
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%				
納期達成率	100%	100%	100%	100%				
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%				

②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)									
	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度				
売上高(百万円)	10, 774	10, 625							
売上原価 (百万円)	7, 372	7, 004							
販売費及び一般管理費 (百万円)	745	758							
営業費用 (百万円)	8, 117	7, 762							
営業利益(百万円)	2, 657	2, 863							
従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4, 205	4, 179							

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業(官報、法令全書、法律案等国会用製品等) の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

		主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価			
(2) その他の製品	(2) その他の製品		(2) その他の製品	<評定と根拠> 評定:B	評定 B		
国会用製品等について	国会用製品等の製品に	●受注数量製造率	イ 国会用製品等の確実な製造及び納入		 <評価の視点>		
は、徹底した品質管理及	ついては、品質管理及び	(100%)	・ 国会用製品等については、作業考査や標準点検を実施し、徹底し	国会用製品等について	徹底した品質・製造工程管理の		
び製造工程管理の下で確	製造工程管理に取り組		た情報管理及び製造工程管理に取り組むとともに、政府による緊急	は、作業考査や標準点検を	発注者との契約に基づき確実な		
実に製造することによ	み、数量確認、進度管理の	●納期達成率(1	事態宣言発令の対象期間中は接触機会を低減するため出勤人員を抑	実施することにより、情報	納品がなされたか。		
り、発注者との契約を確	徹底を図り確実な製造を	0 0 %)	制し、感染拡大防止を図りながら、製品交流を実施するなど柔軟な	管理及び工程管理の徹底	MILLIA SECTIONA		
実に履行する。また、民間	行うことにより、発注者		対応を図ることにより、発注者との契約に基づき、定められた期日	に取り組むとともに、新型	<評価に至った理由>		
の参入動向を踏まえつ	との契約に基づく数量の	●保証品質達成率	までに規格内製品を確実に製造・納入した。	コロナウイルス感染症の	国会用製品等については、新		
つ、公共上の見地から必	規格内製品を納期までに	(100%)	・ 令和2年度末に国会に提出された法律案の一部に誤りが判明し問	感染拡大の状況下におい	ナウイルス感染症の感染拡大の		
要な事業に限定し、原則	確実に納入します。		題となったことから、内閣官房において府省庁横断的に立ち上げら	ても、製品交流など柔軟な	においても防止策を講じ、製品		
として官公庁等の一般競	また、行政のデジタル		れたプロジェクトチームに参画し、第3回会合において提出した工	対応を図ることにより、発	ど柔軟な対応を図ることにより		
争入札による受注・製造	化の進展等による受注環		程表に基づき、編集・校正作業者のスキルアップ等を図るとともに、	注者との契約に基づき納	者との契約に基づき、規格内製		
は、引き続き、行わない。	境の変化に的確に対応す		編集・印刷システムの機能強化に向けて調達手続を進めた。	期までに規格内製品を確	期までに納品している。		
	るとともに、製品の製造		また、デジタル庁、総務省、法務省における e-LAWS の法令デー	実に製造・納入している。	定性的な取組として、令和2		
	に当たっては、作業考査		タの整備、機能向上に向けた取組を踏まえ、官報掲載情報との情報	また、法案誤りの再発防	発生した法律案の誤りについて		
	や点検等の実施を通じ		連携を開始した(令和4年3月)。	止に向けては、工程表等に	発防止に向けて、工程表に基づき		
	て、継続的な業務プロセ		【法案誤り等再発防止プロジェクトチームの会合開催実績】	基づく取組を確実に進め	印刷システムの機能強化の取組		
	スの改善に取り組みま		・第1回 令和3年3月31日	ている。	るほか、e-LAWSと官報掲		
	す。		・第2回 令和3年6月29日		との連携を開始するなど、確実		
	なお、引き続き、民間の		・実務者会合 令和3年9月13日	発注者からの要請及び	を進めている。		
	参入動向を踏まえつつ、		・第3回 令和3年12月24日	デジタル化の進展等によ	また、ベース・レジストリの		
	公共上の見地から必要な		・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮して、発注者	る受注環境の変化に対し	· · - •		
	事業に限定し、原則とし		からの納期に係る要請に応えるため、可能な限り短納期で納入する	て、柔軟かつ適切に対応し	に係る検証実験など、事業計画		
	て官公庁等の一般競争入		よう柔軟な対応を図るとともに、製品仕様等に疑義が生じた場合は、	ている。	く各種取組を実施している点は		
	札による受注・製造は行		速やかに発注者へ確認するなど、製品の確実な製造に取り組んだ。				
	いません。		また、デジタル化の進展等による受注環境の変化に対しては、国	なお、国会のペーパーレ	きる。		
			会用製品のペーパーレス化に係る関係機関との綿密な情報共有を実	ス化の進展についても、関	以上を踏まえ、本項目につい		
			施するなど、柔軟かつ適切に対応した。	 係機関と情報共有を図る	メエを踏まえ、本項目にうい 業計画における所期の目標を達		
			「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和3年6月18日閣議	など、柔軟かつ適切に対応			
			決定)に基づき、デジタル庁が進めるベース・レジストリの早期構	している。	いると認められることから「B」とする。		
			築に協力するため、関係機関から必要な情報を収集し、事業フレー	加えて、ベース・レジス	<u> </u>		
			ムの検討を行うなど準備を進めた。	トリの早期構築への協力			
			さらに、財務省の要請による行政文書の電子化作業については、	要請に対する準備や行政			
			検証実験を実施し、その結果を財務省文書課へ報告した(令和4年				
			3月)。	力など、行政のデジタル化			
				の進展に適切に対応して			
			ロー般競争入札への参加	いる。			
			官公庁等が実施する一般競争入札には、参加しなかった。				

	以上のことから、「その	
	他の製品」については、定	
	量的な数値目標を達成し	
	ており、定性的な取組につ	
	いては事業計画における	
	所期の目標を達成してい	
	ると認められることを踏	
	まえ、「B」と評価する。	
	<課題と対応>	
	特になし。	

4	その他参考情報
4.	てリカルの有用報

様式3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業	業に関する基本情報		
II - 1 - (1)	組織の見直し		
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事	_
度、困難度		業レビュー	

. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
給与水準の公表の有無	有	有	有	有				
(参考指標) 期末常勤役職員数(フ ルタイム再任用職員を 含む)		4, 153 人	4, 197 人	4, 170 人				令和 6 年度末の常勤役職員の総数を 原則、令和元年度末以下とする。
(参考指標) 売上高人件費比率		41.4%	41.6%	42.4%				

日子木丁及り木切に所切り	目標、計画、業務実績、年度		法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
年度目標	事業計画	評価指標 業務実績 業務実績		自己評価	<u> </u>
Ⅲ. 業務運営の効率化に関す	Ⅱ 業務運営の効率化に関す		1. 組織体制、業務等の見直し	<評定と根拠> 評定:B	評定 B
る事項	る目標を達成するためとる	○適正な人員配置	(1)組織の見直し		<評価の視点>
国立印刷局は、行政執行	べき措置	○組織の効率化	① 「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議	令和5年度から導入され	業務の効率化や業務量を考慮し
法人として正確かつ確実に		(参考指標:期	決定)に伴う影響と合わせて、令和5年度から導入される定年延長、職	る定年延長、職員の高齢化	つ、組織の効率化が図られたか。
業務を遂行するため、業務	1.組織体制、業務等の見直	末常勤役職員数	員の高年齢化の進展による今後の大量退職の状況を踏まえつつ、設備	の進展による大量退職が	適正な給与水準の維持に取り組ん
の質を高い水準に維持しつ	L	(フルタイム再	投資や組織体制の見直しによる効率化、業務量、技術の伝承、年齢構	見込まれる状況において、	か。
つ、あわせて国民負担の軽	(1)組織の見直し	任用職員を含	成の不均衡の是正等を考慮の上、令和4年度に向けた人員計画を策定し	業務の質を維持するため、	
減を図る観点から、引き続	① 組織の見直しにつ	む)、売上高人件	た (6月)。	設備投資や組織体制の見	<評価に至った理由>
き効率的かつ効果的な業務	いては、「国家公務員	費比率)	当該人員計画に基づき、令和4年度期首に向けて、業務量等に応じた	直し、また、業務量等に応	令和5年度から導入される定年延
運営を推進することによ	の総人件費に関する	※「人件費」とは、	適正な人員配置や組織の効率化を図るため、一部組織の改正を行った。	じた人員配置を行うこと	や職員の高齢化の進展による大量退
り、製造コストの引下げに	基本方針」(平成26年	毎年度公表して	また、再任用職員の希望調査、定年延長等の状況を踏まえつつ、将	等による効率化を進め、人	を見据え、業務量や技術の伝承、年
努める必要がある。	7月25日閣議決定)	いる「独立行政	来的な人員推移に関するシミュレーションを実施し、令和5年度に向け	員数の抑制を図っている。	構成の不均衡の是正等を考慮した上
	を踏まえ、業務の質	法人国立印刷局	ての人員計画の策定に着手した(11月)。		人員計画を策定しているなど、組織
1.組織体制、業務等の見直	の低下を招かないよ	の役職員の報	期末常勤役職員数(フルタイム再任用職員を含む)及び売上高人件	令和3年度における給与	効率化や適正な人員配置に取り組ん
l	う安定的な業務運営	酬・給与等につ	費比率(注)の実績については、下表のとおりである。	水準については、一般職給	いる。
(1)組織の見直し	に配慮しつつ、業務	いて」中の「Ⅲ		与法適用国家公務員の給	職員の給与については、「一般職の駅
① 「国家公務員の総	の効率性や業務量等	総人件費につい	(注) 売上高人件費比率=人件費÷売上高	与を参酌しつつ、現行の給	員の給与に関する法律」の適用を受り

人件費に関する基本	に応じた適正な人員	て」における「給		期末常勤役職員数(参考指標)	与水準を維持しており、ラ	る国家公務員の給与水準を考慮して適
方針」(平成 26 年 7	配置を行いながら、	与、報酬等支給		役員 7人	スパイレス指数では、一般	正水準となるよう取り組んでおり、令
月 25 日閣議決定)を	組織の効率化に向け	総額」をいう。		一般職員 3,823 人	職給与法適用国家公務員	和3年度の水準は「一般職の職員の給
踏まえ、業務の質の	て取り組みます。		令和3年度末	フルタイム再任用職員 340人	より低い水準となってい	与に関する法律」の適用を受ける国家
低下を招かないよう				合計 4,170人	る。	公務員より低いものとなっている。
配意しつつ、業務の				(3.31 付け退職者の 257 人を含む)		なお、総務省が策定したガイドライ
効率性や業務量等に				役員 7人		ンに基づき、ラスパイレス指数につい
応じた適正な人員配				一般職員 3,887 人	以上のことから、「組織	てはホームページで公表を行ってい
置を行いながら組織			令和2年度末	フルタイム再任用職員 303人	の見直し」については、定	る。
の効率化に向けて取				合計 4,197人	量的な数値目標を達成し	
り組む。				(3.31 付け退職者の 252 人を含む)	ており、定性的な取組につ	以上を踏まえ、本項目については事
					いては事業計画における	業計画における所期の目標を達成して
				売上高人件費比率(参考指標)	所期の目標を達成してい	いると認められることから「B」評価
			令和3年度	42.4%	ると認められることを踏	とする。
			令和2年度	41.6%	まえ、「B」と評価する。	
			(a) (A.T. (a) (F-1-1-1)		<課題と対応>	
② 給与水準につい	② 給与水準について (る国立印刷局役職員の給与水準については、「一般	特になし。	
て、国家公務員の給	は、国家公務員の給	の維持		引する法律」(昭和 25 年法律第 95 号) の適用を受け		
与水準も十分考慮	与水準を参酌し、引			「一般職給与法適用国家公務員」という。)の給与		
し、引き続き、ラスパ	き続きラスパイレス			冷勘案のラスパイレス指数が、事務・技術職員が		
イレス指数による比	指数による比較等を	の有無		93.4)、研究職員が79.1 (令和2年度:79.3)とな		
較等を行い、適正な	行い、適正な水準の			る「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与		
水準の維持に向けて	維持に向けて取り組			「について (ガイドライン)」 に基づき、ホームペー、		
取り組むとともに、	むとともに、総務大		ジで公表した(6月)。		
その状況を公表す	臣の定める様式によ					
る。	り役職員の給与等の					
	水準をホームページ					
	において公表しま					
	す。					

様式3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
Ⅱ-1-(2) 業務の効率化								
当該項目の重要 -		関連する政策評価・	_					
度、困難度		行政事業レビュー						

) ・										
2. 主要な経年データ						1				
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和 2	3	4	5	6	(参考情報)		
		(前中期目標期間最終年度値等)	年度	年度	年度	年度	年度	当該年度までの累積値等、必要な情報		
(参考指標) 経費率		88.7%	84. 5%	85. 4%				令和2年度から令和6年度における経 費率の実績平均値を平成27年度から 令和元年度までの5年間における実績 平均値以下とする。		
情報システム整備運用計画の 策定の有無	有	有	有	有						
調達等合理化計画に基づく適 切な契約の実施	0	0	0	0						
調達等合理化計画の実施状況 及び契約実績の公表の有無	有	有	有	有						
契約監視委員会による点検において不 適切な契約と認められた契約件数	0 件	0 件	0 件	0 件						
(参考指標) 障害者就労施設等からの調達 の実施(件数及び金額)		44 件 9 百万円	45 件 9 百万円	46 件 10 百万円				一般競争入札による実績 令和元年度 1件 3百万円 令和2年度 1件 3百万円 令和3年度 1件 3百万円		

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
	十段日保		计侧1日/宗	業務実績	自己評価						
	(2)業務の効率化	(2)業務の効率化		(2)業務の効率化について	<評定と根拠> 評定:B	評定 B					
	① 国民負担を軽減する	① 国民負担を軽減する	○効率化に向けた	① 経費率の低減及び情報システム関連機器の更新							
	観点から、引き続き、可	観点から、引き続き、緊	業務の見直し	イ 予算の適切な執行等によるコスト削減	経費率については、令和3						
	能な限りのコスト削減	急時にも対応できる体		令和2年度から令和6年度までの中期的な観点から設定した経	年度において、予算の適切	に実施されたか。					
	努力を行うこととし、	制を維持しつつ、可能	○業務の効率化の	費率(注1)の低減に向けて取り組んでいる。	な執行に係る管理を適切に						
	令和2年度から令和6	な限りのコスト削減努	推進(参考指標:	令和 3 年度の経費率は、予算執行に係る管理方法を適切に実施	実施し、コスト削減に努め	民間への業務委託が検討されたか。					
	年度までの5年間を対	力を行うこととし、令	経費率(研究開	するとともに、各室・部及び各機関等と連携・調整を図り、コスト	ることにより、平成27年度	7 4113					
	象として中期的な観点	和2年度から令和6年	発費を除く))	削減に努めることにより、85.4%となった(平成27年度から令和	から令和元年度までの 5 年	 <評価に至った理由>					
	から設定した経費率	度までの5年間を対象	※経費率=(売	元年度までの5年間における実績平均値は88.7%(注2))。	間における実績平均値を下	情報システム整備運用計画を策定					
	(研究開発費を除く)	として中期的な観点か	上原価+販売		回っている。今後も令和2年						

の低減目標の達成に向 けて必要な取組を行 う。

また、業務のデジタ ル化を進めるととも に、電子政府推進の取 組の一環として、情報 システムに係る整備運 用計画を策定し、情報 システム関連機器の適 時適切な更新を行う。

② 調達に係る契約につ

いては、偽造防止の観 点に配意しつつ、原則

として一般競争入札そ の他の競争性、透明性

が十分確保される方法

によるものとする。ま

た、公正かつ透明な調

達手段による適切で、

迅速かつ効果的な調達

を実現する観点から、

国立印刷局が策定する

「調達等合理化計画」

に基づく取組を着実に

実施するとともに、そ

の実施状況及び契約実

また、調達に当たっ

績を公表する。

ら設定した経費率(研 究開発費を除く)(注) の低減目標の達成に向 けて必要な取組を行い ます。

業務のデジタル化に 向けてペーパーレス化 に取り組むとともに、 情報システムのより効┃●情報システム整 率的な活用による業務 の効率化、迅速化を推 進するため、情報シス テムに係る整備運用計 画を策定し、当該計画 に基づき情報システム 関連機器の更新を実施 します。

(注) 経費率=(売上原価 +販売費及び一般 管理費-研究開発 費)/売上高

定の有無 ○業務のデジタル

② 調達に係る契約につ ●調達等合理化計 いては、偽造防止の観 点に配意しつつ、引き 続き、原則として一般 競争入札等によるもの ●調達等合理化計 とし、調達の合理化を 推進します。

公正かつ透明な調達 手段による適切で、迅 速かつ効果的な調達を 実現する観点から、令 和3年6月末までに 「調達等合理化計画」 を策定し、当該計画に 基づく取組を着実に実 施するとともに、その 実施状況及び契約実績 を公表します。

費及び一般管 理費-研究開 発費)/売上高

- 備運用計画の策
- 化等を踏まえた 適時適切な情報 システム関連機 器の更新

- 画に基づく適切 な契約の実施
- 画の実施状況及 び契約実績の公 表の有無

(注1) 経費率= (売上原価+販売費及び一般管理費-研究開発費) /売上高

- (注2)中期的な観点から参考となるべき事項として設定している令 │ 行管理を適切に行い、可能 │ 和2年度から令和6年度までの5年間を対象とした、当該期 | な限りのコスト削減に努め | 実な取組を実施しており、契約監視委 間における経費率の目標(令和2年度から令和6年度までの 経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの実績 平均値以下とする。)
- ロ 情報システムに係る整備運用計画の策定等

情報システムの機能性・利便性の向上等を目的とした関連機器 等の更新を円滑かつ確実に実施するため、情報システム整備運用 計画を策定(8月)し、当該計画に基づき関連機器等の更新を行っ

なお、更新等した情報システムは、次のとおりである。

一般系編集システム(令和4年3月)

② 調達等合理化計画の取組等

「独立行政法人改革等に関する基本的方針」(平成 25 年 12 月 24 | 削減を図り (合計 65 百万 日閣議決定)に基づき、一般競争入札を原則としつつ、事務・事業の 特性を踏まえ、公正性・透明性を確保し、自律的かつ継続的に調達等 の合理化に取り組むため、令和3年度独立行政法人国立印刷局調達 等合理化計画(以下「合理化計画」という。)を策定し、ホームペー ジで公表した(6月)。

合理化計画について、その策定に当たっては、調達等合理化・契約│務フローの点検を実施し、 検証委員会(以下「合理化委員会」という。)の審議を経て、監事及 び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検を受け、その点検 ┃ルの改訂を行うなど、リス 結果をホームページで公表した(6月)。

合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、「令和2年度 調達等合理化計画の自己評価及び推進状況のフォローアップ」の実 施状況について、合理化委員会において点検(5月)し、その点検結 果を契約監視委員会に諮り了承された(6月)。

合理化計画等に基づく具体的な取組については、次のとおりであしな調達の推進を図ってい る。

イ 合理化計画に基づく取組

度から令和6年度までの低している。 減目標達成に向け、予算執 ることとする。

備運用計画に基づき情報シ ステム関連機器等の新設・ 更新を計画的に実施するこ とにより、各情報システム の機能性・利便性の向上に の推進を図っている。

調達の合理化について している。

その結果、合理的な契約 方式に変更した原材料の購口均値を下回っている。 入等において各契約案件の 当初提示額に対し価格交渉 円)、事務の合理化及び経費 | 価とする。 の削減に寄与している。

調達に関するガバナンス の徹底については、契約事 その結果に基づきマニュア クの低減及び契約事務の適 正化を推進している。

一者応札・一者応募の削 減に取り組むなど、合理的

調達にかかる契約については、策定 した調達等合理化計画に基づいて着 員会等の審議において不適切とされ た契約は発生していない。また、一者 策定した情報システム整 応札・一者応募の削減にも積極的に取 り組んでいるほか、随意契約に依らざ るを得ない契約に対しても価格交渉 を精力的に行うことで契約金額の削 減に努めていることは評価できる。さ らに、官公需にかかる中小事業者の受 よる業務の効率化・迅速化 | 注確保や障害者就労施設等からの調 達の実施についても、着実な取組が行 われている。

なお、令和3年度の経費率について は、合理化委員会による点しは、予算執行に係る管理方法を適切に 検を受けつつ、着実に実施 | 実施するとともに、コスト削減に努め ることにより、平成27年度から令和 元年度までの5年間における実績平

以上を踏まえ、本項目については事 を行うことにより、単価の|業計画における所期の目標を達成し ていると認められることから「B」評

46

ては、「官公需について の中小企業者の受注の 確保に関する法律」(昭 和 41 年法律第 97 号)、 「国等による障害者就 労施設等からの物品等 の調達の推進等に関す る法律」(平成24年法 律第50号)及び「母子 家庭の母及び父子家庭 の父の就業の支援に関 する特別措置法」(平成 24 年法律第92号) に基 づいた調達を行うよう 努める。

また、「官公需につい ての中小企業者の受注 の確保に関する法律し (昭和 41 年法律第 97 号)、「国等による障害 者就労施設等からの物 品等の調達の推進等に 関する法律」(平成 24 年法律第50号)及び 「母子家庭の母及び父 子家庭の父の就業の支 援に関する特別措置 法」(平成24年法律第 92号)の趣旨に基づき、 中小企業者、障害者就 労施設等及び母子・父 子福祉団体等からの調 達に努めます。

なお、障害者就労施 設等からの調達につい ては、前年度の実績を 上回るよう取り組みま す。

(イ) 重点的な取組

(随意契約)

・ 原材料等購入に関する調達において、技術審査合格者が複 | 討を行うとともに、令和3年 数者となる見込みがないことを確認した28品目(25件)につ | 度に完成した赤羽宿舎の維 いて、随意契約を締結した。

契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上し委託している。 で契約を締結したことにより、当初提示額から48百万円削減 した。

・ 生産設備の保守・修理等に関する調達において、特別な仕様 以上のことから、「業務の を指定して発注する必要がある特殊な機器であって、当該機 | 効率化」については、定量的 器の製造者その他の特定の者でなければ、修理、改造又は保守|な数値目標を達成してお 点検等をすることができない 5 件の契約について、随意契約 ↓ り、定性的な取組について を締結した。

契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上┃目標を達成していると認め で契約を締結したことにより、当初提示額から 1 百万円削減 | られることを踏まえ、「B」 した。

(公募)

技術審査を要しない原材料等購入に関する調達において、連 続して契約相手方が同一となっている 8 件の契約について、 特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施 特になし。 した。その結果、応募者が一者であったことから、随意契約を 締結した。

契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上 で契約を締結したことにより、当初提示額から 4 百万円削減 した。

・ 生産設備の購入、生産設備及び生産設備以外の保守・修理等 に関する調達において、連続して契約相手方が同一となって いる32件の契約について、特定の一者しか履行し得ないこと を確認するため公募を実施した。その結果、応募者が一者であ ったことから、随意契約を締結した。

契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上 で契約を締結したことにより、当初提示額から12百万円削減 した。

(更なる合理的な契約方式への移行)

更なる調達の合理化を図るため、随意契約へ移行する案件を 調査したが、契約監視委員会における審議の対象案件はなかっ

(原材料等に係る技術審査)

技術審査を実施している原材料等について、参入業者を拡大

民間への業務委託につい ては、継続可否について検 持管理業務を民間事業者に

は事業計画における所期の と評価する。

<課題と対応>

	ナフたは、壮徳家木に関わて桂却ナ、ナ、)。° - 25	
	するため、技術審査に関する情報をホームページで公表すると	
	ともに、種別ごとに対応可能な業者に対して、技術審査情報の周	
	知を行い、技術審査への参加を促した。	
	(ロ) 調達に関するガバナンスの徹底	
	・ 新規の随意契約案件(19 件)について、合理化委員会にお	
	いて事前に点検(5月、9月、10月、令和4年1月、令和4年	
	2月)し、了承された。	
	・ また、令和 2 年度下半期及び令和 3 年度上半期に新規随意	
	契約を締結した案件及び 2 か年度連続して一者応札・応募と	
	なった契約全件について、合理化委員会において点検(5月、	
	11月)し、その点検結果を契約監視委員会に諮った(6月、12	
	月)ところ、意見の具申又は勧告はなく、不適切な契約と認め	
	られるものはなかった。	
	・ 契約実務担当者として必要な知識・技能の付与、レベルアッ	
	プを目的とした研修を実施した(9月、10月)。	
	・ 契約事務フローの各プロセスに潜在するリスクについて、現	
	行のリスクマネジメントが有効かつ効率的なものとなってい	
	るかの確認・検証を行い、課題に対する改善策を含め、「契約	
	事務フロー点検実施結果」として取りまとめた(令和 4 年 3	
	月)。	
	(ハ) その他の取組	
	・ 一者応札・応募に係る取組として、令和2年度における一者	
	応札等に係る要因分析を行い、これまで以上に入札参加可能	
	と思われる業者に声掛け等行った結果、前回一者応札・応募で	
	あった 21 件の契約が二者以上の応札・応募となった。	
	・ 少額随意契約に係る取組として、少額随意契約としていた購	
	入契約等について、仕様書の見直し等を行った上で統合し、一	
	般競争入札に移行した(3件)。	
	・ 情報開示の取組として、参入業者をできる限り多く確保する	
	ため、ホームページで、契約発注見通しを公表した(6月:188	
	件、11月:254件)。また、毎月の契約実績について、ホーム	
	ページで公表した。	
	・ 令和 4・5・6 年度競争参加資格(物品の製造・販売等)につ	
	いては、政府の全調達機関に共通して有効な全省庁統一資格	
	を活用し、入札参加できるように事務の簡素化を図った。	
●契約監視委員会	ロ 契約監視委員会における定期的な契約の点検の実施	
による点検にお	新規の随意契約及び 2 か年度連続して一者応札・応募となった	
いて不適切な契	契約に関して、契約監視委員会において点検を受けた結果、意見の	
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		

66 1 27 3 3 1 . A	日中央は特性はあり、ア党団を加佐し知はさしますのはなり、よ	
約と認められた	具申又は勧告はなく、不適切な契約と認められたものはなかった (C. P. 18 P.)	
契約件数(0件)	(6月、12月)。	
	なお、審議概要については内部の手続を得てホームページで公	
	表した(7月、令和4年2月)。	
	ハ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基	
	づく対応	
	(イ) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基	
	づく対応	
	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」	
	(昭和 41 年法律第 97 号)に基づき、「令和 3 年度における独立	
	行政法人国立印刷局の中小企業者に関する契約方針」を策定し	
	ホームページで公表する(11 月)とともに、新規中小企業者が	
	紹介されているサイト「ここから調達」(独立行政法人中小企業	
	基盤整備機構)を活用し、各機関において近隣の新規中小企業者	
	の契約への参加を促すなど、継続的に中小企業者の受注機会の	
	増大に取り組み、令和3年度における金額は、8,645百万円とな	
	った(令和2年度:6,912百万円)。	
○障害者就労施設	(ロ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に	
等からの調達の	関する法律に基づく対応	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	関 9 る伝律に基づく対応 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等	
	に関する法律」(平成 24 年法律第 50 号) に基づき、「令和 3 年	
一	度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの	
	物品等の調達の推進を図るための方針」を策定しホームページ	
	で公表する(4月)とともに、障害者就労施設等から物品等の調	
	達に取り組み、調達件数及び金額は、46件、10百万円(うちー)	
	般競争入札1件、3百万円)となった(参考指標 令和2年度:	
	45 件、9 百万円 (うち一般競争入札 1 件、3 百万円))。	
	40 円、3 日の11(クラー収が子八代11円、3 日の11))。	
	(ハ) 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置	
	法に基づく対応	
	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措	
	置法」(平成 24 年法律第 92 号)に基づき、母子・父子福祉団体	
	から物品等の調達に取り組み、調達件数及び金額は2件、21千	
	円となった(令和2年度:2件、10千円)。	
	(二)共同調達の実施に向けた対応	
	令和3年度の調達案件の選定を進めた結果、消耗品2品目の	
	中和3年度の調達条件の選定を進めた結果、何起品2品目の 共同調達を実施した。	
	六円	

③ 「業務フロー・コスト	3 極めてセキュリティ	○民間への業務委	③ 民間への業務委託の検討	
分析に係る手引き」(平	性の高い製品及び情報	託の検討	偽造防止技術を始めとする秘密情報の漏えい防止の観点から、既	
成27年12月16日付官民	を取り扱う国立印刷局	11.2 1/41	に民間への業務委託を実施している案件について、改めて取扱情報	
競争入札等監理委員会	の業務内容や偽造防止		の確認、秘密情報の取扱いに関する委託業者への点検・確認を行うな	
改訂)に示された手法	技術を始めとする秘密		ど適正な業務委託の実施を図った。	
等により、極めてセキ	情報の漏えい防止に配		また、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関す	
ュリティ性の高い製品	意しつつ、業務フロー		る法律」(平成 11 年法律第 117 号。)に基づく P F I 手法を用いて令	
及び情報を取り扱って	やコストの分析を行		和 3 年度に完成した赤羽宿舎の維持管理業務を同手法により民間事	
いることを踏まえつ	い、その結果に基づき、		業者に委託した。	
つ、業務フローやコス	民間への業務委託につ			
トの分析を行い、その	いて検討します。			
結果に基づき、民間へ				
の業務委託を検討す				
る。				

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅲ − 1	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保									
当該項目の重要		関連する政策評価・	_							
度、困難度		行政事業レビュー								

2. 主要な経年データ	. 主要な経年データ											
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				
販売費及び一般管理費(研究開発費を除く) のうち、上記③について、前年度以下に抑制	前年度以下	6,389 百万円	6,722 百万円	6,676 百万円								
経常収支率	100%以上	109%	108%	108%				事業計画は105%以上				
独立行政法人通則法に基づく情 報開示	100%	100%	100%	100%								

独立行政法人通則法に基~ 報開示	づく情 100%	100%	100%	100%					
各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	評価指標		法人の業務等	実績・自己評価			主務	大臣による評価
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	学 未可凹	计侧1日/示		業務実績		自己記	平価		
IV. 財務内容の改善に関する	Ⅲ 予算(人件費の見積りを		① 予算、収支計画及び	資金計画の策定、採算性	生の確保	<評定と根拠>	評定:B	評定 B	
事項	含む。)、収支計画及び資金		イ 予算、収支計画及	び資金計画の策定				<評価の視点>	
国立印刷局は、基幹とな	計画		業務の確実な実施、	、業務の効率化及び事業	業継続性の確保を踏	業務の確実な	実施や業務の	事業別の収支	や営業収支率を的確に把
る銀行券事業が、財務大臣			まえた予算、収支計画	国及び資金計画を作成し	た。また、令和3年	効率化等を踏ま	えた予算、収	し、コスト削減を	と進めることにより、採算・
が定める銀行券製造計画に	1. 予算、収支計画及び資金		度の事業活動の結果、	営業利益は、4,754百	万円となった。	支計画及び資金	を計画に沿っ	が確保されたか。	
よって製造数量が決定さ	計画の策定、採算性の確		なお、予算、収支割	十画及び資金計画に対す	る実績については、	て、予算の執行管	管理を徹底し、	法令に基づく	財務内容の情報開示を行
れ、かつ、納入先が日本銀行	保		別表のとおりである。			健全な財務基盤	の維持・改善	たか。	
のみに限られているといっ	① 業務運営の効率化に					を図っている。			
た特殊性を有することか	関する目標を踏まえた	○原価管理の徹底	ロ 原価管理の徹底等			販売費及び一	般管理費(広	<評価に至った理	里由>
ら、自らの裁量や努力によ	予算、収支計画及び資	等によるコスト	原価管理について	は、原価管理システム	を用いて、月次の原	告宣伝費、運送	費及び研究開	月次の原価計	算を確実に実施し原価差
って損益の改善を図ること	金計画を作成します。	削減	価計算を遅滞なく確	実に実施することで、「	原価情報を迅速かつ	発費を除く。) は	効率的な執行	の発生状況や要因	因の分析を行った上で、各
が難しい側面を有してい	令和3年度の予算、		正確に把握した。ま	た、原価差異発生状況	及び発生要因を分析	に努めた結果、	令和 2 年度実	場に原価情報を拡	是供するなど、積極的なコ
る。しかしながら、そうした	収支計画及び資金計画	○原価管理等によ	し、各工場への原価	情報の提供によりコス	ト意識を浸透させつ	績額を下回って	いる。	ト削減に取り組ん	んでいる。
制約の下にあっても、業務	は、以下のとおりです。	る事業別収支、	つ、効率的な製造等	に取り組み、費用の削液	咸に努めた。	なお、採算性	の確保を示す	損益状況や原	価に関する各種研修の実
の重要性に鑑み、将来にわ		営業収支率の把	さらに、コスト意	識の更なる向上を図るだ	ため、中央技術系研	経常収支率につ	いては、修繕	や原価差異の発	生状況の共有などコスト
たって安定的に業務運営が	原価管理の徹底によ	握、的確な管理	修において、若年層	に対し原価に関する講	遠 (1月)、また、中	費等の経費の見	直しにより、	識の浸透を図る	取組を引き続き推進した
できるよう、標準原価計算	り、原価情報や損益情		堅職員に対する原価	及び損益情報に関する	教育研修(7月、8月、	年度目標の 100	%以上及び事	果、販売費及び一	一般管理費(広告宣伝費、
方式による原価管理に、差	報を迅速かつ正確に把		9月、10月、11月、	12月、令和4年3月);	を行い原価管理に関	業計画における	見込み 105%	送費及び研究開発	発費を除く) は前年度を下
異分析結果を適切に反映さ	握するとともに、事業		する知識の付与を実	施した。		に対して 108%	と上回ってお	り、削減目標を通	達成している。
せること等を通じて、収支	別管理を行うことによ					り、指標を達成	している。	また、経常収支	医率についても108%と

を的確に把握しつつ、業務 運営の更なる効率化に努 め、採算性の確保を図る必 要がある。

- 1. 予算、収支計画及び資金 計画の策定、採算性の確
- ① 業務運営の効率化に 関する事項に記載され た目標を踏まえた、適 切な予算、収支計画及 び資金計画を作成する とともに、各項目につ いて、可能な限り支出 等の節減に努める。具 体的には、事業別の収 支や営業収支率を的確 に把握した上で、原価 管理の徹底等により収 支の改善を進め、経常 収支率を100%以上 とする。

業収支率を的確に把 握・管理します。また、 コスト意識の更なる向 上に取り組み、費用の 削減に努めるととも に、予算の執行管理を 徹底し、予算の範囲内 で可能な限り節減に努 めます。

行政執行法人とし て、事業の継続性を確 保し、事業基盤の強化 を図るため、健全な財 務内容の維持・改善に 努め、利益を確保する ことにより、事業継続 のための研究開発や設 備投資を確実に行いま

なお、「経常収支率」 は、105%を見込み ●販売費及び一般 ます。

また、「販売費及び一 般管理費」について、効 率的な使用に取り組み ます。さらに、広告宣伝 費及び運送費以外の ●経常収支率 (1) 「販売費及び一般管理 費」については、前年度 以下に抑制するよう着 実に取り組みます。

- (注) 研究開発関連経費 は、販売費及び一般 管理費から除くもの とします。
- ② 財務内容について、 偽造防止の観点や受注 偽造防止の観点や受注 条件に影響を及ぼさな 条件に影響を及ぼさな

り、事業別の収支や営

○販売費及び一般 管理費(研究開 発費を除く)の 効率的な使用へ の取組(①広告 宣伝費、②運送 費、③①及び② を除く費用に分 類し、各々の使 用の効率性に係 る検証等を行 う)

- 管理費(研究開 発費を除く)の うち、上記③に ついて、前年度 以下に抑制
- 00%以上)

則法に基づく情 報開示(10 ハ 予算の執行管理の徹底

中期的な観点から設定した経費率の低減目標の達成に向け て、計画段階において、製品の製造に支障を来さない範囲にお いて、修繕費等の経費の見直しを実施するとともに、その範囲 内での執行に努めるなど、予算の執行管理の徹底を図った。ま た、収入予算についても、製品価格の改定に際しては事前に確 認するなど、製品売上の状況を逐一把握し、適切な進捗管理を 行った。

ニ 事業別収支、経常収支率及び販売費及び一般管理費 原価管理及び予算の執行管理を徹底し、事業別収支の的確な 把握及び経費の節減に取り組んだことにより、事業別の営業収 支率は、銀行券等事業 106%、官報等事業 121%となった。

また、販売費及び一般管理費(研究開発費、広告宣伝費及び運 送費を除く。) について、四半期ごとにその状況を把握するとと もに、各機関と必要性の精査・調整を徹底するなど効率的な執 行に努めた結果、販売費及び一般管理費(広告宣伝費、運送費 及び研究開発費を除く。) は 6,676 百万円となった (令和 2 年度 実績額(6,722百万円))。

経常収支率については、経常収入66,000百万円に対し、経常 支出 61,282 百万円となったことから、108%となった。

採算性の確保」については、 ており、定性的な取組につい ては事業計画における所期 と評価する。

支計画及び資金計画の策定、

<課題と対応> 特になし。

以上のことから、「予算、収」標値の100%を上回っており採算性の確 保が図られていると認められる。

なお、法令に基づく財務内容にかかる情報 定量的な数値目標を達成し 開示についても適時適切に実施されている。

以上を踏まえ、本項目については事業計画 の目標を達成していると認│における所期の目標を達成していると認め められることを踏まえ、「B」「られることから「B」評価とする。

② 財務内容について、 ●独立行政法人通 ② 財務内容の情報開示

令和2年度の財務諸表について、財務大臣の承認(6月)後、 遅滞なく、ホームページにおいて公表(6月)するとともに、独立

いよう配意しつつ、独	0 %)	行政法人通則法第 38 条第 3 項の規定に基づき、官報に公告した		
立行政法人通則法に基		(7月)。		
づく内容の情報開示を				
行うこととし、財務諸				
表について、財務大臣				
による承認後遅滞なく				
公表します。				
	立行政法人通則法に基づく内容の情報開示を行うこととし、財務諸表について、財務大臣による承認後遅滞なく	立行政法人通則法に基づく内容の情報開示を行うこととし、財務諸表について、財務大臣による承認後遅滞なく	立行政法人通則法に基 づく内容の情報開示を 行うこととし、財務諸 表について、財務大臣 による承認後遅滞なく	立行政法人通則法に基 づく内容の情報開示を 行うこととし、財務諸 表について、財務大臣 による承認後遅滞なく

令和3年度の当期純利益は4,435百万円であり、計画に対して1,866百万円増加した。その主な要因は、労務費や修繕費、保守点検費等の経費の減によるものである。 なお、国立印刷局は、運営費交付金を受領せず、独立採算による運営を行っている。

1. 当事務及び	事業に関する基本情報	報									
IV	短期借入金の限度	度額									
当該項目の重 要度、困難度											
2. 主要な経年	データ										
評価対象とな標	さる指 達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報			

3	3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評	価及び主務大臣による評価			
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	十段日际	尹未司 四	计侧相综	業務実績	自己評価		
		IV 短期借入金の限度額			<評定と根拠> 評定:-	評定	_
		予見し難い事由により緊		該当はなかった。		_	
		急に短期借入する限度額は、			<課題と対応>		
		180億円とします。			特になし。		
		(注) 限度額の考え方					
		事業運営に必要な運					
		転資金額として年間売					
		上高の約3か月分を見					
		込んでいます。					

4. その他参考情報			
特になし。			

1. 当事務及び	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
V	 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、 	は、当該財産の処分に関する計画							
当該項目の重	_	関連する政策評価・行政事							
要度、困難度		業レビュー							

2.	主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

6	3. 各事業年度の業務に係る	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
	十段日际	尹未司 四	計価相係	業務実績	自己評価							
		V 不要財産又は不要財産			<評定と根拠> 評定:―	評定 一						
		となることが見込まれる		該当はなかった。		_						
		財産がある場合には、当			<課題と対応>							
		該財産の処分に関する計			特になし。							
		画										
		現時点では、不要財産										
		又は不要財産となること										
		が見込まれる財産はあり										
		ません。										

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
VI	Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画									
当該項目の重	_	関連する政策評価・行政	_							
要度、困難度		事業レビュー								

2.	主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3	. 各事業年度の業務に係る	各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	年度目標	事業計画 評価指標 一		法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
	十	学 未可凹	计侧相综	業務実績	自己評価								
		VI Vに規定する財産以外の			<評定と根拠> 評定:―	評定 一							
		重要な財産を譲渡し、又は		該当はなかった。		_							
		担保に供しようとするとき			<課題と対応>								
		は、その計画			特になし。								
		現時点では、Vに規定す											
		る財産以外の重要な財産を											
		譲渡し、又は担保に供する											
		予定はありません。											

4. その他参考情報		
特になし。		

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII - 1 - (1)	内部統制に係る取組								
当該項目の重要 度、困難度		関連する政策評価・行政事 業レビュー							

2. 主要な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報				

	- NIC 740 - 15 W				w 17 hr				
3. 谷事業年月	せの業務に係る ────────────────────────────────────	目標、計画、業務実績、年度	:評価に係る目已評値 	曲及び王務大臣によ			-		The Larry of the larry
年	度目標	事業計画	評価指標 —			養務実績・自己評価		.l	主務大臣による評価
					業務実績			自己評価	
	美務運営に関する	VII その他主務省令で定める					<評定と	∵根拠>評定: B	
重要事項		業務運営に関する事項							<評価の視点>
	ンス強化に向け	1. ガバナンス強化に向け						売制に係る取組に	内部統制の推進に関する規定等に定め
た取組		た取組					ついては	は、業務方法書に	られた事項を適正に実施したか。
平成	27年4月の独	国民生活の基盤となる					定める内	内部統制の推進に	
立行政	法人通則法の改	銀行券や徹底した情報管					関する事	事項等を着実に実	<評価に至った理由>
正等に	より、ガバナンス	理が求められる官報等を					施してい	いる。	理事長を委員長とする内部統制推進委
強化の観	観点から、主務大	製造し、職員は高い倫理					また、	業務プロセス改	員会において、経営理念の見直しや業務実
臣であ	る財務大臣によ	意識を求められている国					善の必要	要が認められるも	績など内部統制に係る重要事項を審議し
る監督で	命令や監事の機	家公務員であることを踏					のについ	いては、不断の見	たほか、理事長等が各機関へ赴き、または
能強化	等が措置された	まえ、国立印刷局には、強					直しを行	_{すうとともに、関}	リモート開催により現場幹部職員との意
ところで	である。	固な内部統制やセキュリ					係部門間	間の情報共有、上	見交換の場を通じて内部統制上の課題へ
国立月	印刷局は国民生	ティが求められることか					司・部下	下間の報告・相談	の取組状況等を確認するなど、適正性の確
活の基準	盤となる銀行券	ら、独立行政法人通則法					等の更な	よる徹底を始めと	保に向けた取組を着実に行っている。
や徹底	した情報管理が	を始めとした法令に適合					する内部	羽統制の推進に向	また、職務意識を啓発する観点から、報
求められ	れる官報等を製	することを確保するため					けた継続	売的な取組を実施	告及び相談等の徹底を図るための実施計
造してい	いる法人であり、	の体制その他国立印刷局					している	Ó.	画にかかる取組状況をフォローアップす
職員は	高い倫理意識を	の業務の適正を確保する							るとともに、新たに把握された課題につい
求められ	れる国家公務員	ための体制等を適切に運					内部監	監査については、	ては令和4年度の実施計画に反映するな
であるこ	ことを踏まえ、理	用し、理事長のトップマ					毎年度	監査事項を選定	ど、業務運営を向上させるためのPDCA
事長の	トップマネジメ	ネジメントの下、内部統					し、計画	国どおり監査を実	サイクルが適切に機能していると認めら
ントのコ	下、以下の各般の	制の充実・強化に取り組					施するこ	ことにより、組織	れる。

取組を通じ、内部統制の	みます。			内におけるモニタリング	なお、内部監査についても、監査計画に
更なる充実・強化を図	, , ,			機能を的確に果たしてい	基づき適切に監査を実施している。
る。				る。	
					 以上を踏まえ、本項目については事業計
(1)内部統制に係る取組	(1) 内部統制に係る取組	○内部統制の推進	(1) 内部統制に係る取組		画における所期の目標を達成していると
「独立行政法人の	内部統制について	に関する規程等	イの内部統制の推進	以上のことから、「内部	認められることから「B」評価とする。
業務の適正を確保す	は、整備した統制環境	に定められた事	業務方法書に定めた業務の適正を確保するための体制を適切に運	統制に係る取組」につい	
るための体制等の整	の下、組織全体で垂直	項の適正な実施	用した。また、業務プロセス改善の必要が認められるものについては	ては、定性的な取組につ	
備について」(平成 26	的統制や相互けん制等		不断の見直しを行うなど、PDCAサイクルを確実に機能させるこ	いて事業計画における所	
年11月28日付総務省	を有効に機能させるこ	○内部統制の推進	とにより内部統制の推進に取り組んだ。	期の目標を達成している	
行政管理局長通知) に	とにより実効性を高め	に関する規程等	具体的な取組は、次のとおりである。	と認められることを踏ま	
基づき業務方法書に	るとともに、独立行政	の必要に応じた	・ 独立行政法人国立印刷局内部統制推進規則に基づき、理事長を	え、「B」と評価する。	
定めた内部統制の推	法人国立印刷局業務方	見直し	委員長とする内部統制推進委員会において、経営理念の見直し、		
進に関する事項等を	法書に定めた内部統制		令和 2 年度業務実績に関する自己評価、令和 4 年度事業計画や	<課題と対応>	
適正に実施する。ま	の推進に関する事項等		中期設備投資計画など、内部統制に係る重要事項について審議	特になし。	
た、各種の業務プロセ	を適正に実施します。		した。		
スについて、不断の見	また、各種の業務プロ		・ 理事長及び各理事が各機関の幹部職員から会議等の場を通じ		
直しに取り組む。	セスについて、不断の		て、コロナ禍における各機関の内部統制上の課題への取組状況		
	見直しに取り組みま		等を確認した(4月~令和4年3月)。		
	す。				
			ロ 報告・相談等の徹底に向けた取組		
			業務における上司・部下間の報告・相談等の重要性について、「報		
			告・相談等の確実な実施に向けた基本方針」(平成30年6月)等に		
			基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた上で、		
			理事会、内部統制推進委員会、運営会議等の会議の場において、理事		
			長、理事、本局各室・部長及び機関長と認識統一を図りつつ、継続的		
			なPDCAサイクルによる職員の意識啓発に取り組んだ。		
			具体的な取組については、次のとおりである。		
			・ 理事長、理事が、自ら各機関に出向き、又はリモート開催により		
			各機関の幹部と意見交換を行い、報告・相談等の徹底に向けた取組		
			状況及びその課題を確認した(4月~12月)。		
			・ 研修や説明会等の機会を捉えて、各機関において、報告・相談等		
			の重要性等について意識啓発を行った(6月~9月)。		
			・ 全職員を対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調査」		
			を実施し、上司と部下のコミュニケーションの状況や報告・相談等		
			に対する意識の浸透度等について調査を行った(11月)。		
			・ 各機関との意見交換や職員意識調査の結果等を通じて、今後の課		
			題として、上司・部下間でコミュニケーションの充実に対する認識		
			にまだ差があることから、これまでの取組を含めて継続的に実施		
			していくため、令和4年度における実施計画を策定した(令和4年		
			3月)。		

	ハ 内部監査の実施 国立印刷局の経営諸活動の全般にわたる管理及び運営の状況について、内部統制機能の妥当性及び有効性、業務運営の確実性及び効率性並びに財務会計事務の正確性及び合規性の視点から、監査事項を 選定し、内部監査を実施した。			
--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
VII - 1 - (2)	コンプライアンスの確保						
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事	_				
度、困難度		業レビュー					

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務上の不正・不法行 為等による重大事象の 発生件数		0 件	0 件	0 件				

左	事來訂單	沙江 121年	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価	
(2) コンプライアンスの	(2) コンプライアンスの		(2) コンプライアンスの確保	<評定と根拠>評定:B	評定 B
確保	確保	○コンプライア	① コンプライアンスの確保に向けた取組		<評価の視点>
① コンプライアンス	① 職員に対する研修	ンス確保に向	イ コンプライアンスの確保に向けた取組	コンプライアンスの確	コンプライアンスの確保に積極的
の確保に積極的に取	や講演会の実施等の啓	けた確実な取	リスク管理・コンプライアンス推進実施計画(以下「実施計画」と	保に向けた取組について	り組み、業務上の不正・不法行為等に
り組むとともに、業務	発活動を通じて、コン	組	いう。) に基づく取組について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止	は、意識調査、座談会を	重大事象の発生を防止したか。
上の不正・不法行為等	プライアンスの確保に		により実施時期を変更するなど一部を見直した上で着実に実施するこ	実施し、職員への意識付	
による重大事象を発	一層積極的に取り組み	○コンプライア	とにより、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。	けを行うなど、計画の着	<評価に至った理由>
生させない。	ます。具体的には、役員	ンス違反発生	具体的な取組については、次のとおりである。	実な実施に取り組んでい	リスク管理・コンプライアンス推進
	と職員との座談会や意	時の的確な対	・ 令和2年度コンプライアンスに関する意識調査結果等について、	る。	計画に基づき、リスク・コンプライア
	識調査を通じて、コン	応	解説を含めた資料として取りまとめ、各機関の管理監督者に対し説		リーダーに対する外部講師による研
	プライアンスに対する		明会(オンライン)を実施し、管理監督者を通じて部下職員に周知	法人文書管理に関する	実施や各種階層別研修における講義、
	継続的な意識付けの徹		を行った(6月)。	コンプライアンス確保の	員に対してコンプライアンスに関す
	底を図ります。また、コ		・ コンプライアンス週間を設定し、国立印刷局コンプライアンス・	ため、各種研修による法	識調査の実施など、職員のコンプライ
	ンプライアンス週間を		マニュアル等を活用した職場内ミーティングを実施したほか、意識	人文書管理に関する意識	ス意識の向上が図られるよう積極的
	設定し、各種意識啓発		啓発ポスターを作成し各職場に掲示した(7月)。	の啓発、法人文書ファイ	り組んでいる。
	活動を実施すること		なお、外部講師による講演会については、実施時期を見直し、実	ルと法人文書ファイル管	また、法人文書ファイルと法人文書
	で、職員のコンプライ		施した (12月)。	理簿との突合、法人文書	イル管理簿の突合を実施したほか、管
	アンスに対する更なる		・ 各階層別研修において、コンプライアンスの推進に関する講義を	監査の実施等、法人文書	督者等に対し法人文書に関する研修
	意識の向上を図るとと		行った(採用時研修、作業長研修、副係長研修、管理者研修、監督	管理の再徹底に関する取	うなど、法人文書管理の徹底に向けた
	もに、社会経験の少な		者研修、監督者育成研修 I 6 研修計 11 回実施)。	組を確実に実施してい	を着実に進めている。

	い若年層職員に対して
	はその意識の徹底を図
	ります。これらを通じ
	て、業務上の不正・不法
	行為等による重大事象
	が発生しないよう取り
	組むとともに、発生時
	には的確に対応しま
	す。また、法人文書管理
	に関するコンプライア
	ンスの確保のため、法
	人文書管理の再徹底に
	引き続き取り組みま
	す。

- イアンス便り」等を作成・活用し、各機関においてコンプライアン ス意識の啓発に取り組んだ。
- コンプライアンスに関する職員の相談窓口として設置している 「コンプライアンス・ホットライン」について、窓口設置の趣旨、 連絡先等をコンプライアンス意識調査結果の資料による説明、階層 別研修実施時の説明、コンプライアンス便りへの掲載(毎月)等を通 じて、職員への周知徹底を図った。
- ・ コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握 │ 組を確実に実施した結 │ 認められることから「B」評価とする。 するため、全職員を調査対象とする「コンプライアンスに関する職 員意識調査 | を実施し、職員のコンプライアンスに関する理解度や 職場におけるコミュニケーションの状況等について確認した(11 | 確保に向けた改善が図ら 月)。
- ・ リスク・コンプライアンス統括責任者(担当理事)と機関の代表 者との間において、コンプライアンス座談会を実施した(岡山工場: 12月)。
- ・ リスク・コンプライアンス・リーダー(本局の総括官・工場の課 | プライアンスの確保」に 長等)に対して、コンプライアンスに関する必要な知識を付与する ため、外部講師によるオンライン研修を実施した(令和4年3月)。
- ロ 法人文書管理の再徹底に向けた取組

法人文書管理の重要性について、新型コロナウイルス感染症の感染 拡大防止に配慮しつつ、その再徹底に取り組んだ。

具体的な取組については、次のとおりである。

- ・ 新任の管理監督者に対して、制度、対応方法等の法人文書に関す る研修を実施するとともに、機関長を含む管理監督者及び文書を取 り扱う全職員を対象に研修を実施した(11月~令和4年2月)。
- ・ 文書点検整理週間(10月~11月)における法人文書の廃棄に当た っては、あらかじめ、各機関において、管理監督者等の複数人が廃 棄すべき文書を確認しつつ実施した。
- ・ 法人文書ファイル管理簿の記載状況の確認を行うため、本局及び 各機関に対して、法人文書ファイルと法人文書ファイル管理簿の突 合を実施した(令和4年1月~2月)。
- ・ 本局及び各機関に対して、法人文書監査を実施し、法人文書の管 理状況が適正であることを確認した(令和4年1月~2月)。

なお、業務上の不正・不法行為等による重大事象及びコンプライアン ス違反の事象は発生しなかった。

コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した「コンプラ」る。

続化給付金の不正受給を|発生しなかった。 踏まえた再発防止策及び コンプライアンスの遵守 果、重大事象の発生はな く、コンプライアンスの れている。

以上のことから、「コン ついては、定量的な数値 目標を達成しており、定 性的な取組については事 業計画における所期の目 標を達成していると認め られることを踏まえ、 「B」と評価する。

<課題と対応> 特になし。

令和2年度において発生した、職員の持 続化給付金の不正受給を受け、再発防止の 令和2年度に発生した ための各種取組を確実に実施した結果、業 国立印刷局職員による持一務上の不正・不法行為等による重大事象は

以上を踏まえ、本項目については事業計 の徹底・確保に向けた取していると

●業務上の不正・ 不法行為等に よる重大事象 の発生件数(0 件)

② 令和 2 年度に発生 ○ 令和 2 年度に発生 ○ 再発防止策の ② 令和2年度に発生した不祥事案件を踏まえた再発防止のための取組 ○ した不祥事案件を踏 した不祥事案件を踏 取組の確実な ○ 令和 2 年度に発生した不祥事案件を踏まえた再発防止のための取組 ○ まえた再発防止のた まえた再発防止のた 実施及び通貨 を確実に実施し、取組状況を通貨当局に報告した(令和 4 年 3 月)。	
■ 【 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
めの取組を確実に実 めの取組を確実に実 当局への報告 具体的な取組は、次のとおりである。 (四次を形で)	
施し、その取組状況を 施し、その取組状況 (服務監察)	
通貨当局に報告する。 を通貨当局に報告し ・ 令和3年度の服務監察の基本方針及び服務監察計画を策定するとと	
ます。 もに、服務監察業務を専門的に行う理事長直属の専任の監察官(首席	
監察官、監察官及び副監察官)等5名を本局に配置した(4月)。	
・本局の専任者と各機関の監察官等(併任者)との間で、服務監察の	
基本方針及び服務監察計画、服務監察業務等の知識を共有し、服務監	
察業務を円滑に遂行するため、監察官等打合せ会を開催した(4月)。	
・ 令和3年度服務監察計画に基づき、監察官等が本局及び各機関を巡	
回し、管理者(定期監察対象者等)を対象に服務監察体制、職員との	
個別面談及び定期監察の内容等について説明を行った(4月~6月)。	
また、巡回説明に併せて、非違行為の発生防止に関する取組として、	
管理者を対象に服務監察導入の背景について首席監察官による講話	
を行った(4月~6月)。	
・職員の職場や私生活の実態を把握し、職員が日頃から留意すべき事	
項の再認識を図ることを目的に、35歳以下の職員(1,011名)を対象に (RRUI Talk tartta) tartta) tartta	
個別面談を実施した(5月~2月)。	
・ 部下職員の服務管理及び問題点の把握状況並びに部下職員に対す	
る指導状況を確認するため、定期監察 (予防監察) として、管理者 (141 kg) という (11 kg	
名) を対象に面談を実施した(11月~12月)。	
・ 職員との個別面談及び定期監察の実施結果について、役員、本局各	
室部長及び各機関長に報告を行った(令和4年3月)。 	
(コンプライアンスの遵守)	
・ コンプライアンス・ホットラインの周知徹底	
コンプライアンスに関する職員の相談窓口として設置している	
「コンプライアンス・ホットライン」について、窓口設置の趣旨、	
連絡先等をコンプライアンス意識調査結果の資料による説明、階層	
別研修実施時の説明、コンプライアンス便りへの掲載(毎月)等を通	
じて、職員への周知徹底を図った。	
・ コンプライアンス意識の啓発	
コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した「コンプラ	
イアンス便り」等において、業務外の内容も含めて作成し、職場ミ	
ーティング、研修等に活用し、各機関においてコンプライアンス意	
識の啓発に取り組んだ。	
コンプライアンスの基本方針、コンプライアンス・ホットライン	
の連絡先等を記載した三角スタンドを作成し、各職場に配布すると	
ともに、コンプライアンス・ホットラインに関する連絡先等を記載	

した意識啓発ポスターを各職場に掲示した(7月)。 コンプライアンス週間の取組として、SNS等の身近なツールを きっかけとした犯罪等をテーマに各職場で職場ミーティングを実 施した。職場ミーティングの際には、コンプライアンスに関する唱 和を実施し、コンプライアンス意識の向上を図った。また、若年層 職員を対象にSNS等で陥りやすい事例に関する研修資料を配布 し、自己学習するとともに、管理者から意識付けを行った(7月)。 重大な非違行為案件等が発生した際に、職員の携帯電話等に対し て注意喚起メールを一斉送信し、迅速かつ網羅的に注意喚起をでき るように取り組んだ。 コンプライアンス・マニュアルの改訂 国立印刷局コンプライアンス・マニュアルについて、法令遵守の重 要性に関する内容を追記し、全職員に配布した(7月)。 ・ コンプライアンスに関する職員意識調査の実施 コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握 するため、全職員を調査対象に「コンプライアンスに関する職員意識 調査」を実施し、各対策の取組の効果を確認した(11月)。 また、当該職員意識調査の結果を集計・分析するとともに、経営層 と機関幹部が出席する会議を開催し(令和4年2月)、意見交換を通 じて問題意識等を共有した。あわせて、令和4年度以降の取組に反映 するため、関係部門と当該分析結果を共有し、改善すべき事項を整理 した。 (研修の実施) ・ 不祥事案件の再発防止を図るため、階層別研修の科目に「不祥事 防止」を追加し講義を行うとともに、若年層の職員に対してコンプ ライアンスの重要性を再認識させ、不祥事の防止を図ることを目的 に「コンプライアンス意識向上研修」を実施した(令和4年3月)。

4.	その他参考情報	
┰.		

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
VII-1- (3)	リスクマネジメントの強化						
当該項目の重要		関連する政策評価・行政事	_				
度、困難度		業レビュー					

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標 達成目標	一	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
リスクマップ等の策 定及び見直し	有	有	有	有				
防災訓練計画の策定 の有無	有	有	有	有				
防災訓練の確実な実 施	100%	100%	100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
十 及 口 保	尹未可凹	计侧相保	業務実績	自己評価				
(3)リスクマネジメントの	(3) リスクマネジメントの		(3) リスクマネジメントの強化	<評定と根拠>評定:B	評定 B			
強化	強化	●リスクマップ	① リスク管理の取組		<評価の視点>			
① 部門ごとに潜在す	① 部門ごとに潜在する	等の策定及び	リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、取組を着実に	業務フロー等を基に潜	リスクマネジメントの強化に取り組			
るリスクについて把	リスクを把握・評価し	見直し	実施することにより、リスクマネジメントの強化に取り組んだ。	在リスクの把握、評価を行	むとともに、不測の災害が生じた場合に			
握・評価を行い、想定	た上で、その発生防止		具体的な取組については、次のとおりである。	い、特に重大な潜在リスク	確実に対応できる体制を整えているか。			
し得るリスクについ	又は発生時の被害低減	○リスクマネジ	・ 潜在するリスクについて、部門ごとに業務フロー等を基にして把握・	については発生防止又は				
て、その発生防止又は	に向けた対策を策定	メントの強化	評価し、特に重大な潜在リスクについては発生防止又は発生時の被害	被害低減のための実行計	<評価に至った理由>			
発生時の被害低減に	し、実施するとともに、	の取組	低減に向けて、リスク・コンプライアンス委員会での審議を経て、リ	画を作成し、的確なリスク	内部リスクマネジメントの強化を図			
向けた対策を策定し、	その実施状況をモニタ		スクマネジメント実行計画を策定し、国立印刷局全体で管理した。	管理に取り組んでいる。	るため、重大な潜在リスクについては、			
実施するとともに、不	リングし、必要に応じ		・リスクマネジメント実行計画について、その取組状況を四半期ごとに	リスク事案発生時にお	リスク・コンプライアンス委員会におい			
断に対策を改善し、リ	て是正・改善するなど、		リスク・コンプライアンス委員会で報告する(8月、11月、令和4年	いては、迅速に状況を把握	て、把握されたリスク毎に発生防止策や			
スク管理を徹底する。	リスクマネジメントの		2月、令和4年3月)とともに、必要に応じて見直しを図り、令和4	及び報告するとともに、再	被害低減策の審議を行った上で実行計			
	強化に取り組みます。		年度のリスク管理・コンプライアンス推進実施計画に反映した(令和	発防止策の実施、各機関に	画を策定している。また、計画の実施状			
	リスク発生時には、		4年3月)。	おける情報共有など、確実	況については、四半期毎にモニタリング			
	リスク情報の迅速な把		・ 労働基準監督署から是正勧告を受けたことなどのリスク事案発生	に対応している。	を行い、必要に応じて翌年度の実行計画			
	握及び報告を行うな		時においては、独立行政法人国立印刷局リスク管理及びコンプライア		に反映させるなど、リスク管理にかかる			
	ど、確実に対応します。		ンス推進規則等に基づき、リスク情報の迅速な把握及び報告、再発防	防災週間において、各種	PDCAサイクルを適切に機能させて			
			止策の実施、各機関における情報共有を行うなど、確実に対応した。	防災訓練(延べ 84 件)を	いる。			
				実施し、多数の職員が参加	事業継続マネジメントについても、B			

② リス	ク管理を徹底
し、不清	側の災害が生じ
た場合	にも確実に対
応する	ことができる
よう、	事業継続マネジ
メント	(BCM) の適
切な運	軍用を図るとと
もに、	防災訓練計画を
策定し	、確実に実施す
る。	

③ 新型コロナウイル

ス感染症 (COVID-19)

による業務への影響

を最小限にするため

に講じている感染防

止策を徹底し、状況に

応じた見直しを適切

に行う。

② 地震などの大規模災 ●防災訓練計画 害発生時における被害 軽減と円滑な復旧を図 るため、防災訓練計画 ●防災訓練の確 を策定し、安否確認訓 練や初動対応訓練等を 確実に実施します。

また、国立印刷局事 業継続計画 (BCP) について、役職員の感 染症り患や不測の災 害が生じた場合にも 迅速かつ確実な対応 を図ることができる よう、教育・訓練や点 検を実施し、必要に応 じて見直しを行うな ど、事業継続マネジメ ント (BCM) の適切 な運用を図ります。

ス感染症(COVID-19)に よる業務への影響を最 小限にするために講じ ている感染防止策を徹 底し、状況に応じた見 直しを適切に行いま す。

- の策定の有無
- 実な実施(対 計画100%)
- ○BCMの適切 な運用

③ 新型コロナウイル ○感染防止策の 確実な実施

- ② 防災管理の取組及び事業継続マネジメントの運用状況
- イ 防災訓練の実施状況
 - 防災週間に合わせて、各機関において防災訓練計画を策定し、当一に取り組んでいる。 該計画に基づき、地震対策マニュアルに基づく初動対応訓練、避難 訓練、情報伝達訓練、安否確認訓練、モバイル機器を活用した報告 訓練などの各種訓練を行うとともに、消防設備・備蓄品の点検を行し訓練を行うとともに、国立し加えて、理事長を本部長とする感染症 うなど、計画した全ての取組を確実に実施した(8月~9月)。
 - ・ 各機関において、火災予防運動週間等の機会を活用し、緊急地震 | 等対応及び新型インフル | 計画(新型インフルエンザ等対応)の点 速報訓練、初期消火・応急救護訓練、夜間避難訓練等の各種訓練を | エンザ等対応) の点検及び | 検を実施するなど、感染拡大防止への対 行うとともに、火災予防教育を実施した(11月、令和4年3月)。

ロ 事業継続マネジメントの運用状況

国立印刷局事業継続推進規則等に定める事業継続マネジメント の推進体制の下、国立印刷局事業継続計画(地震等対応及び新型イ ンフルエンザ等対応) 等に基づき、教育・訓練等に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。

- 新たに任命された管理監督者に対して国立印刷局の事業継続の 単染症の感染拡大防止に向 概要について教育研修を行った(11月~令和4年2月)。
- ・ 本局において、国立印刷局事業継続計画等で定めている各班を │ えた対応を図っている。 対象に連絡体制や報告方法の確認を目的とした机上訓練を実施し た (9月)。
- ・ 各工場において、防災訓練と連動し、施設・設備等の被災状況の 対策、感染者が発生した場 確認・報告に係る事業継続に係る訓練を実施した(9月、12月)。
- 本局及び東京工場において、内閣府と連動した緊急官報製造訓 切に行い、国立印刷局の使 練を実施した(9月、令和4年2月)。
- 本局において緊急官報の発行要請に確実に対応するための参集 ならない事務・事業の確実 訓練を実施した(10月)。
- 管理監督者と一般職員の役割に応じて国立印刷局事業継続計画 に関する職員教育を実施した(9月)。
- 教育・訓練等の実施結果を踏まえ、国立印刷局事業継続計画の点 検及び必要な見直しを行った(令和4年3月)。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応

政府により発令された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を受しな取組については事業計 けて、理事長を本部長とする「感染症対策本部」を 21 回開催し、職員 | 画における所期の目標を の安全と健康の保持及び事業継続を目的とした新型コロナウイルス感 | 達成していると認められ 染症拡大防止策を徹底した。

具体的な取組については、次のとおりである。

・ 本局及び各機関において、職員に対する手指消毒、マスク着用等の 徹底、発熱等の症状が見られる職員への対応、ローテーション勤務に よる在宅勤務、時差出勤の励行等を実施した。また、工場見学及びイ

必要な見直しを行うなど「応を行っている。 事業継続マネジメントの 適切な運用を図っている。

「感染症対策本部」においしる。 て、新型コロナウイルス感 けて、政府等の要請を踏ま

また、職員から感染者を 発生させないための事前 合の二次感染防止策を適 命として実施しなければ な遂行に取り組んでいる。

以上のことから、「リス クマネジメントの強化」に ついては、定量的な数値目 標を達成しており、定性的 ることを踏まえ、「B」と 評価する。

<課題と対応> 特になし。

(延べ 6,383 人) するな CPに関する職員教育や内閣府と連動 ど、職員の防災意識の高揚した緊急官報製造訓練を始めとした各 種訓練を実施したほか、これらの訓練結 果を踏まえた計画の見直しも行ってお 事業継続に関する教育・┃り、適切な取組を推進している。

印刷局事業継続計画(地震 対策本部において、国立印刷局事業継続

以上を踏まえ、本項目については事業 計画における所期の目標を達成してい 理事長を本部長とする│ると認められることから「B」評価とす

ベントの中止、海外渡航の自粛要請を継続した。	
・ 職員の新型コロナワクチン接種に当たっては、人事院指令に基づき	
職務専念義務免除の措置を講じた。	
・ 工場においては、職員が集中する食堂、更衣室等の分散使用を徹底	
し、特に官報の製造に際しては、国民に対する法令公布、公示など、	
日々の発行に支障を来してはならない性質の製品であることを踏ま	
え、作業室の分割や休憩時間の分散等による作業者間の距離を確保	
し、感染症対策を徹底するなど、適切に対応を図った。	
以上の取組を踏まえ、国立印刷局事業継続計画(新型インフルエンザ	
等対応)の点検及び必要な見直しを行った(令和4年3月)。	

1. 当事務及び事業	美に関する基本情報 マスティー・アンドル アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
VII - 1 - (4)	個人情報の確実な保護等への取組		
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事	_
度、困難度		業レビュー	

2.	主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	個人情報漏えいの発生件数	0 件	0 件	0 件	0 件				

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
十	学 未可凹	一	業務実績	自己評価	
4) 個人情報の確実な保護	(4) 個人情報の確実な保護		(4) 個人情報の確実な保護等への取組	<評定と根拠>評定:B	評定 B
等への取組	等への取組	○個人情報保護及	イの研修等の確実な実施		<評価の視点>
「個人情報の保護に関	「個人情報の保護に関	び情報公開への	・ 保有個人情報及び法人文書の適切な管理を目的として、各機関に	個人情報の保護等に関	個人情報保護及び情報公開につい
する法律」(平成 15 年法律	する法律」(平成 15 年法	確実な取組	おいて、関連規程に基づく自主点検を実施した(9月~11月)。	する研修を行うととも	実に対応したか。
第 57 号)、「独立行政法人	律第57号)、「独立行政法		・ 保有個人情報の適切な管理を目的として、各機関の管理者及び実	に、自主点検を実施し、	
等の保有する個人情報の	人等の保有する個人情報		務担当者を対象として、リモート等による研修を実施した (9月~	個人情報の漏えい防止等	<評価に至った理由>
保護に関する法律」(平成	の保護に関する法律」(平		12月)。	に取り組んでいる。	保有する個人情報の保護及び情
15 年法律第 59 号)、「行政	成 15 年法律第 59 号)、	●個人情報漏えい	なお、個人情報の漏えいはなかった(令和2年度:0件)。		への対応を適切に実施するため、各
手続における特定の個人	「行政手続における特定	の発生件数 (0		以上のことから、「個人	管理者及び実務担当者に対し制度
を識別するための番号の	の個人を識別するための	件)	ロ 開示請求等への確実な対応	情報の確実な保護等への	対応方法等にかかる研修をリモー
利用等に関する法律」(平	番号の利用等に関する法		・ 26 件の情報公開請求(令和2年度:13件)について、情報公開	取組」については、定量	行ったほか、関係規程に基づく自主
成 25 年法律第 27 号) 及び	律」(平成 25 年法律第 27		に係る関係規程に基づき、開示決定等を行った。また、保有個人情	的な数値目標を達成して	着実に実施している。
「独立行政法人等の保有	号) 及び「独立行政法人等		報に関する開示請求はなかった(令和2年度:0件)。	おり、定性的な取組につ	なお、個人情報の漏えいは発生し
する情報の公開に関する	の保有する情報の公開に		・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章	いては事業計画における	ず、また情報公開請求についても法
法律」(平成 13 年法律第	関する法律」(平成 13 年		の 2 の規定に基づき、国立印刷局ホームページを通じて、非識別	所期の目標を達成してい	内に開示決定等を行っている。
140 号)に基づき、確実に	法律第 140 号) に基づき、		加工情報に関する提案の募集を行った(8月)。	ると認められることを踏	
対応する。	研修を通じて職員へ制度			まえ、「B」と評価する。	以上を踏まえ、本項目については
	内容等の周知徹底を図る				画における所期の目標を達成して
	とともに関係規程に基づ			<課題と対応>	認められることから「B」評価とす
	く点検等を行うことによ			特になし。	

り、個人情報の漏えいを			
防止します。また、保有個			
人情報の開示請求や情報			
公開請求等に確実に対応			
します。			

4.	その他参考情報	1
4.	てソバ巴参与用剤	L

1. 当事務及び事業	美に関する基本情報 マスティー・アンドル アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
VII-1- (5)	情報セキュリティの確保		
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事	_
度、困難度		業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標 達成目標		基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ計 画の策定の有無	有	有	有	有				
情報セキュリティ対 策の不備による重大 事象の発生件数	0 件	0 件	0 件	0 件				
情報セキュリティ教 育の実施	100%	100%	100%	100%				

左	事業計画	河(工)均	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価	
5)情報セキュリティの確	(5) 情報セキュリティの確		(5) 情報セキュリティの確保	<評定と根拠>評定:B	評定 B
保	保	●情報セキュリテ	イ 情報セキュリティの確保		<評価の視点>
政府機関等の情報セ	情報セキュリティに係	ィ計画の策定の	情報セキュリティの確保に関する規程等の確実な運用を行うとと	情報セキュリティを確	情報セキュリティの確保に取り組み、情
キュリティ対策のため	る脅威の増大及び国立印	有無	もに、情報セキュリティ対策推進計画を策定(令和3年3月)し、当	保するため、CSIRT	報セキュリティ対策の不備による重大リ
の統一基準群を含む政	刷局の取り扱う偽造防止		該計画に沿って、不正アクセス防止等情報セキュリティの確保に取	定例会の開催や、内閣サ	スクの発生を防止したか。
府機関等における情報	技術関連情報等の重要性	○情報セキュリテ	り組んだ。	イバーセキュリティセン	
セキュリティ対策に基	を踏まえ、情報技術の進	ィ対策の確実な	また、令和3年7月から9月までの間に開催された東京オリンピ	ターからの情報に基づい	<評価に至った理由>
づき、適切な情報セキュ	歩等に対応した適切な情	実施・運営	ック・パラリンピック競技大会の開催期間中におけるサイバー攻撃	た不審なメールアドレス	情報セキュリティ対策推進計画を策定
リティ対策を実施する	報セキュリティ対策の実		等の脅威を見据えた対応を図るほか、新型コロナウイルス感染症の	及びURLの遮断の実施	するとともに、東京オリンピック・パラリ
とともに、その状況を定	施に取り組みます。		感染拡大の状況下においても、業務が停滞しないよう、テレワークに	等、情報セキュリティ対	ンピック競技大会期間中におけるサイバ
期的に点検することに	具体的には、政府機関		よる在宅勤務やリモートによる会議等を行うことが可能な環境を整	策を着実に実施してい	一攻撃等を見据えた対応を図る等不正ア
より、対策の不備による	等の情報セキュリティ対		備し、その際、情報セキュリティの確保についても確実に取り組ん	る。	クセスを防止するほか、テレワークやリモ
重大事象を発生させな	策のための統一基準群を		だ。	また、東京オリンピッ	ートによる会議の環境を整備する等、情報
V,°	含む政府機関等における		具体的な取組については、次のとおりである。	ク・パラリンピック競技	セキュリティの確保に確実に取り組んで
	情報セキュリティ対策に		・ CIO補佐官を交えたCSIRT定例会を毎月 1 回開催し、国	大会期間中におけるサイ	いる。
	基づき、情報システムの		立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムにおけるセ	バー攻撃等を見据えた対	
	管理及び情報セキュリテ		キュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報を共有し	応を図る等不正アクセス	CIO補佐官を交えたCSIRTの定
	ィの確保に関する規則等		た。	を防止するとともに、新	例会を毎月開催しているほか、一部の委託

の確実な運用及び情報セ キュリティ対策推進計画 の策定を行います。当該 計画に基づき、外部から 取得した情報の取扱いの 再徹底を図るとともに、 他で発生した事例等も踏 まえた情報の漏えい防止 等、情報システムに係る 情報セキュリティの確保 を図るため、情報セキュ リティ遵守事項の自己点 検やシステムのぜい弱性 検査等に取り組みます。

また、情報セキュリテ ィ対策推進計画に沿った 教育実施計画を策定し、 職員に対する情報セキュ リティ教育を確実に実施 します。

これらの取組により、 情報セキュリティ対策の 不備による重大事象の発 生を防止するとともに、 発生時には的確な対応を 行います。

●情報セキュリテ ィ教育の実施 (対計画10 0%

●情報セキュリテ ィ対策の不備に よる重大事象の 発生件数(0件)

- 内閣サイバーセキュリティセンターから取得した不審メール及 | 型コロナウイルス感染症 | 業者における情報セキュリティ対策の実 び不正プログラムの注意喚起情報を基に、不審なメールアドレス 及びURLの遮断を適時実施した。また、ぜい弱性が発見されたソ フトウェアに対して適時更新プログラムを適用し、国立印刷局ネー ットワークシステムにおける情報セキュリティの確保を図った。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中にお けるサイバー攻撃等への脅威に対応するため、業務時間以外のイ ンターネット接続制限やEDR(注)を導入するなど、国立印刷局 ネットワークシステムの情報セキュリティの強化に取り組んだ。 (注) EDR (Endpoint Detection and Response)

マルウェアによる不審な動きがないかを常時監視し、迅速に検

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、業務 | 推進計画に基づき情報セ | 画における所期の目標を達成していると が停滞しないよう、セキュリティガイドライン等にそってテレワ│キュリティに関する教│認められることから「B」評価とする。 ークによる在宅勤務やリモート会議等を行うことが可能な更なる 環境整備に取り組むとともに、その際、情報セキュリティの確保に ついても確実に取り組んだ。

以上の取組の結果、外部からの不正アクセスを防止し、情報セキュ リティの確保を図った。

ロ 情報セキュリティ教育の実施

知・対処を行う技術

情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報セキュリティ対策教 | 図るため、情報システム 育実施計画を策定し、これに沿って、次のとおり教育を実施した。

- 新規採用職員を対象とした、情報セキュリティに関する基本事項 等に関する教育(4月)
- ・ 情報システム管理担当者を対象とした、リスクアセスメント研修 (6月~8月)
- ・ 役員及び管理者等を対象とした、CIO補佐官による情報セキ ュリティ講話(10月~12月)
- ・ 国立印刷局ネットワークシステムPC利用者を対象とした、情報 セキュリティ講話動画の視聴(10月~令和4年1月)
- ITトレーナー研修の受講者を対象とした、情報セキュリティの 重要性を付与するための教育(11月)
- ・ LAN管理者及びLAN推進員を対象とした、情報セキュリテ ィ等の必要な知識等を付与するための教育(令和4年2月)

ハ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生防止及び発生 時の的確な対応

重大事象の発生防止を図るため、情報システムのリスク分析・評価 | 性的な取組については事 を実施するなど、各種情報セキュリティ対策に取り組んだ。

情報システムにおいてリスク分析・評価を実施し、各情報資産に │ 標を達成している。

可能な環境等を整備し、 その際、情報セキュリテ 取り組んでいる。

情報セキュリティ対策 育・研修を確実に実施し、 職員の情報セキュリティ に関する意識、知識の向 上に向けて取り組んでい

重大事象の再発防止を に対するリスク分析・評 価を実施するとともに、 情報システム監査細則に 基づき監査を実施してい

また、標的型攻撃メー ル訓練の実施等、情報セ キュリティの更なる強化 に向けた取組を推進して いる。

以上のことから、「情報 セキュリティの確保」に ついては、定量的な数値 目標を達成しており、定 業計画における所期の目

の感染拡大の状況下におし施状況を把握するに際しては現地確認を いても、業務が停滞しな一実施しているなど、情報セキュリティの確 いよう、テレワークによ | 保に向けた着実な取組が行われている。ま る在宅勤務やリモートにた、外部専門家を活用した脆弱性検査や各 よる会議等を行うことが「種研修等の教育も積極的に実施されてい

これらの取組の結果、情報システムデー ィ対策についても確実に ┃ タの改ざんや情報漏えい等の重大事象は 生じていない。

以上を踏まえ、本項目については事業計

○情報セキュリテ	対して最適な管理策の見直し等を実施した(4月~8月)。	さらに、事業を継続す
ィ対策の不備に	・ 国立印刷局の情報システムの委託業者に対し、情報セキュリティ	るためには、新型コロナ
よる重大事象発	対策の実施状況を確認した(6月~8月)。また、一部の委託業者に	ウイルス感染症の感染拡
生時の的確な対	ついては、現地確認による運用・管理状況の点検を実施した(12	大の状況下においても、
応	月)。	業務が停滞しないよう、
※「重大事象」と	・ 情報システム監査細則に基づき、内部監査部門と連携して、研修	テレワークによる在宅勤
は、情報シス	センターにおける研修システム (7月) 及び小田原工場における無	務やリモートによる会議
テムにおける	線 LAN システムの監査(9~10月)を実施した。また、監査結果に	等を行うことが可能な環
不正プログラ	ついては、情報システム監査細則に基づき、情報システム監査責任	境を整備する必要があ
ム感染や不正	者及び情報化統括責任者に報告した(12月)。	り、その際、情報セキュ
アクセス又は	・ インターネットにより外部接続する国立印刷局ネットワークシ	リティ対策についても確
その疑いがあ	ステム及び官報配信システムに対して、外部の専門業者によるぜ	実に対応していることが
る場合におけ	い弱性検査を実施した(7月)。	認められることを踏ま
る情報システ	CSIRTにおいて、インシデントの発生を想定した対応訓練	え、「B」と評価する。
ムデータの改	を実施した (9月)。	
ざん・破壊、不	・ インターネットメール利用者に対して、訓練用の標的型攻撃メ	<課題と対応>
正コマンド実	ールを送信し、対応状況を確認するとともに、継続的な意識付けに	特になし。
行、情報漏え	取り組んだ(6月、令和4年1月)。	
い若しくは重	以上の監査、点検、訓練等を実施し、PDCAサイクルによる情報	
要情報の詐取	セキュリティ対策に取り組んだ。	
等をいう。		

った。

なお、情報システムデータの改ざんや情報漏えい等は生じなか

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
VII - 1 - (6)	警備体制の維持・強化					
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事				
度、困難度		業レビュー				

2.	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

左由一	中来訂正	沙(二+卜+=	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価	
6)警備体制の維持・強化	(6) 警備体制の維持・強化		(6) 警備体制の維持・強化	<評定と根拠>評定:B	評定 B
製品の盗難や施設及	製品の盗難や施設及び	○警備に関する計	警備に関する計画に基づき、製品の盗難や施設及び設備に対する破		<評価の視点>
び設備に対する破壊活	設備に対する破壊活動等	画の着実な実施	壊活動等への抑止力の強化を図るため、東京工場及び小田原工場の警	警備装置の更新及び更	警備に関する計画を策定し、警備体制の組
動等への抑止力の強化	への抑止力の強化を図る	及び見直し	備装置について、現状のアナログ式から高画質かつ監視機能の高いデ	新に向けた準備を着実に	持・強化が図られたか。
を図るため、警備装置の	ため、警備装置の更新な		ジタル式に更新するための準備を進めている。	進めている。	
更新などの警備に関す	どの警備に関する計画を	○外部要因による	外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力向上を	防犯対応用マニュアル	<評価に至った理由>
る計画を着実に実施す	着実に実施するととも	突発的な事件事	図るため、各機関で策定した防犯訓練計画に基づき、毎月、構内への	を活用し、構内への不法	警備装置の高度化を図る観点から、警備に
るとともに、必要に応じ	に、必要に応じた見直し	故に対する適切	不法侵入など実際に起こり得る犯罪を想定したシミュレーション訓	侵入などを想定したシミ	関する計画に基づき、監視機能の高いデジタ
た見直しを行う。	を行います。また、外部要	な対応	練(机上訓練・実技訓練)等の防犯訓練を実施した。また、静岡工場	ュレーション訓練等の実	ル仕様への更新に向けて準備を進めており、
	因による突発的な事件事		及び彦根工場においては、所轄警察署と警備職員との合同防犯訓練を	施や警備職員と外部委託	不法侵入等に対する抑止力の強化を図って
	故に対しても適切に対応		実施し、警察署との連携を確認した。	警備員との連携を強化す	いる。
	を図ることができるよ		さらに、警備職員と外部委託警備員との連携状況について点検した	ることにより、外部要因	また、突発的な事件事故に備えシミュレー
	う、訓練を実施します。		結果、適切な連携の下、確実な警備体制が保持されていることを確認	による突発的な事件事故	ション訓練等を毎月実施するとともに、外部
			した(10月:静岡工場及び岡山工場、11月:彦根工場、12月:王子	に対する適切な対応能力	委託警備員と警備職員との連携体制を点検
			工場及び小田原工場、令和4年2月:東京工場)。	の向上を図っている。	するなど、対応力の維持・強化を図っている。
				また、所轄警察署との	
				合同防犯訓練を実施し、	以上を踏まえ、本項目については事業計画
				警察との連携を確認し	における所期の目標を達成していると認め
				た。	られることから「B」評価とする。
				以上のことから、「警備	
				体制の維持・強化」につ	
				いては、定性的な取組に	

		ついて事業計画における	
		所期の目標を達成してい	
		ると認められることを踏	
		まえ、「B」と評価する。	
		<課題と対応>	
		特になし。	

4.	その他参考情報	卫
4.	てりが他参与用筆	TX.

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
VII − 2	人事管理				
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事	_		
度、困難度		業レビュー			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事管理運営方針の 策定の有無	有	有	有	有				
研修計画の策定の有無	有	有	有	有				
研修計画の確実な実 施	100%	100%	100%	100%				

	研修計画の確実な実	100%	100%	6 100%	100%				
3	. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度	と 評価に係る自己評	価及び主務大臣によ		· ·	·		
					法人の業務実績				 主務大臣による評価
	年度目標	事業計画	評価指標		業務実績		自己評価		
	2. 人事管理	2. 人事管理		2. 人事管理			<評定と根拠>評定:B	評定	В
	組織運営を安定的に行	人事管理運営方針に基づ	●人事管理運営方	(1)人事管理運営方式	針の策定等		人事管理運営方針に基	<評価の	
	うため、人事管理運営方針	き、限られた人的資源で業	針の策定の有無	限られた人的資源	原で、業務運営の機能等を最大	大限発揮させることを	づき、多様で有為な人材	計画的	かつ着実な人材の確保、適材適所の
	を策定し、当該方針に基づ	務運営の機能や効果を最大		目的として策定した	た国立印刷局人事管理運営方	針(以下「人事管理運	の確保に努めるととも	人事配置	大女性職員の登用の促進が行われた
	き計画的かつ着実な人材	限発揮させるよう、質の高		営方針」という。)	に基づき、人材確保等に係る	る各種取組を着実に実	に、政府等の方針に沿っ	か。	
	の確保やその育成に努め、	い人材の確保やその育成に		施した。			た採用選考活動を行って	計画的	な人材育成により職員の能力向上
	国立印刷局が有する技術	取り組みます。		なお、近年の人事	事管理に係る内外の環境を踏っ	まえ、当該方針の見直	いる。	や技能の	伝承が図られたか。
	の伝承が確実に行われる	具体的には、国立印刷局		しを行った(令和4	4年3月)。		また、民間企業が主催	:	
	よう取り組むとともに、政	が有する技術の伝承が確実					する企業紹介イベントへ	<評価に	至った理由>
	府が進めている「働き方改	に行われるよう、採用活動	○計画的かつ着実	イ 人材の確保			の参加や大学が主催する	人事管	理運営方針に基づき、就職情報サイ
	革」を踏まえつつ、適材適	を計画的に進めるととも	な人材確保、人	多様で有為な	人材の確保に向け、次のとお	り取り組んだ。	Web企業説明会へも積	トの活用	日や大学主催のWeb企業説明会へ
	所の人事配置や労働時間	に、全職員を対象とした勤	材育成	• 採用選考活動	動時期については、政府方針及	及び一般社団法人日本	極的に参加することによ	積極的に	参加したほか、高専卒を対象とした
	の適切な管理等により、働	務希望調査を実施した上で		経済団体連合	会の採用選考方針を踏まえ、	合和3年3月から採用に	り、多様な学生に国立印	Web業	務説明会に参加するなど、多様で有
	き方の見直しに取り組む。	各個人の適性を考慮し、適		係る広報活動	を実施するとともに、6月から	選考試験を実施した。	刷局をPRする機会の拡	為な人材	すを確保するための取組を推進して
	また、「女性の職業生活	材適所の人事配置への取組		・ホームページ	ジへの採用情報の掲載、就職性	青報サイトを活用する	大を図り、広く求人活動	いる。ま	た、人事配置に際しては、適材適所
	における活躍の推進に関	を推進します。また、政府		ことで広く求。	人活動を行うとともに、全国の	の試験会場で受験でき	を実施している。	が図られ	るよう、引き続き全職員に対して勤
	する法律」(平成 27 年法律	が進めている「働き方改革」		るテストセン	ター方式による試験を実施し	た。	なお、近年の人事管理	務希望調	査及び上司との面談を行っており、
	第 64 号)に基づき策定し	を踏まえつつ、労働時間の		· 令和4年度期	目首に向けた求人活動について	ては、新型コロナウイ	に係る内外の環境を踏ま	技術継承	くとキャリア形成を踏まえた人事ロ
	た一般事業主行動計画に	適切な管理等に取り組みま		ルス感染症の原	感染拡大に伴い、業務説明会な	及び合同企業説明会に	え、人事管理運営方針の	ーテーシ	ョンが実施されている。

沿って、女性職員の活躍を 推進する。

さらに、職員研修に関す る計画を策定し、当該計画 に沿った各種研修を実施 すること、業務への意欲的 な取組や業務改善活動を 奨励するとともに、これら について顕著な成果を挙 げた職員に対する表彰・評 価等を通じて、職員の業務 意欲や能力の向上、技能の 伝承を図る。

また、「女性の職業生活に おける活躍の推進に関する 法律」(平成27年法律第64 号)に基づき策定した一般 事業主行動計画に沿って、 女性職員の活躍を推進しま

さらに、職員の人材育成 を図るため、職務遂行上必 要な知識の付与、技術・技 能の向上、専門的知識の習 得等、職員のより一層の資 質向上に資する研修計画を 策定し、当該計画に沿った 各種研修を確実に実施しま す。また、業務への意欲的 な取組や業務改善活動を奨 励し、顕著な成果を挙げた 職員に対する表彰や、成果 の業務への反映を通じた評 価を行うこと等により、職 員の業務意欲や能力の向 上、技能の伝承が図られる よう取り組みます。

ついて昨年度と同様にWeb説明会及び感染拡大防止対策を施 │ 見直 しを行うことによ │ した上で対面説明会を実施した(令和3年3月~4月)。

- ・ 採用面接については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防 | 維持、向上を図っている。 止に加え、受験者の移動時間、交通費の負担軽減を図る観点から、 昨年と同様に一次面接をWebで実施した。
- ・ 令和5年度期首に向けた求人活動については、令和4年度卒業・ 旨を踏まえ、職務能率の している。 修了予定者に係る就職・採用活動のスケジュールについて、大学 一層の向上に資するた や民間企業等の情報収集に努めるとともに、有為な人材の確保を一め、長時間労働の是正と「認められ、「科学技術分野の文部科学大臣表 図るため、大学主催の企業説明会へ12回参加した(Web11回、 対面1回)。
- ・ 民間企業主催の企業紹介イベントについては、大学卒を対象としいる。 して、11月に対面合同説明会、令和4年3月にはWeb合同説明会 子育てと仕事の両立を に参加した(3回)。なお、説明動画のアーカイブについては、主┃支援するため、男性職員┃における所期の目標を達成していると認め 催企業のサイト及び国立印刷局ホームページから視聴できるよ│の育児休業取得を推進│られることから「B」評価とする。 うにした。
- ・ 新たな試みとして高専卒を対象としたWeb業務説明会に12 を利用できるよう職場風 月に参加し、大学卒と同じく、主催企業のサイト及び国立印刷局 土の醸成に努めている。 ホームページから令和4年2月末まで視聴できるようにした。
- ・ 多くの若年層が利用しているSNSを通して幅広く情報発信を │ 研修計画の実施につい 行うため、国立印刷局フェイスブック及び国立印刷局ツイッター において、国立印刷局の採用情報について紹介した。

ロ 適材適所の人事配置

勤務希望調査を実施するとともに、上司との面談を全職員に対し て行うこと等により、職員の適性や能力、キャリア形成の考え方を│めた全ての研修を確実に 的確に把握し、令和4年度期首において適材適所の人事配置を行っ た。

ハ 障害者雇用に向けた取組

障害者の雇用を促進するため、特別支援学校に対し求人活動を行 った(6月)。

また、監督者を対象とした研修に、障害者の適切な受入れ及び対│し、職員の業務意欲・能 応方法を習得するための「聴覚障害の基礎知識」を実施した。(12 】 力の向上を図っている。 月、令和4年1月)。

(障害者雇用率3.23%(令和3年6月1日現在)、参考:法定雇用率 ↓より、職域における技術 2.6%)

ニ 働き方改革を踏まえた労働時間管理等の取組

政府が進めている「働き方改革」、「ワークライフバランス」、 を受賞している。 「新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式」を推進するこ とにより職務能率の一層の向上に資するため、多様で柔軟な働き

し、職員が抵抗なく制度

ては、新型コロナウイル ス感染症拡大防止のた め、一部研修計画の実施 方法等の見直しを図るこ とにより、研修計画に定 │実施し、職務遂行に必要 な知識、技能等の習得、 能力の向上及び技能の伝 承を図っている。

業務改善活動を推進 また、優れた創意工夫に の改善向上に貢献し、科 学技術分野の文部科学大 臣表彰創意工夫功労者賞

女性の職業生活における活躍の推進に関 り、方針としての機能の「する法律に基づき、一般事業主行動計画にお いて設定した新規採用者の女性割合につい て、現時点において達成しているほか、女性 「働き方改革」等の趣 |職員キャリアサポート研修も引き続き実施

なお、本年度においても優れた創意工夫が 年次有給休暇を取得しや「彰創意工夫功労者賞」を引き続き授与されて すい環境づくりを行っていることは、高く評価できる。

以上を踏まえ、本項目については事業計画

	方が可能となるよう本局において、始業時間の選択肢を増やす時	
	差出勤の取組を継続した。	以上のことから、「人事
	・ 更なる働き方改革を推進し、生産性の高い働き方を実現するた	管理」については、定量
	めの政府の方針を受け、令和4年1月1日からテレワークを導入(在	的な数値目標を達成し
	宅型テレワーク及びサテライトオフィス型テレワーク)した。	ており、定性的な取組に
	対象者は、本局職員(虎ノ門地区勤務者)のうち、在宅型テレ	ついては事業計画にお
	ワークについては育児、子育て、介護、妊娠等の特別な事情があ	ける所期の目標を達成
	る職員とし、サテライトオフィス型テレワークについては神奈川	していると認められる
	県(横浜市、川崎市、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市及び三	ことを踏まえ、「B」と評
	浦市を除く。)から通勤している職員として運用を開始した。	価する。
	・ 長時間労働の是正に向けた本局における取組として、一斉定時	
	退場日を設定(水曜日)するとともに、毎日、勤務終了時刻10分	<課題と対応>
	前に定時退場を呼びかける放送を行った。また、一斉定時退場の	特になし。
	取組の更なる推進を図るため、定時退場日に管理者に毎週メール	
	送信し、部下職員が退場しやすい環境作りに向けて取り組んだ。	
	さらに、時間外労働時間の集計を毎月行い、長時間労働の把握を	
	行った。	
	・ 年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられたことを踏	
	まえ、四半期ごとに取得実績を集計し、本局各室部、各機関にフ	
	ィードバックすることにより年休の取得促進を図った。	
	・ 子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取得	
	を推進しており、45名(86.5%)が取得した。平均取得日数は34.6	
	日であった。	
○「女性の職業生	ホ 女性職員の活躍に向けた取組	
活における活躍	国立印刷局一般事業主行動計画(女性の活躍の推進)において設	
の推進に関する	定した目標(採用者に占める女性の割合35%以上)の達成に向けて	
法律」に基づく	採用活動を進め、令和4年4月1日付け新規採用者99名(専門職採用	
一般事業主行動	を除く。)に占める女性の割合は、約41%(41名)となった。	
計画の確実な実	その他、女性の活躍推進のため、上司に求められる役割について	
施	再認識を促す「女性活躍推進研修」(9月)及び女性職員のキャリア	
	形成に関する知識を付与し、今後のステップアップに向けた動機	
	付けを図る「女性職員キャリアサポート研修」を実施した(10月)。	
●研修計画の策定	(2) 研修計画の策定等	
の有無	「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とする職員研修方針及び	
	中央研修計画(以下「研修計画」という。)を令和3年3月に策定し	
○職員の業務意	たが、政府により発令された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置	
欲・能力の向上、	を受けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修計	
技能伝承に向け	画の一部を見直した。	
た取組	その他の研修については、各機関が連携して、各研修の効果的な実	
		1

	施に取り組んだ。
●研修計画の確実	・ 技術系研修については、若年層・中堅職員を対象に、日本銀行券
な実施(対計画)	
1 0 0 %)	を始め、研究所及び小田原工場の施設・設備を有効に活用し、演習
	及び見学を交え実施した。
	・ 電子会議システムを活用した研修について、情報セキュリティの
	確保、研修の有効性や効果などを検証した上で導入し、リモート研
	修を27件実施した。
	・ 外部派遣研修については、高度な知識の習得や意識の向上を図る
	ため、国内の大学に職員を派遣した(4月)。
	以上の取組により、研修計画に定める研修件数 57 件全ての研修を
	実施した。
	・ 業務の効率化、生産性の向上等を目的とした業務改善活動につい
	て、各機関においてサークル活動や改善提案を推進するとともに、
	各機関の取組の成果を発表する場として、本局において業務改善活
	動発表会(リモート)を開催し、改善効果や実用性等が優れた案件に
	ついて表彰を実施した(11月)。
	・優れた創意工夫に対し、文部科学大臣から科学技術分野の文部科
	学大臣表彰創意工夫功労者賞(注)が授与された(4月)。
	(注) 科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞
	文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫に
	より、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられ
	るもの。

4.	その他参考情報
	C - 10 > 1111 IV

1. 当事務及び	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
VII — 3	施設及び設備に関する計画						
当該項目の重	_	関連する政策評価・行政事					
要度、困難度		業レビュー					

2.	主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

		l				
3. 各	事業年度の業務に係	- る目標、計画、業務実績、 ^年	F度評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価		
		+W-1 -	== / /	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価	
		3. 施設及び設備に関する計		3. 施設及び設備に関する計画	<評定と根拠> 評定:B	評定 B
		画		(1) 設備投資計画の着実な実施		<評価の視点>
		令和3年度における施		設備投資に関する計画を着実に実施するため、次のとおり取り組んた	設備投資の進捗状況を定期的	投資目的等について厳格な審査を行
		設及び設備に関する計画		イ 設備投資委員会における審議	に検証するなど、PDCAサイク	ったか。投資効果や進捗状況を踏まえ、
		は以下のとおりです。		設備投資を計画的かつ着実に進めるため、設備投資委員会において	、ルを確実に機能させている。	計画の見直しや次年度の計画を策定し
		投資に当たっては、投資		設備投資計画の策定、個別案件の実施に際しての費用対効果等の検証		たか。
		目的等について、理事会、		設備投資の進捗状況等を審議し、必要に応じて見直しを図るとともに	、 新型コロナウイルス感染症の	
		設備投資委員会等におけ		理事会に報告するなど、PDCAサイクルを確実に機能させた。	感染拡大や、それに伴う半導体不	<評価に至った理由>
		る厳格な審査に基づき行			足の影響により、納期を延長せる	
		います。		ロ 設備投資計画の検証・見直し	るを得なかったこと等により、説	
		また、投資効果や進捗状		設備投資の実施に当たっては、設備投資委員会(14 回開催)等に		
		況を的確に把握し、計画の		いて、投資の必要性、仕様の適切性、費用対効果等を検証した上で、		され、必要に応じて計画内容の見直し
		見直しや次年度の計画の		格の妥当性やスケジュールなどを検討し、必要に応じて計画内容の		が行われているなど、PDCAサイク
		策定を行います。		直しを行うなど、効果的な投資を実施した。	以上のことから、「施設及び診	-
				設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、毎月、投資案件	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
				係る進捗状況を集約し、関係部門に対し情報提供を行った。	業計画における所期の目標を遺	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
				1 件 1 億円以上の重要な投資案件を中心とした設備投資計画全体		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
				係る各四半期の受入れ及び契約の状況について、設備投資委員会及	び 踏まえ、「B」と評価する。	これは新型コロナウイルス感染症の感
				理事会において報告した(6月、8月、11月、令和4年1月)。	\=\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	染拡大や、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があり、これに伴う半導体不足の影響があります。
				30./# 40.//r 31) = 41	<課題と対応>	響により、王子工場の諸証券製造設備
				ハ 設備投資計画に対する実績	特になし。	の新設(660百万円)や、東京工場
				設備投資額は、受入年度変更等により、18,039 百万円となり、計	븨	及び小田原工場の囲障警戒装置の更新

額 20,911 百万円に対して 2,872 百万円下回った。

この要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う半導体不足により、王子工場の諸証券製造設備の新設(660 百万円)、東京工場及び小田原工場の囲障警戒装置の更新(631 百万円)の工期を延長せざるを得ない状況となったこと等によるものである。

なお、受入れを行った主な施設及び設備については、次のとおりであ る。

件名	機関	台数
用排水処理設備	岡山工場	一式
赤羽宿舎	本局	一式
	東京工場	2 台
	小田原工場	1台
銀行券検査仕上機 	静岡工場	1台
	彦根工場	2 台
	東京工場	1台
貼付機	小田原工場	1台
	彦根工場	1台
諸証券製造設備	王子工場	一式
一般系編集システム	東京工場	一式
抄紙機 (型付部)	岡山工場	一式
印刷局ネットワークシステム(部門サー	 ₩₽	1-
バ)	本局	一式
損紙処理装置	東京工場	1台
	東京工場	一式
 銀行券検査仕上機改造	小田原工場	一式
数门分快且11.1.1 域以但	静岡工場	一式
	彦根工場	一式
粉体配合装置電子秤外	東京工場	一式
ガスボイラー	小田原工場	一式
デジタル製版管理システム	本局	一式
インキ製造設備	小田原工場	2 台
裁刻機	小田原工場	1台
	東京工場	一式
 銀行券凸版輪転印刷機改造	小田原工場	一式
数2.17 24 广门仪 基础 最为日本的过程	静岡工場	一式
	彦根工場	一式
集中監視装置リモートユニット	東京工場	一式

(2) 令和4年度設備投資計画の策定

令和4年度設備投資計画(中期を含む。)については、本局各室部及び

(631百万円)について、工期が延 長されたことが主たる要因である。

以上を踏まえ、本項目については事業計画における所期の目標を達成していると認められることから「B」評価とする。

	各機関からの資料の提出を受け(8月)、投資の目的や必要性、投資額の妥当性、費用対効果などを踏まえ設備投資委員会及び内部統制推進委員会において審議し、策定した(令和4年2月)。	

令和3年度の施設及び設備に関する計画については、用排水処理設備、赤羽宿舎など、当初の計画案件を着実に実施した。

なお、王子工場の諸証券製造設備の新設や、東京工場及び小田原工場の囲障警戒装置の更新に際して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う半導体不足の影響による不測の事態が生じたこと等の要因により、計画に対して 2,872 百万円下回ったものの、設備投資に当たって、計画段階や実施段階等における精査、検証を行い、効果的な設備投資を実施した。

1. 当事務及び	当事務及び事業に関する基本情報						
VII — 4	保有資産の見直し						
当該項目の重	_	関連する政策評価・行政事	_				
要度、困難度		業レビュー					

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業務棟に係る未使用 権利床の国庫納付			0					

		等)		牛皮	牛皮	牛皮	牛度	牛皮		
	業務棟に係る未使用 権利床の国庫納付			0						
	作作小人以到岸州竹							/		
3					 る評価					
						 終実績・自己評価				主務大臣による評価
	年度目標	事業計画	評価指標		業務実績		自			
	3. 保有資産の見直し	4. 保有資産の見直し		4. 保有資産の見直し			<評定と根		評定	В
	① 豊島敷地及び豊島宿	① 豊島敷地及び豊島宿舎	○豊島敷地及び豊	① 豊島敷地及び豊	島宿舎の処分に向けた	着実な取組			<評価の	規点>
	舎について、処分に向け	について、処分に向けて	島宿舎の処分に	豊島敷地及び豊	·島宿舎については、「d	上壤汚染対策法」(平成1	4年 豊島敷地	等については、	保有資	産の見直しが計画的かつ確実に行
	て取り組む。	取り組みます。	向けた着実な取	法律第53号) に基	長づき、東京都から形質	「変更時要届出区域に指定	定さ 処分に向け	た手続を着実	われたか。	,
			組	れた (8月) こと	こより、土壌汚染の状活	況が明確になったことか	ら、に進めてい	る。		
				地方自治体に対す	る用地取得意向に係る	照会を行い、取得の要望	望が		<評価に	至った理由>
				ないことを確認す	るなど処分に向けた手	続を着実に進めた。	王子工場	再編に向けて、	「国立」	印刷局職員宿舎見直し計画」に基
							北区との協	議を定期的に	づき廃止	した豊島宿舎敷地については、処
	② 王子工場については、	② 王子工場については、	○王子工場再編等	② 王子工場再編に	向けた着実な取組		実施すると	ともに、工場機	分に向け	た具体的な手続を着実に進めてい
	平成29年7月に東京	平成29年7月に東京都	に向けた着実な	東京都北区と締	結した協定書を踏まえ	、北区との共存共栄を	前提 能の集約に	向けた新棟建	る。	
	都北区と締結した協定	北区と締結した協定書	取組	とした協議を定期	的に実施するとともに	、工場再編に向け、工場	易機 築を実施す	るための住民	また、	王子工場の再編事業については、
	書(「国立印刷局王子工	(「国立印刷局王子工場		能を集約する新棟	建築を着実に進めるた	め、「東京都環境影響評価	西条 説明会など	を適切に実施	関係者等	との調整を進めている。
	場用地の一部取得に関	用地の一部取得に関する		例」(昭和55年条	例第 96 号)及び「東京	都中高層建築物の建築は	こ係している。	また、環境影響	その他、	、平成29年度に策定した新宿舎
	する協定書」)を踏まえ、	協定書」)を踏まえ、工場		る紛争の予防と調	整に関する条例」(昭和	🛮 53 年条例第 64 号)に	基づ 評価につい	ても着実に進	整備計画	に基づく赤羽宿舎の建設や、小田
	工場再編に向けた対応			く住民説明会や個	別説明会(7月、9月、	10月)を実施した。ま	た、めている。		原工場集	水路敷地の残地の譲渡に向けた小
	を着実に進める。	に進めます。				環境影響評価書案の提出				の協議など、保有資産の見直しを
				月)など東京都と	の各種手続を着実に進	じめた。		率的な配置に	進めてい	る。
								平成 29 年度に		
	③ その他の保有資産に	③ その他の保有資産につ		③ その他の保有資	·—			宿舎整備計画		踏まえ、本項目については事業計
	ついて、効率的な業務運		産の不断の見直			町に基づき、赤羽宿舎をst		所宿舎を建設す		る所期の目標を達成していると認
	営が担保されるよう、都					:伴い集約予定の宿舎に [*]		に向けて諸手	められる	ことから「B」評価とする。
	内宿舎の効率的な配置					諸手続を適切に進めた。		進めている。		
	の検討も含めた不断の	討を含め、不断の見直し		· 平成 30 年度及	び令和 2 年度に神奈川	県小田原市に一部譲渡	したしまた、小り	田原工場集水路		

見直しを行う。その結	を行います。その結果、遊	小田原工場集水路敷地(地番:神奈川県小田原市桑原字上川原 855	敷地の残地については、譲
果、遊休資産が生ずる場	休資産が生ずる場合に	番2外及び下川原596)の残地については、譲渡に向けて小田原市	渡に向けて小田原市との
合には将来の事業再編	は、将来の事業再編や運	と協議を進めた (12月、令和4年1月)。	協議を継続している。
や運営戦略上必要とな	営戦略上必要となるもの		
るものを除き、国庫への	を除き、国庫への貢献を		
貢献を行う。	行います。		以上のことから、「保有
			資産の見直し」について
			は、定量的な数値目標を達
			成しており、定性的な取組
			については事業計画にお
			ける所期の目標を達成し
			ていると認められること
			を踏まえ、「B」と評価す
			る。
			<課題と対応>
			特になし。

1. 当事務及び事業	業に関する基本情報		
VII - 5 - (1)	労働安全の保持		
当該項目の重要		関連する政策評価・行政事	
度、困難度	の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。	業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職場環境整備に資する 計画の策定の有無	有	有	有	有				
職場環境整備に資する 計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち安 全教育・活動等に係る項目に限る	100%	100%	100%				
重大な労働災害の発生 件数	0 件	0件	0 件	0 件				

重大な労働災害の発生 件数	0 件	0 1/2	0件 0件			
3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年月		価及び主務大臣による評価	V		
						主務大臣による評価
年度目標	事業計画	評価指標	業務実績		自己評価	
4. 職場環境の整備	5. 職場環境の整備		5. 職場環境の整備		<評定と根拠>評定:C	評定 C
(1) 労働安全の保持	職員の安全と健康を確保	●職場環境整備に	(1) 労働安全の保持			<評価の視点>
職場環境整備に資す	するため、安全衛生関係法	資する計画の策	国立印刷局安全衛生管理計画(以下「計画」	という。)を策定(令和	計画に基づき、法令遵守	職場環境整備に資する計画を策定し、
る計画を定め、当該計画	令を遵守し、安全活動の一	定の有無	3年3月)し、当該計画に基づき、安全衛生羲	対育等に重点的に取り組	の取組や安全衛生教育の	働災害発生を防止したか。
に沿って安全教育・活動	層の推進、健康管理の充実		んだことにより、計画に対する実施率は 100%	んとなった。	実施などに確実に取り組	
等を行うことにより、安	など、職場環境整備及び健	●職場環境整備に	具体的な取組については、次のとおりである	5.	んでいる。また、全国安全	<評価に至った理由>
全で働きやすい職場環	康管理に資する計画を策定	資する計画の確			週間等の取組を着実に実	国立印刷局安全衛生管理計画を策定
境を維持する。	し、確実に実施します。	実な実施(対計	イ 法令の遵守等の取組状況		施するとともに、安全作業	職長教育や過去の労働災害事例を活り
	(1) 労働安全の保持	画100%、た	労働安全衛生法などの法令の改正状況につ	ついて適宜確認し、法令	基準の読み合わせ、リスク	た安全教育など各種の安全衛生教育は
	職場環境整備に資する	だし計画のうち	の遵守に取り組んだ。この一環として「労働	労全衛生法施行令の一	アセスメントの実施を推	り組んでいる。また、リスクアセスメン
	計画に基づき、安全衛生	安全教育・活動	部を改正する政令」(令和4年政令第51号)	を踏まえ、その改正の	進しており、重大な労働災	の実施により職場の危険・有害要因の
	教育の更なる徹底を図る	等に係る項目に	趣旨、内容等について各機関に周知徹底を図	図った(令和4年3月)。	害は発生していない。	に取り組んでいるほか、毎月の安全衛生
	とともに、安全作業基準	限る)			なお、労働災害発生件数	横に加え、危険予知訓練及び衛生点検
	の点検や必要に応じた改		ロ 安全衛生教育の実施状況		は、令和2年度に比べ減少	施している。さらに、新規設備の導入し
	正等を通じて労働災害に		各機関において、新規採用職員及び配転者	fを中心に安全衛生教育	したものの、発生した労働	しては安全作業基準を設定した上で
	つながる危険・有害要因		を実施(4月)するとともに、「労働安全衛生	上法」(昭和 47 年法律第	災害のうち1件は、労働安	徹底を図っており、労働安全の保持に[
	の排除に取り組み、重大		57 号) 第60条の規定に基づく職長教育(新	所任作業長の安全衛生教	全衛生法令違反として労	た取組を推進している。
	な労働災害の発生を防止		育)を実施(4月~5月)し、必要な知識と	安全動作の習得に資す	働基準監督署から是正勧	これらの取組を着実に実施した結果、
	し、安全で快適な職場環		る安全教育を繰り返し実施した。		告を受けたことから、速や	大な労働災害は発生しなかった。

境づくりに取り組みま 新年度期首における労働災害防止に努めるよう、各機関に注意喚しかに是正・改善を行うととし す。 起を行った(4月)

> 夏季における労働災害防止の徹底を図るため、合図・応答・確認 | 予知トレーニング及び特 | の確実な実施や安全作業基準の読み合わせを実施するともに、熱中|別安全点検を実施し、再発|から是正勧告を受けている。本件は、抄紙 症への注意喚起を行った(7月)。

> 労働災害発生時は、その都度、全機関に災害発生状況を周知し、 類似災害の未然防止及び職員一人ひとりの安全意識の向上を図る┃ 以上のことから、「労働┃対策を講じるなど迅速な対応を行い、全機 ことにより、労働災害発生防止の徹底を図った(6月、7月、8月、安全の保持」については、 9月)。

> また、年末年始における機械等の保守・点検作業における同種類│しているものの、労働災害│職場環境整備の重要な要素であり、今後同 似災害防止に向けた注意喚起を行い(12月)、年度末及び新年度に 向けた安全対策の強化として、作業手順を確認するなどの安全意識│の発生に起因し、労働基準│防止の徹底に努められたい。 を再喚起した(令和4年3月)。

ハ 危険・有害要因の排除の取組状況

- ・ リスクアセスメントにより労働災害の発生原因となる職場の 危険・有害要因の排除に取り組んだ。また、労働災害が発生した│〈課題と対応〉 場合には、発生した機関はもとより、他の機関の関連作業におい てもリスクアセスメントを実施し、類似災害の発生防止に努め│発生しないよう、再発防止│労働基準監督署から是正勧告を受ける労
- ・ 化学物質リスクアセスメント (注1) については、労働安全衛 生法に基づき、対象となる機関において実施した。その結果に基 づき、保護具の着用などの対策を立案・実施し、健康被害の発生 はなかった。

(注1) 化学物質リスクアセスメント

一定の危険性・有害性が確認されている化学物質に対する 危険性、有害性等の調査

ニ 安全を確保するための取組状況

- ・ 安全衛生点検(注2)の実施(毎月)に加え、全国安全週間(7 月)の取組として、危険予知訓練(KYT)、リスクアセスメン ト研修を実施した。全国労働衛生週間の取組として衛生点検(注 3) を実施するなど、職員の衛生意識の向上を図った(10月)。ま た、国立印刷局の自主的な取組である安全強調週間においては、 年度末に向けた労働災害防止の取組を実施した(令和4年3月)。
- ・ 新規導入設備について新たに安全作業基準を設定するととも に、既存設備の作業手順に係る安全作業基準についても継続的な 見直しを実施した。

(注2) 安全衛生点検

防止に取り組んでいる。

監督署から是正勧告を受 けたことを踏まえ、「C」と 評価する。

の徹底を図る必要がある。

なお、令和3年度において発生した休業 もに、全機関において危険 4日以上の労働災害1件については、労働 安全衛生法令違反として労働基準監督署 機に囲いやガイドローラー等を設けてい なかったことが原因で発生したため、物的 関に対して特別安全点検を実施している 定量的な数値目標を達成しものの、労働者の安全を確保することは、 | の発生状況及び労働災害 | 様の問題が発生することがないよう再発

本項目については重要度が高い目標設 定をしている中で、労働安全の保持に向け た各種取組や労働災害発生時の適確な対 応は実施していると認められるものの、労 同種・類似の労働災害が ┃働災害防止に向けた各種取組を進める中、 働災害が発生しており、職場環境の維持に 向けた更なる改善が必要であることから 「C」評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

法人が自ら課題としているとおり、同 種・類似の労働災害が発生しないよう、再 発防止の徹底を図る必要があり、危険予知 に関する教育をはじめとした安全衛生教 育の更なる徹底に取り組むことが求めら れる。

	各機関の安全衛生委員会等による安全衛生に係る点検
	(注 3) 衛生点検
	各機関の衛生管理者等による衛生環境管理状況の点検
●重大な	:労働災害 ホー労働災害の発生状況
の発生	件数(0) 計画等に基づき各種取組を実施し、労働災害は8件(休業4日以
件)	上1件)発生した(参考:令和2年度労働災害17件(休業4日以上
	4件))。重大な労働災害の発生はなかったが、休業した事案の概要
○労働災	と
	・ 小田原工場の抄紙機において実験紙の通紙作業時、ローラーに
※「重	大な労働 左手指先を挟み負傷した(10月)。そのため、小田原労働基準監 左手指先を挟み負傷した(10月)。
災害	」とは、死 督署から「令和3年10月20日に発生した労働災害に関して、紙
亡災	害又は一を通すロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分に、囲
時に	3人以上 い、ガイドローラー等を設けていなかった」等により是正勧告を
の負	傷者を伴り、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは
う労	働災害を 当該是正勧告に対しては、他の部位も含め、危険箇所を洗い出
いう	。
	当該措置をまとめた是正・改善報告書を小田原労働基準監督署に
	提出した結果、是正・改善が確認されたものとして受理された(令
	和4年2月)。
	上記事象を受けて、全機関に対して令和4年2月から特別安全
	点検、危険箇所の洗い出し及び安全対策措置を実施するともに、
	国立印刷局で過去に発生した災害事例を基に、全職員を対象に危
	険予知トレーニングを実施する等、安全に対する意識の高揚を図
	った (令和 4 年 2 月)。
	また、令和2年度に小田原工場で発生した労働災害に対する労
	働基準監督署からの是正勧告を踏まえた是正・改善措置を受け
	て、同種の設備を保有する岡山工場においても、既に講じている
	類似災害防止策(立入制限区域に侵入防止用チェーンの設置、継
	続的な安全教育、定期的な安全点検等)に加えて、小田原工場で
	行った是正・改善措置(停止スイッチ、警告灯の設置等)の導入
	に向けて手続を進めた。

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
VII - 5 - (2)	健康管理の充実						
当該項目の重要 度、困難度		関連する政策評価・行政事 業レビュー	_				

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
健康管理に資する計画 の策定の有無	有	有	有	有					
定期健康診断の受診率	100%	100%	100%	100%					
健康管理に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のう ち健康指導・教育・メンタルへ ルス対策に係る項目に限る		100%	100%					

年度目標	事業計画	評価指標 :	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
平 及 日 保	尹未订四	計	業務実績	自己評価	
(2) 健康管理の充実	(2)健康管理の充実		(2) 健康管理の充実	<評定と根拠>評定:B	評定 B
健康管理に資する計	健康管理に資する計画	●健康管理に資す	安全衛生管理計画(以下「計画」という。)を策定(令和3年3月)		<評価の視点>
画を定め、当該計画に沿	に基づき、職員の健康確	る計画の策定の	し、これに沿って重点実施事項に確実に取り組んだ。	健康診断については、	健康管理に資する計画を策定し、職員の傾
って定期健康診断を確	保のため、定期健康診断	有無	これにより、計画に対する実施率は100%となった。	対象者全員に対して一般	康の確保に取り組んだか。
実に受診させるととも	受診率100%を目指し		具体的な取組については、次のとおりである。	定期健康診断及び特別健	
に、その結果に基づく有	て取り組みます。また、健	●定期健康診断の	イ 定期健康診断の実施状況	康診断を実施するととも	<評価に至った理由>
所見者への計画的な健	康診断及び特別検診など	受診率(10	全職員を対象とした一般定期健康診断(年1回)については、対	に、産業医及び保健師に	国立印刷局安全衛生管理計画を策定した
康指導・教育などのフォ	の結果に基づく有所見者	0 %)	象者 4,208 名全員に対し実施した (受診率 100%)。また、深夜業務、	よる有所見者への健康指	上で、当該計画に基づき一般定期健康診断及
ローアップを行うこと	への健康指導・教育など		化学物質を取り扱う業務等に従事する職員を対象とした特殊健康	導・教育についても確実	び特別健康診断を全対象職員に対して確実
により、職員の健康を確	のフォローアップや長時	●健康管理に資す	診断(年2回)については、対象者延べ2,554名全員に対し実施し	に実施している。	に実施したほか、有所見者及び経過管理対象
保する。また、計画的な	間労働者への面接指導を	る計画の確実な	た (受診率 100%)。		者に対しては面接指導等を確実に行うなと
メンタルヘルス対策を	行うほか、職員の心身両	実施(対計画1		ストレスチェックのほ	適切な健康指導に取り組んでいる。また、各
行うことにより、職員の	面の健康管理の充実を図	00%、ただし	ロ 健康指導等の実施状況	か、各機関において生活・	機関においてストレスチェックを実施した
心身両面の健康管理の	るため、「労働安全衛生	計画のうち健康	(イ) 有所見者への健康指導・教育の実施状況	就業環境に変化のあった	上で、結果に応じて産業医が面接指導を実施
充実を図る。	法」(昭和 47 年法律第 57	指導・教育・メン	・ 健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うととも	職員を対象とした面談を	するなど、メンタルヘルスケアの充実にも取
	号) に基づくストレスチ	タルヘルス対策	に、一般定期健康診断及び特殊健康診断の有所見者を対象に、	継続実施することによ	り組んでいる。
	ェック並びに研修及び情	に係る項目に限	産業医による面接指導等を実施した(実施率100%)。また、経	り、長期休業職員以外の	なお、新型コロナウイルス感染症対策に際
	報提供を行うなど、メン	る)	過管理対象者には、保健師による保健指導・教育等のフォロー	職員のメンタルヘルス対	しては、発熱等の症状が見られる職員の出勤
	タルヘルス対策の充実に		アップを実施した(実施率 100%)。	策に取り組んでいる。	自粛や手指消毒・検温の励行等を指示するほ

取り組みます。	・ 労働安全衛生法令等に基づき、長時間労働による健康障害を	長期休業職員に対する	か、PCR検査キットの活用による感染拡大
	防止するため、月の時間外労働が一定時間以上の職員に対して	「職場復帰支援プログラ	防止策を徹底して講じている。
	産業医による面接指導 (80 時間以上の場合) 又は保健師による	ム」に基づく職場復帰の	
	保健指導(45 時間以上80 時間未満の場合)を実施した(実施	支援などに取り組んだ結	以上を踏まえ、本項目については事業計画
	率 100%)。	果、長期休業職員(48人)	における所期の目標を達成していると認め
		のうち32人(67%)の職	られることから「B」評価とする。
	(ロ) メンタルヘルス対策の実施状況	員が職場への復帰を果た	
	・ メンタルヘルスケアの充実を図るため、面接指導者である産	しており、計画的な職場	
	業医及び保健師に対し精神科医による助言指導を行った。	復帰への支援に努めてい	
	・ 職場復帰支援プログラム(注)に基づき、心の健康問題によ	る。	
	り 30 日以上の長期間休業した職員(以下「長期休業職員」と		
	いう。) に対し、産業医による面談を実施(実施率100%) し、	新型コロナウイルス感	
	当該職員の円滑な職場復帰に向けた支援を行った。	染症の感染拡大防止につ	
	・ 新規採用職員や転入者など生活・就業環境に変化のあった職	いては、政府や一般職国	
	員を対象に、カウンセラーによるカウンセリングを実施した	家公務員の対応を踏ま	
	(実施率 100%)。	え、迅速かつ確実に実施	
	・ 労働安全衛生法令に基づき、全職員に対するストレスチェッ	している。	
	クを実施した (実施率 100%)。また、その結果に応じて、産業		
	医による面談を実施した。		
		以上のことから、「健康	
	(注) 職場復帰支援プログラム	管理の充実」については、	
	長期休業職員等の職場復帰のための支援体制を定め、職員	定量的な数値目標を達成	
	の円滑な職場復帰と再発防止を図るための手引	しており、定性的な取組	
		については事業計画にお	
	ハーその他	ける所期の目標を達成し	
	役職員への新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、	ていると認められること	
	感染症対策委員会を設置し、基本的な対策として、職員に手指消毒、	を踏まえ、「B」と評価す	
	検温、咳エチケットを励行するとともに、職員の日々の健康状態を	る。	
	確認し、り患疑いのある職員を自宅待機させる等の対応を図った。		
	あわせて、都道府県の保健所業務の逼迫により医療機関でPCR	<課題と対応>	
	検査を受けられない濃厚接触者に特定された職員が出た場合、国立	特になし。	
	印刷局で購入したPCR検査キットを活用して速やかに感染の有		
	無を確認できるよう、感染拡大防止に取り組んだ。		

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
VII - 5 - (3)	職務意識の向上・組織の活性化							
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事	_					
度、困難度		業レビュー						

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

左座日博	車光計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
年度目標	事業計画	計価指標	業務実績	自己評価	
3)職務意識の向上・	(3) 職務意識の向上・組織		(3) 職務意識の向上・組織の活性化	<評定と根拠> 評定:B	評定 B
組織の活性化	の活性化	○役員間、役職員	イ 各部門における密なコミュニケーションの取組		<評価の視点>
役員間、役職員	役員間、役職員間、各部門	間、各部門間に	職務に対する意識の向上及び組織の活性化に向けて、新型コロナ	職務意識の向上・組織の活性	役員間、役職員間、各部門間におけ
間、各部門間におい	間において、密なコミュニ	おける密なコ	ウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた上で役員間、役職員間、	化については、理事会等の各種	なコミュニケーションが実現するよ
て、密なコミュニケ	ケーションを図ることによ	ミュニケーシ	各部門間における密なコミュニケーションを図ることにより、職務	会議、業務プロセスにおける関	り組んだか。
ーションを図るこ	り職務への相互理解を深め	ョンの取組	への相互理解を深めた。	係部門間の情報共有・課題解決	
とにより職務への	つつ、実施する施策の背景		・ 理事会等の各種会議において、経営層が施策・課題について認	への取組、上司・部下間の報告・	<評価に至った理由>
相互理解を深めつ	や目的、課題に係る情報の		識統一を図るとともに、理事及び各部門の長における定期的な打	相談等の更なる徹底を始めと	理事会等の会議で経営層に認識統
つ、実施する施策の	共有等を通じて、役職員が		合せ会を経て、情報共有を図った。また、各部門の連絡会等を通じ	する内部統制の推進に向けた	図られた施策や課題については、当該
背景や目的、課題に	国立印刷局の使命の重要性		て、その取扱いに留意しつつ、各種会議の議事内容等により、その	取組、コンプライアンスに関す	等が実施される基となった背景や目的
係る情報の共有等	を認識し、その職責を確実		背景や目的も含めて職員に伝達し、所管する課題の解決に向けて	る職員意識調査・座談会などを	担当する現場職員にも理解されるよう、
を通じて、役職員が	に果たせるよう、職務に対		取り組んだ。	通じて役員間、役職員間、各部	部門における連絡会等を活用した情報
国立印刷局の使命	する意識の向上・組織の活		・ 各部門においては、施策の達成や課題の解決に向けて、各部門	門間における密なコミュニケ	有が行われている。
の重要性を認識し、	性化をより一層進めます。		の連絡会等を通じて、施策の進捗状況、課題への対応状況等の把	ーションを図り、更なる職務に	また、実施された施策の進捗状況等に
その職責を確実に			握に当たり、職員から問題点等を含めて確認し情報共有を図るこ	対する意識の向上及び組織の	いては、問題点も含めて現場職員からで
果たせるよう、職務			とにより、組織内において相互理解を深めた。	活性化を図っている。	するとともに、理事長を含めた経営陣に
に対する意識の向			・ さらに、各部門の施策の進捗状況等については、問題点等も含		る打合せ会に毎週報告され更なる改
上・組織の活性化を			めて、理事及び各部門の長における定期的な打合せ会、毎週開催	政府や社会のデジタル化が	向けた取組が検討されている。
より一層進める。			による理事長及び理事による打合せ会(緊急事態宣言発令等の期	急速に進展し、国立印刷局の事	
			間中はリモート開催又は国立印刷局内イントラネット活用)にお	業を取り巻く環境が大きく変	さらに、事業を継続する観点から、
			いて把握し、確実な達成に向けて取り組んだ。	化している中、情報サービスの	な経営理念を策定し、役員が各機関に
			・ コンプライアンスに関する職員意識調査の結果及び報告・相談	 提供について明記するなど新	 く等して職員と意見交換し、周知・浸 ²

) to Wing A A Mail	
等に関する教育資料等を活用し、各機関における小集団(チーム・		取り組んだことは評価できる。
作業単位)によるミーティングを通じてコミュニケーションを図	一等を活用しつつ研修、説明	
ることにより、職務に対する意識の向上・組織の活性化に努めた。	会、役員との意見交換等を通じ	以上を踏まえ、本項目については事業計
	て周知・浸透に向けて取り組ん	画における所期の目標を達成していると
ロ 経営理念の見直し	でいる。	認められることから「B」評価とする。
・ 政府や社会のデジタル化が急速に進展し、国立印刷局の事業を		
取り巻く環境が大きく変化している中、情報サービスの提供につ	以上のことから、「職務意識	
いて明記するなど新たな経営理念として整理し(6月)、各機関の	の向上・組織の活性化」につい	
意見を反映し策定した(7月)。	ては、定性的な取組について事	
・ 各機関との意見交換を実施するとともに、研修や説明会等の機	業計画における所期の目標を	
会を捉えて、新たな経営理念を周知した(6月~令和4年3月)。	達成していると認められるこ	
新たな経営理念をコンプライアンスマニュアルに反映させると	とを踏まえ、「B」と評価する。	
ともに、ポスター等を作成し各所に掲示した(7月~令和4年2		
月)。	<課題と対応>	
・ コンプライアンスに関する意識調査の実施に合わせ、新たな経	特になし。	
営理念の職員への浸透状況を把握した。また、理事が自ら各機関		
に出向き、又はリモート開催により各機関の各階層の職員と意見		
交換を行い、新たな経営理念の周知・浸透に向けた取組状況及び		
その課題を確認した(令和4年3月)。		
ハ 内部統制の推進による取組 (「 WI 1. (1) 内部統制に係る取組」参照)		
・ 理事長、理事が、自ら各機関に出向き、又はリモート開催により		
各機関の幹部と意見交換を行い、報告・相談等の徹底に向けた取		
組状況及びその課題を確認した(4月~12月)。		
・ 研修や説明会等の機会を捉えて、各機関において、報告・相談等		
の重要性等について意識啓発を行った(6月~9月)。		
・ 各機関との意見交換や職員意識調査の結果等を通じて、今後の		
課題として、上司・部下間でコミュニケーションの充実に対する		
認識にまだ差があることから、これまでの取組を含めて継続的に		
実施していくため、令和4年度における実施計画を策定した(令		
和4年3月)。		
7日ェ 〒 U /J / 0		
ニ コンプライアンスの確保による取組(「 VI I1.(2) コンプライアンス		
の確保」参照)		

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
VII — 6	環境保全						
当該項目の重要		関連する政策評価・行政事	_				
度、困難度		業レビュー					

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境保全計画の策定 の有無	有	有	有	有				
環境保全計画の確実 な実施	100%	100%	100%	100%				
温室効果ガスの削減	平成 17 年度比 24%減	30.9%減	28.1%減	30.4%減				
廃棄物排出量の削減	過去5年平均以下	[目標:6,324 t] 5,742 t	[目標:6,222 t] 6,220 t	[目標:6,219 t] 6,795 t				
ISO14001認 証の維持・更新	100%	100%	100%	100%				
環境報告書の作成、 公表の有無	有	有	有	有				

左	事₩⇒1.而	⇒ (五十户+無	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価	
5. 環境保全	6. 環境保全		6. 環境保全	<評定と根拠> 評定:B	評定 B
製造事業を営む公	地球温暖化などの環境	●環境保全計画の策	環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、環境保全計画(以		<評価の視点>
的主体として模範と	問題へ積極的に貢献する	定の有無	下「計画」という。)を策定(令和3年3月)し、当該計画に基づ	温室効果ガス排出量については、	環境保全計画を策定し、着実に実施し
なるよう、地球温暖化	ため、引き続き環境保全	●環境保全計画の確	き環境マネジメントシステムの確実な運用を図り、各種取組を実施	空調機の更新やLED照明器具の	いるか。
などの環境問題へ積	と調和の取れた事業活動	実な実施(対計画	したことにより、計画に対する実施率は 100%となった。	採用など、環境マネジメントシステ	
極的に貢献する観点	を遂行すべく、「地球温暖	1 0 0 %)	具体的な取組については、次のとおりである。	ムに基づき省エネルギーの取組を	<評価に至った理由>
から、「地球温暖化対	化対策計画」(平成 28 年 5			実施したことにより、目標(平成17	環境保全計画を策定した上で、環境で
策計画」(平成28年5	月 13 日閣議決定)等を踏		(1)環境法規制の遵守	年度比 24%減)を 120%以上達成と	ジメントシステムの確実な運用を図っ
月 13 日閣議決定)等	まえた環境保全計画を策		環境関連法令等の確実な遵守のため、「環境関連法令等各種	なる 30.4%の削減となっている。	いる。具体的には、空調機の更新などコ
を踏まえた環境保全	定し、確実に実施します。		届出・申請等一覧表詳細」及び「特定施設(設置・変更)届出		ルギー効率の高い設備の導入により温
に関する計画を策定	温室効果ガス排出量の		表」の点検・更新等を行い(9月)、各機関における遵守状況の	廃棄物排出量について、損紙屑を	効果ガスの排出量削減は目標値の24
し、当該計画に沿っ	削減については、効率性		調査を実施した(11月)。	廃棄物として処分せざるを得なか	を上回る30.4%(対目標値127%
て、効率性に配慮しつ	にも配慮しつつ環境設備			った (1,763t) ため、6,795t となっ	の削減となっているほか、すべての工場
つ必要な設備を備え	の的確な導入を進め、令	○環境保全のために	(2)温室効果ガス排出量の削減	たが、その要因を除いた場合の廃棄	び研究所においてISO14001割
るとともに、環境物品	和3年度の温室効果ガス	必要な設備の的確	温室効果ガス排出量の削減につながる設備投資について、効	物排出量は 5,032t となり、過去 5	の維持・更新を行っている。

の確実な調達やIS 014001認証の 維持・更新等を行うこ とにより、環境保全を 図る。

排出量を、平成17年度 と比較し、24%以上削 減するよう取り組みま

廃棄物排出量の削減に ついては、廃棄物の減量 化対策に取り組むことに より、令和3年度の廃棄 物排出量を過去5年間の ●廃棄物排出量の削 実績平均値以下とするよ う取り組みます。

また、環境保全活動の 継続的改善を図るため、 環境マネジメントシステ ムを運用し、ISO14 001認証の維持・更新 を行うとともに、役職員 の環境保全意識の向上を ■ I S O 1 4 0 0 1 図り、事業活動全般にお いて環境負荷の低減に取 り組みます。

さらに、環境保全計画 に基づく環境関連法令の 遵守、資源・エネルギー使 用量の抑制など、環境に 対する取組について記載 した環境報告書を引き続 き作成し、ホームページ において公表します。

な導入及び導入時 における効率性の 検証

- ●温室効果ガスの削 減(平成17年度 比24%減)
- 減(過去5年平均 以下)

認証の維持・更新

●環境報告書の作 成、公表の有無

率性の検証を行うなど事前確認を実施し、設備投資計画に反映 | 年平均の排出量を 1,187t 下回って した。

空調機の更新、LED照明器具の採用など、エネルギー効率 の高い設備の導入により、温室効果ガス排出量は 36,230t-CO₂ となり、基準年度である平成17年度排出量(52,086t-CO₂)に | 認証を維持・更新することができた | ジに公表している。 対し30.4% (15,856 t-CO₂) の削減となった。

(3) 資源使用量の抑制及び廃棄物削減の推進

製紙工程で排出される紙料の回収・再利用を行うなど継続的 に廃棄物の発生を抑制する取組を行ったものの、国内外におけ る廃棄物のリサイクル情勢の変化 (中国における経済成長に伴 | 係る取組を広く情報発信するため、 う諸外国からの廃棄物輸入制限など)を背景として、従来、有 価物としてリサイクル業者に売り払っていた損紙屑を廃棄物 成し、公表している。 として処分せざるを得なかった(1,763t)ため、廃棄物排出量 が 6,795t となり、過去 5 年平均排出量 6,219t を上回った。

(4) ISO14001 認証の維持・更新

ISO14001(注)認証について審査を受審し、次の通り認証 │ 化によるものであること、また、温 の維持・更新を行った。

- ・ 維持 研究所・東京工場・王子工場・小田原工場・静岡工 | な数値目標を 120%以上達成してお 場・岡山工場
- 更新 彦根工場

(注) ISO14001

企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめ ることを目的に定められた、環境に関する国際規格

(5) 環境保全に関する啓発活動の推進

各機関において、環境月間の取組として、環境保全に対する 意識を高めるための教育等を行った(6月)。

令和2年度の環境保全に係る活動実績を「環境報告書2021」 として作成し、ホームページで公表した(7月)。

いる。

ISO14001 認証審査において、 ことは、環境マネジメントシステム 結果である。

以上のことから、「環境保全」につ り、定性的な取組については事業計 画における所期の目標を達成して | 策> いると認められることを踏まえ、 「B」と評価する。

<課題と対応>

国内外における廃棄物のリサイ クル情勢を考慮しつつ、廃棄物排出 量削減に向けて取り組む。

また、環境保全意識の向上を図るため、 美化活動や講演会等の啓発活動を引き続 き推進しており、活動実績については「環 境報告書」に取り纏めた上で、ホームペー

なお、令和3年度においては、廃棄物排 の運用が確実に行われ、各職員が環 | 出量の削減が6,795 t と、過去5年平 境保全活動に積極的に取り組んだ 均排出量を上回っている。これは、国内外 のリサイクル情勢の変化を要因として、有 価物である損紙屑を廃棄物として処理せ 国立印刷局における環境保全に│ざるを得なかったためであり、その影響を 控除した場合は5,032tとなり、過去 毎年度継続的に「環境報告書」を作 5年平均排出量を下回っているものの、廃 棄物排出量の削減に向けて努められたい。

以上を踏まえ、本項目については、廃棄 いては、廃棄物排出量が目標値を上し物排出量の削減が未達だったものの、他の 回った要因がリサイクル情勢の変|指標はすべて達成しているほか、全体とし ては事業計画の所期の目標を達成してい 室効果ガス排出量の削減が定量的 | ると認められることから「B | 評価とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

有価物である損紙屑を廃棄物として処 理する状況が継続する中においても、廃棄 物排出量を削減するよう取り組むことが 求められる。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
VII — 7	積立金の使途						
当該項目の重	_	関連する政策評価・行政	_				
要度、困難度		事業レビュー					

2.	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価			
	7. 積立金の使途		7. 積立金の使途	<評定と根拠> 評定:-	評定	_	
	「独立行政法人国立印刷		該当はなかった。		_		
	局法」(平成 14 年法律第 41			<課題と対応>			
	号) 第15条第2項に基づ			特になし。			
	き、前事業年度の終了時に						
	おいて積立金に係る主務大						
	臣の承認を受ける計画はあ						
	りません。						

4. その他参考情報		
特になし。		